

第IV編 P F I 導入の検討

1. 本編のねらいと構成	1
1.1. 本編の目的と位置付け	1
1.2. 改訂の経緯	2
1.3. 改訂のポイント	3
1.4. 本編の構成	4
1.5. PFI の概要	5
1.5.1. PFI 法の制定	5
1.5.2. 従来型の民間委託との違い	5
1.5.3. 公共施設等運営権に係る制度（コンセッション）の創設	6
1.5.4. PFI 法の主な改正の過程	7
1.5.5. PFI 事業による効果	8
1.5.6. 国等のガイドライン	10
1.5.7. 水道事業への PFI 導入の前提条件	13
2. PFI における検討内容	14
2.1. PFI 導入可能性の簡易判定	14
2.1.1. 簡易判定の基本的考え方と判定フロー	14
2.1.2. 判定評価指標と判定基準	16
2.2. PFI 導入可能性調査	22
2.2.1. 概要	22
2.2.2. 前提条件の整理	25
2.2.3. 先進事業・類似事業の調査	27
2.2.4. 法制度・支援措置等の整理	28
2.2.5. 事業スキームの検討	31
2.2.6. 対価支払い方法	35
2.2.7. 事業継続が困難な場合の措置の検討	38
2.2.8. リスク分担の検討	39
2.2.9. 民間事業者の意向調査	54
2.2.10. VFMの検討	55
2.2.11. 総合的評価	74
2.2.12. スケジュールの検討	75
2.3. PFI 事業の実施	78
2.3.1. 概要	78
2.3.2. 実施方針の策定及び公表	81

2.3.3.	特定事業の評価・選定、公表	82
2.3.4.	民間事業者の募集、評価、選定	83
2.3.5.	事業契約等の締結等	85
2.3.6.	事業の実施、モニタリング等	86
2.3.7.	事業の終了	98
3.	コンセッション型における検討内容	99
3.1.	コンセッション導入における検討事項	99
3.1.1.	水道事業の経営主体及び認可	99
3.1.2.	水道料金	101
3.1.3.	給水義務等	104
3.1.4.	国庫補助	106
3.1.5.	更新・新規投資	109
3.1.6.	運営権対価	113
3.1.7.	VFM	116
3.1.8.	その他の検討すべき事項	119
3.2.	コンセッション型事業の実施における留意事項	127
3.2.1.	検討内容の概要と進め方	127
3.2.2.	実施方針の策定、条例の制定及び公表	129
3.2.3.	特定事業の評価・選定、公表	135
3.2.4.	民間事業者の募集、評価、選定	136
3.2.5.	契約上の事務手続き（実施契約の内容）	138
3.2.6.	事業の実施、モニタリング	142
3.2.7.	事業実施期間中の留意事項	144
3.2.8.	事業の終了	148
4.	民間発案の場合の対応	149
4.1.	民間提案への対応	149

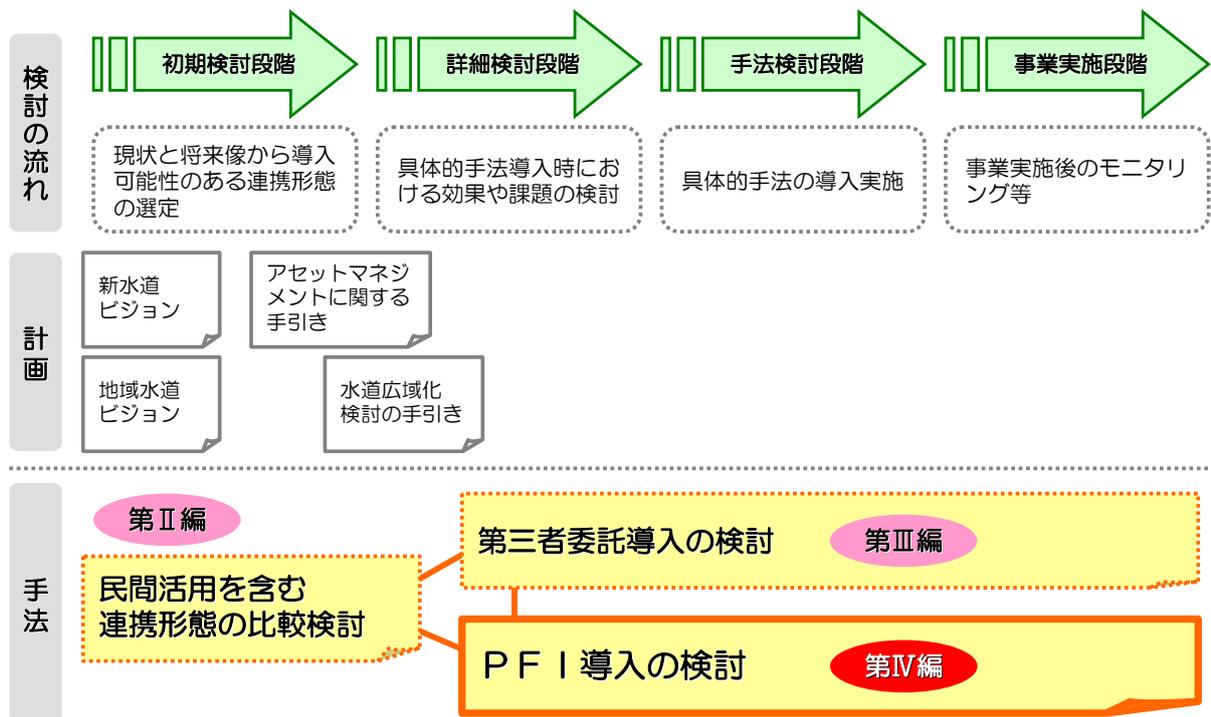
1. 本編のねらいと構成

1.1. 本編の目的と位置付け

本編は、水道事業者等による PFI の普及・啓発を図り、水道事業の運営基盤強化に適正に活用されるよう、PFI の導入を検討する際の手引きとして、『水道事業における PFI 導入検討の手引き（平成 19 年 11 月策定）』を改訂したものである。その位置づけは図IV-1-1 に示すように、PFI の導入を検討する際の詳細検討、手法検討、事業実施の各段階での検討手法等について示している。

ねらいとしては、PFI 事業の実施プロセスのうち、事業の発案段階において、対象となる公共施設等の整備等の事業に PFI を導入するかどうかを検討する際に必要となる「PFI 導入可能性の簡易判定」及び「PFI 導入可能性調査」を行う際の参考資料として活用されることを想定している。

なお、初期検討段階において適切な連携形態の検討を行う際には、「第Ⅱ編 民間活用を含む連携形態の比較検討」、また、詳細検討以降の段階において第三者委託の検討を行う際には、「第Ⅲ編 第三者委託導入の検討」を参考にされたい。



図IV-1-1 本編の位置付け

1.2. 改訂の経緯

厚生労働省は、水道事業における PFI 事業実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、(財)水道技術研究センターへの委託事業により、先進事例等を活かした「水道における PFI 事業の導入検討のための手引き」として平成 19 年 11 月にとりまとめた。

その後、平成 20 年 7 月に改訂した水道ビジョンでは、新たな運営形態の導入による民間部門の業務評価を公正かつ技術的、客観的に行う取り組みが十分ではないという指摘により、事業運営に係る業務評価についての重点取り組み項目が示された。

これを受けて厚生労働省では、平成 21 年度より「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査」を行い、また「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査検討委員会（座長 中北徹東洋大学大学院教授）」にて、民間活用の際のモニタリング（業務監視）手法や発注時の性能発注方式の促進等について、3 回にわたり検討を頂いた。

本編はこの検討委員会の検討結果に加えて、その後の官民連携に関する各種制度の改正や新水道ビジョンの公表（平成 25 年 3 月）等を受けて、情報の更新や他の手引きとの合冊を行い、『水道事業における官民連携に関する手引き』の第IV編として平成 25 年度にとりまとめたものである。

水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査検討委員会	
〔委員一覧〕 (敬称略・五十音順)	
所属	氏名
太田市上下水道局上下水道総務課参事	大隅 良也
横浜市水道局給水部給水課課長補佐給水係長	鈴木 雅彦
座長 東洋大学大学院経済学研究科教授	中北 徹
社団法人日本水道工業団体連合会会員 荏原エンジニアリングサービス株式会社 営業本部オペレーション営業統括	與三本 毅
社団法人日本水道協会水道技術総合研究所主任研究員	渡辺 映一
〔事務局〕	
所属	氏名
日本経済研究所常務取締役・調査本部長	金谷 隆正
日本経済研究所調査局調査第一部副部長	望月 美穂
〔オブザーバー〕	
厚生労働省健康局水道課水道計画指導室	

1.3. 改訂のポイント

主な改訂のポイントは以下のとおりである。

- ・ PFI 法改正を受けて、平成 25 年度に内閣府より示された『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』をもとに、水道事業に対して公共施設等運営権を導入する場合の留意事項などを新たに加筆した。
- ・ 具体的には、内閣府のガイドラインで示されている「事業の発案」段階の概説に対して、我が国の水道事業における既存の PFI 導入先進事例の知見等を活かして、PFI 導入を検討する際の考え方や留意事項、意思決定を行う際の判断材料等について、より実務的な解説を加えた。
- ・ また、PFI 法改正により、民間事業者が PFI 手法を用いた特定事業を実施しようとする場合に、地方公共団体に対して、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案できることとなったため、民間事業者から提案を受けた際の、地方公共団体が取るべき対応等について加筆した。
- ・ 「水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査検討委員会」における検討結果を基に、PFI 事業実施の際のモニタリング（業務監視）や発注時の性能発注方式の促進等を加筆した。
- ・ その他、PFI 事業に関する最新の知見を反映し加筆した。

1.4. 本編の構成

本編の構成は以下のとおりである。

2. PFI における検討内容

2.1 PFI 導入可能性の簡易判定

ある事業を実施しようとする時に、PFI 手法の導入について検討することが妥当か、また、粗い検討によっても PFI に拠ることが有効かどうかを簡易的に判定することができるような定性的評価及び定量的評価の方法を提示した。

2.2 PFI 導入可能性調査

我が国の水道事業及び他の分野における PFI 導入先進事例の知見等を参考にしながら、PFI 導入を検討する際の考え方、留意事項、意思決定を行う際の判断材料等について実務的な解説を行った。

2.3 PFI 事業の実施

実際の PFI 事業の実施に際して、実施方針の策定から事業者の選定、事業の終了に至るまでに、必要となる手続き、留意事項等について実務的な解説を行った。

3. コンセッション型における検討内容

3.1 コンセッション導入における検討事項

従来型 PFI が施設整備のための資金確保を主な目的としているのに対して、公共施設等運営権制度（コンセッション）では、水道事業の継続性を確保することが重要になることを踏まえ、事業認可、水道料金、給水義務等、コンセッション方式のポイントについて解説した。

3.2 コンセッション型事業の実施における留意事項

現時点での知見や関連省庁の見解等をもとに、コンセッション型事業の実施に際して必要になると考えられる検討事項を記述した。

4. 民間発案の場合の対応

4.1 民間提案への対応

民間事業者からの PFI 事業実施の提案について、提出される書類や、地方公共団体が取るべき対応について記述した。

1.5. PFI の概要

1.5.1. PFI 法の制定

我が国では、公共施設の整備とサービス提供を民間に開放するために、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」（以下、「民活法」という。）が昭和 61 年に施行され、研究開発施設等 17 部門の「特定施設」の社会資本整備について、官民による協業の枠組みが制度化された。

その後、英国で誕生した PFI（Private Finance Initiative）は、より効率性の高い社会資本整備手法のひとつとして、我が国においても期待される制度と位置付けられるようになった。この制度の導入にあたっては、我が国の諸制度等に適合した仕組みとするため、民活法よりもさらに規制緩和を図るべく検討が行われた。具体的には、民間資金等を活用した公共施設等の整備ならびに公共サービスを「特定事業」として位置付け、民間の技術的ノウハウや経営手法を発揮する機会の拡大を図るとともに、事業契約において官民の責任やリスク分担等を明確に定め、民間事業者の選定に際して透明性を強く求めることとした。このようにして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI 法」という。）が平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号として成立し、同年 9 月 24 日に施行された。

PFI 法では、第一条において下記の目的を定めている。国や地方公共団体が厳しい財政状況にある中で、高度成長期に集中投資した施設を維持・更新するためのひとつの手法として期待される手法である。

<p>第一条（目的） この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>

1.5.2. 従来型の民間委託との違い

公共施設の整備における従来型の民間委託では、「分割委託」、「仕様発注」、「単年度契約」などの形態が多く、事業プロセスの一部の作業のみを民間事業者に委託し、施設の所有権及び事業主体は公共側にある。これに対して PFI は、民間から質の高い公共サービスを調達（購入）するという考えに基づき、「包括委託」、「性能発注」、「複数年度契約」が原則となっている。事業主体は民間事業者にあることが多く、また、民間事業者が施設の所有権を有する場合もある。

公共サービスの調達において、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）が供給されることを計測するための指標として、VFM（Value For Money）がある。これは公共施設等の整備等に関する事業を民間が行う場合と公共側が行う場

合の価格差を指標化したものであり、高いVFMを得られることがPFI事業として実施する上での判断基準となる。

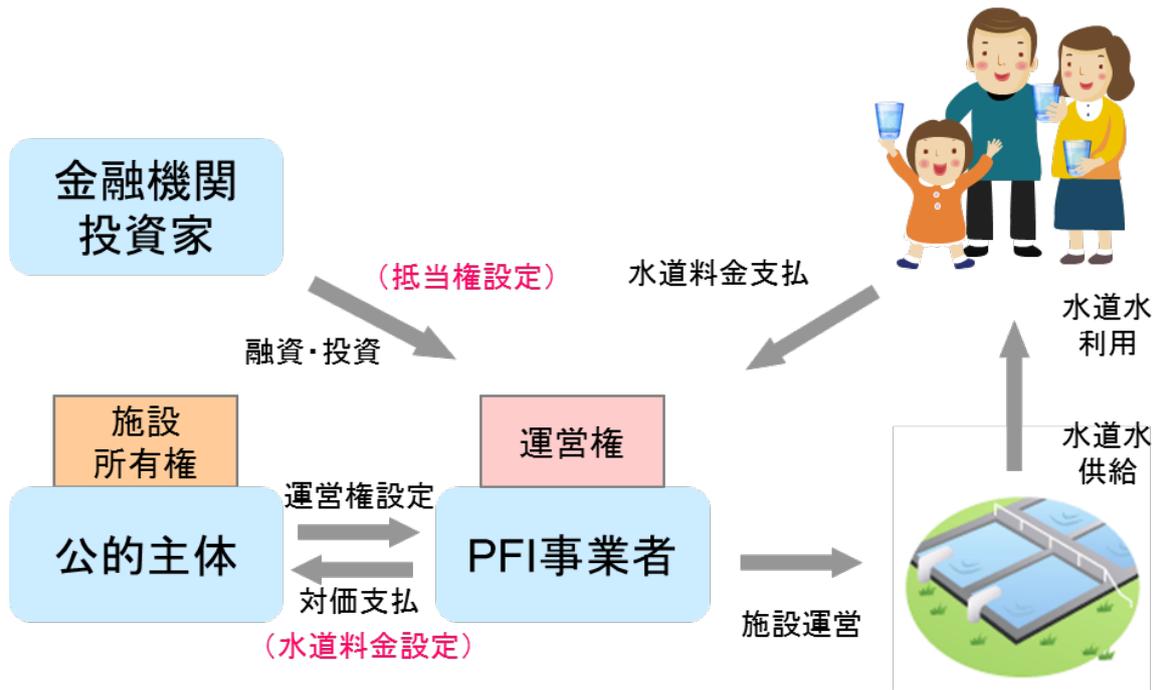
1.5.3. 公共施設等運営権に係る制度（コンセッション）の創設

内閣府によると、平成22年末時点で約375件のPFI事業が実施されているが、その内訳を見ると大半はサービス購入型であり、独立採算型は少ない状況にある。独立採算型が普及しない主な課題として、運営面で民間事業者の自由度が必ずしも高くないことや、民間事業者が需要変動リスクを負うといった課題に対応した資金調達環境が整備されていないこと等が挙げられていた。

このような背景のもと、平成23年6月1日にPFI法改正法が公布され、公共施設等運営権に係る制度（コンセッション）の創設など、PFI制度が大きく改正されることとなった。この制度は、公的主体が施設の所有権を有したまま運営権を民間事業者に付与するものである。また、民間事業者は必要に応じて金融機関から資金を調達するが、その際、運営権に抵当権を設定することができるため、民間事業者にとって資金調達が容易になるという利点がある（図IV-1-2）。

平成26年1月現在、水道事業に限らず我が国の全ての事業において導入実績は無いが、海外ではフランスや韓国等で盛んに行われている。例えばフランスではコンセッション方式の対象施設として、有料道路、空港、港湾、鉄道、水道、駐車場等の分野が挙げられており、特に水道事業の場合は新規施設の整備を前提としないアフェルマージュという手法の適用事例が多く見られる。

なお、公共施設等運営権の設定については、個別法により管理者等の設定が行われている場合には、事業の内容により設定が可能か否かの判断を行うこととされており、水道事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成25年9月20日閣議決定。以下「PFI基本方針」という。）の「別表」において、水道施設は公共施設等運営権の設定が可能であるが、水道法における許可等を受けることが必要であるとされている。



図IV-1-2 水道事業における公共施設等運営権制度の概念図

1.5.4. PFI 法の主な改正の過程

PFI 法の主な改正の過程は表IV-1-1 のとおりである。

表IV-1-1 PFI 法の主な改正の過程

改正法成立日	改正法	主な内容等
平成 13 年 12 月 12 日	法律第 151 号	行政財産の PFI 事業者への貸付を可能とするなど
平成 17 年 8 月 15 日	法律第 95 号	行政財産の貸付の拡充 (PFI 事業者から合築建物の民間施設部分を譲渡された第三者への貸付が可能になるなど)
平成 23 年 6 月 1 日	法律第 57 号	公共施設等運営権の設定が可能となるなど
平成 25 年 6 月 12 日	法律第 34 号	(株)民間資金等活用事業推進機構の目的等について規定

1.5.5. PFI 事業による効果

1) 一般的な効果

PFI 事業を行うことにより、一般的に次のような効果が期待される。

(1) 質の高い公共サービスの提供

PFI 事業では、利用者のニーズを把握し、満足度を高めるような民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスの提供が可能となる。

(2) 事業コストの削減

PFI 事業では、施設の設計から建設、維持管理及び運営の全部又は一部を一体的に民間事業者に委ねることに伴い、一括発注が行われること、また、その際、仕様発注方式ではなく性能発注方式を採用することで事業コストの削減が期待される。

また、事業を進めていく上では、需要の変動、物価や金利変動等の経済状況の変化、事故、計画の変更、天災等、様々な予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）がある。PFI 事業では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担することを契約の中で明らかにし、事業全体のリスク管理を効率的に行うことによってVFM（Value For Money）の極大化を図り、事業コストの削減を可能とする。

(3) 官民パートナーシップの形成

民間で可能な分野はできるだけ民間に任せるという考え方のもと、公共サービスの提供手段の選択肢を拡げ、それぞれに適した民間参加の方式をつくることにより、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待される。

(4) 民間の事業機会の創出

PFI 事業では、従来、官側が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらすこととなり、他の収益事業との組み合わせによって、その可能性はさらに広がるものと期待される。また、金融面から見ると、PFI 事業のための資金調達方法であるプロジェクト・ファイナンス等、新たな手法による金融環境の整備や新たなファイナンスマーケットの創設、公共施設等運営権への抵当権設定による資金調達の可能性の拡大など、新規産業の創出や経済構造改革推進の効果が期待される。

2) 公共施設等運営権の効果

公共施設等運営権の効果については、上記に加えて以下のことが挙げられる。

(1) 公的主体における効果

事業主体から対価を徴収することにより、施設収入の早期回収を実現できる。また、事業収支及びマーケットリスクの公的主体から民間事業者への移転が考えられる。

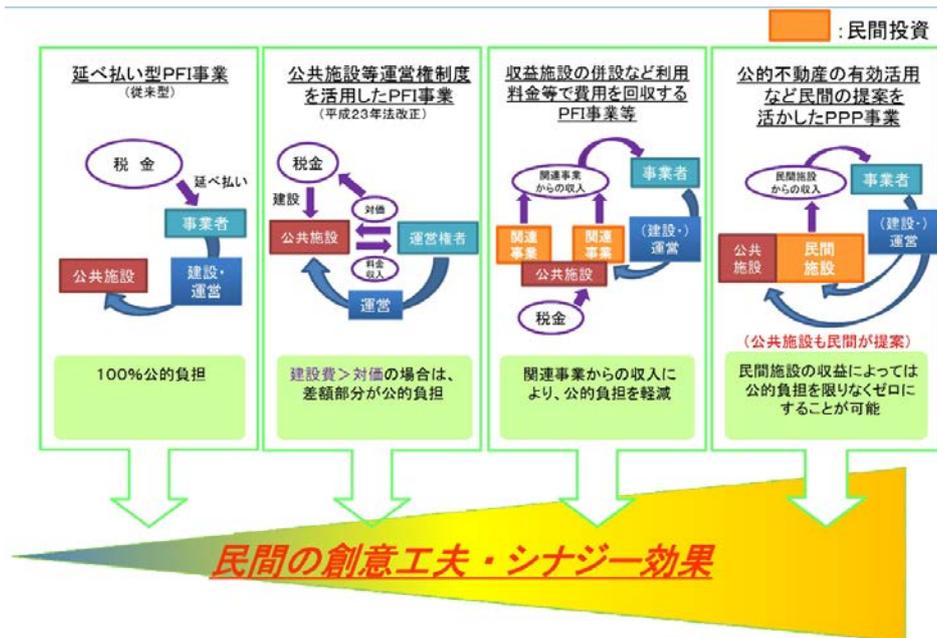
(2) 民間事業者における効果

運営権を独立した財産権とすることで抵当権の設定等が可能となり、資金調達の円滑化が図られるとともに、自由度の高い事業運営が可能となる。

(3) 金融機関等における効果

運営権に対して抵当権の設定が可能になることで金融機関の担保が安定化するとともに、運営権が譲渡可能となり、投資家の投資リスクが低下することが考えられる。

また、「PPP/PFI の抜本的改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日、民間資金等活用事業推進会議決定)において、PPP/PFI 事業は図IV-1-3 の4類型による事業を重点的に推進するとされている。本編の改訂にあたっては、「公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業」への適用に主眼を置いており、これらを公共サービスのあり方に照らして適切に選定することで、より高い効果が得られるものと考えられる。



図IV-1-3 PPP/PFI 事業の4分類

1.5.6. 国等のガイドライン

1) PFI に関連するガイドライン

PFI 法に基づく事業の円滑な実施に資するため、内閣府は「民間資金等活用事業推進委員会（PFI 推進委員会）」を設置するとともに（第1回委員会は、平成11年10月8日）、表IV-1-2に掲げるように『PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン』をはじめとする6つのガイドラインの策定及び改訂を行っている（表IV-1-2）。

これらは基本的に、国がPFI 事業を実施する際の実務上の指針として策定したものであるが、国以外の者が実施する際にも参考となりうるものである。また、各地方公共団体においても、これらのガイドラインを骨格として、独自にガイドラインやマニュアル類を整備・公表している。

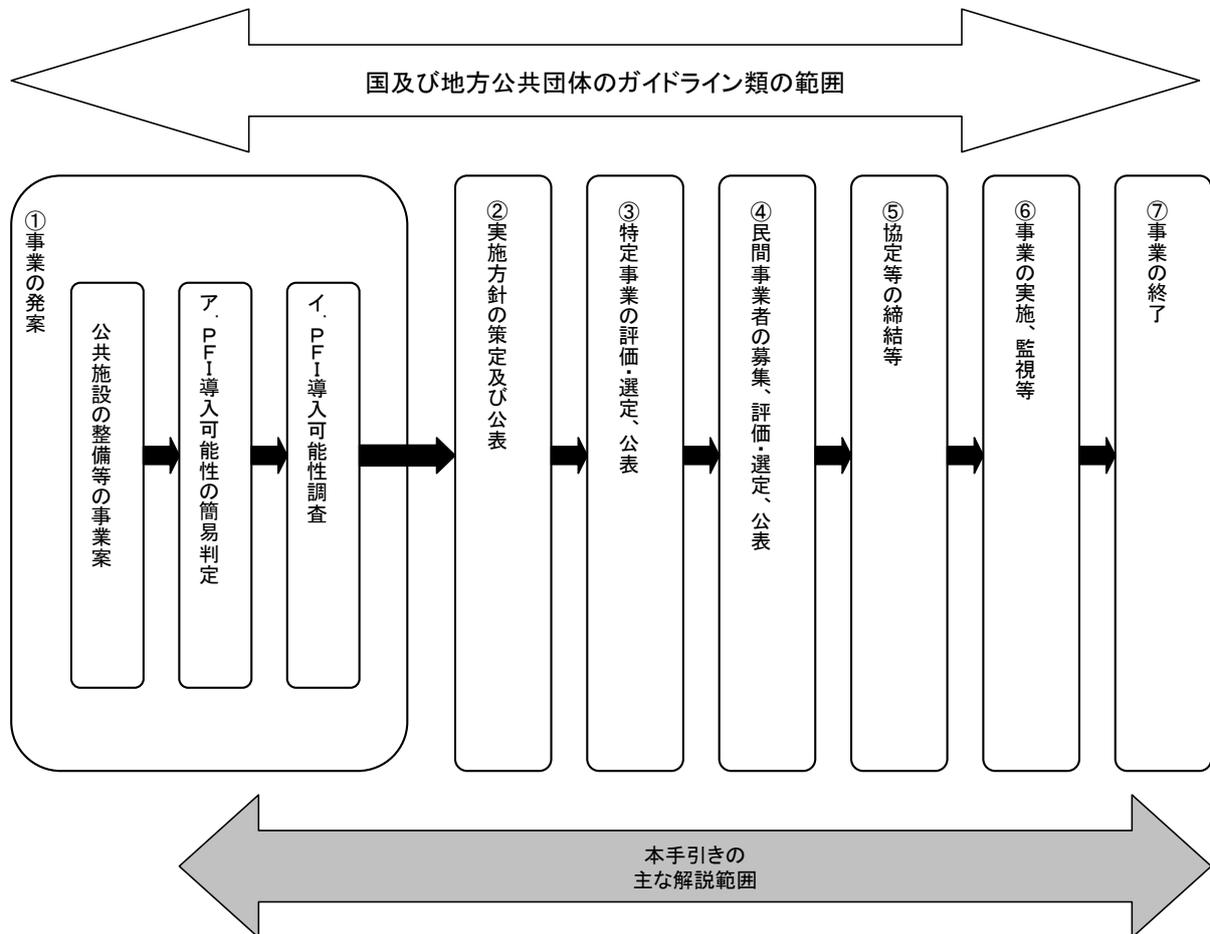
特に『公共施設運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』は、平成23年6月のPFI 法改正後に策定されたものであり、公共施設等運営権に関しての留意事項（実施方針、リスク分担、運営権対価、VFM の評価、更新投資・新規投資等）がとりまとめられている。

表IV-1-2 PFI に関連するガイドライン

ガイドラインの名称	策定・改訂の年月日
PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン	平成13年1月22日 策定 平成19年6月29日 改訂 平成25年6月7日 改訂
PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	平成13年1月22日 策定 平成25年6月7日 改訂
VFM (Value For Money) に関するガイドライン	平成13年7月27日 策定 平成19年6月29日 改訂 平成20年7月15日 改訂 平成25年6月7日 改訂
契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー	平成15年6月23日 策定 平成25年6月7日 改訂
モニタリングに関するガイドライン	平成15年6月23日 策定 平成25年6月7日 改訂
公共施設運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	平成25年6月7日 策定

2) PFI事業の実施プロセス

PFI 法に基づいて事業を進めるにあたっては、国や地方公共団体のガイドライン類に沿って進めることとなる。これらのガイドライン類より、一般的な PFI 事業の実施プロセスを図IV-1-4 に示し、各プロセスについて概説する。



図IV-1-4 一般的な PFI 事業の実施プロセス

- ① 「事業の発案」として、まず、公共施設の整備等の事業案のうち、各自治体の方針や民間の発案等を踏まえ、PFIの対象となりうるものについて、当該事業のPFI事業化の検討を始める。
 - ア. 「PFI導入可能性の簡易判定」では、当該事業がPFI事業として適合するかどうかの判定を目的として、定性的及び定量的な評価を行う。
 - イ. 「PFI導入可能性調査」では、PFIの導入可能性について具体的な調査検討を加え、その可能性を総合的に判断するために行う。
- ② 「PFI導入可能性調査」の結果を踏まえて水道事業体の方針を決定し、「実施方針の策定及び公表」を行い、実施方針に対する民間事業者からの意見の聴取を行う。
- ③ 民間事業者からの意見を踏まえて事業を正式にPFIで行うことを決定する。また、

「特定事業の評価・選定」を行い、その結果を「公表」する。

- ④ 「民間事業者の募集」を行う。PFI 事業を担う複数の民間事業者がグループを組織し（単独企業の場合もある）、応募する。グループ等の提案などを「評価」し、最も優れた提案をしたグループを PFI 事業者として「選定」し、その結果を「公表」する。
- ⑤ 水道事業体は、選定された PFI 事業者と基本協定を締結し、選定された PFI 事業者は、PFI 受託事業会社（SPC:特別目的会社）を設立する。水道事業体は、SPC との間で事業契約を締結する。その他、水道事業体と融資金融機関等、融資金融機関等と PFI 事業者など、関係者間において「協定等の締結等」を行う。
- ⑥ SPC は、契約に基づき「事業の実施」を遂行する。水道事業体は、事業の適正な実施を「監視（モニタリング）」する。
- ⑦ 「事業の終了」時には、財産は契約により移転あるいは処分される。また、SPC は、契約に基づいて解散する。

1.5.7. 水道事業への PFI 導入の前提条件

PFI 事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設の建設、維持管理及び運営を行うものであるが、必ずしも全ての事業において PFI の導入を求めるものではない。事業目的に応じて、手段の一つとして PFI を効果的に活用することが望ましく、以下に掲げる前提条件について検討し、これらを踏まえて後段の簡易判定及び導入可能性調査を行うことが望ましい。

① 基本的に施設整備業務を含むこと

従来型の PFI 業務については、委託業務の「対象」または「範囲」に「施設整備業務」が含まれることが前提である。この施設整備とは、新設だけでなく既存施設の更新や大規模修繕なども含まれる。

一方、公共施設等運営権においては、必ずしも施設整備業務を含む必要はない。また、業務範囲については水道施設の総体を対象とし、民間事業者の意向や収支見通し等を勘案した上で検討する。

② 民間事業者のノウハウを活用すること

委託業務の中で、例えば施設整備や運転管理において新たな技術を導入する等、「民間事業者のノウハウ」の活用が期待される業務範囲では、PFI の導入を検討することが望ましい。

③ 長期間にわたって実施すること

維持管理・運營業務の民間委託において、契約期間が単年度～5年程度ではなく、10年以上にわたる長期間を予定している場合や、10年間にわたって段階的に施設整備を行う等の場合は PFI の導入を検討することが望ましい。

2. PFI における検討内容

2.1. PFI 導入可能性の簡易判定

2.1.1. 簡易判定の基本的考え方と判定フロー

1) 簡易判定の基本的考え方

ある事業を PFI で実施するとの最終的な意思決定に当たっては、PFI 導入可能性調査を完了して実施方針等をまとめる必要があるが、この調査には通常 2～3 年間に要する。このため長期に渡る本格的な検討作業に入る前段で、短期間の検討により PFI 活用の可能性を簡易判定することが有効である。

簡易判定は、PFI による事業実施に関する最も初期の段階の判定を行うものであり、判定結果に基づいて PFI 導入可能性調査を進める。

2) 判定フロー

PFI 導入検討の簡易判定は、図 2-1 に示すフローにしたがって、定性的指標及び定量的指標を用いて行う。

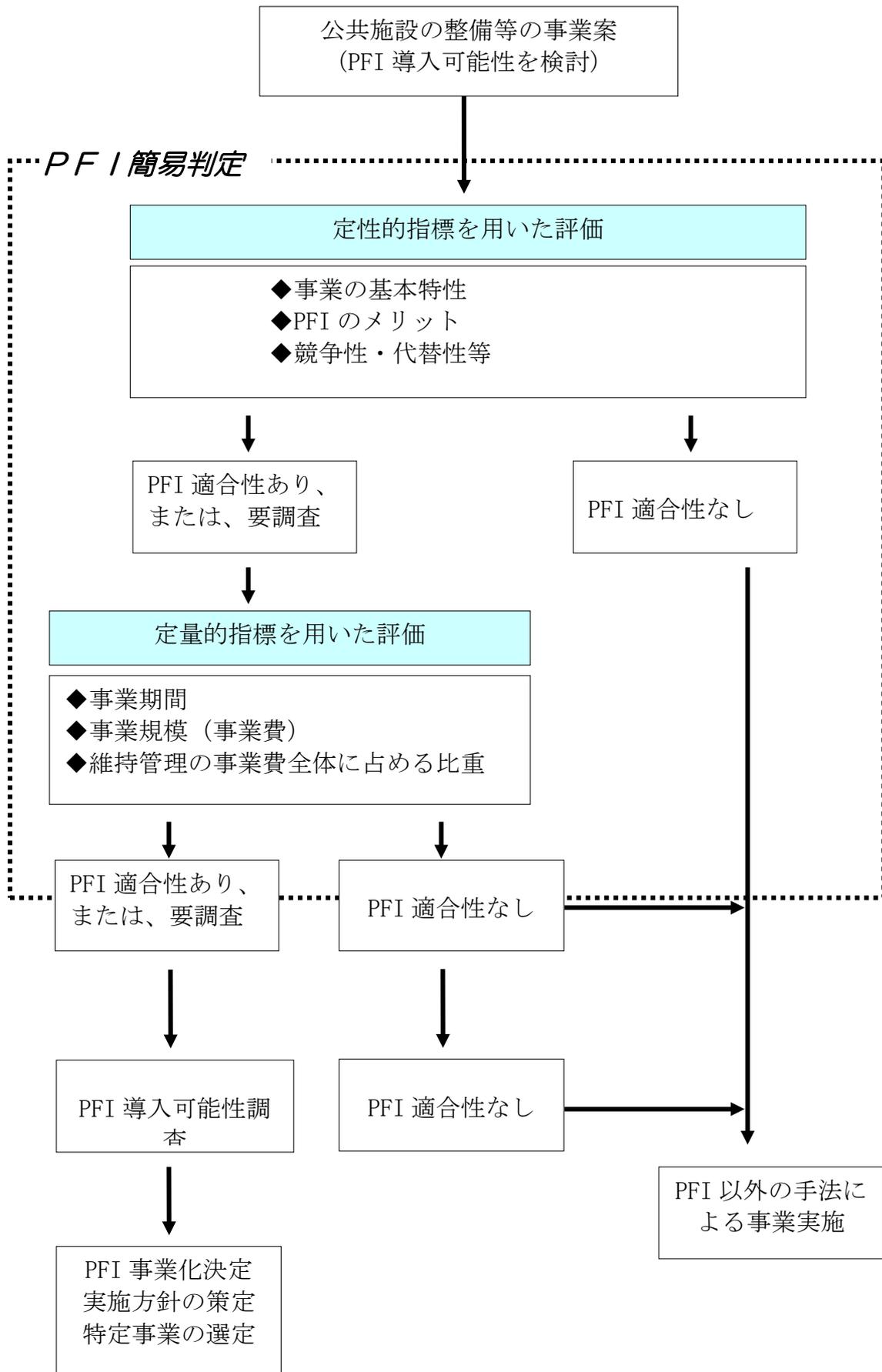
まず、定性的指標について、PFI 適合性があるか否かの検討を行い、適合性をある程度満たすものであれば、定量的指標の算定を行う。定量的指標については、原則として全ての判定基準を満足することが望ましいが、簡易判定段階では前提条件に工夫の余地があること、積算した事業費の精度が低いなどの制約があるため、より詳細な検討を進めることで PFI の適合性が高まる可能性があることを考慮して、柔軟に判断するものとする。

定性的指標あるいは定量的指標を用いた簡易判定により、PFI の適合性を判定し、適合性が高いと考えられる場合は、体制や予算等の準備を行い、「PFI 導入可能性調査」においてより詳細に検討を進め、より総合的な PFI 事業実施の判断を行うことが適切である。

PFI の適合性が必ずしも高いとはいえないが、より詳細に検討することに価値があると認められる場合は、同様に「PFI 導入可能性調査」を進める。

PFI の適合性がないと判断できる場合は、PFI 以外の手法により事業を実施することが適切である。

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.1 PFI 導入可能性の簡易判定



図IV-2-1 PFI 導入可能性の簡易判定フロー

2.1.2. 判定評価指標と判定基準

1) 判定評価指標

(1) 定性的指標

PFI 導入の目的や期待される効果などに関して、簡易判定に用いる定性的な指標には以下のような事項がある。

事業の基本特性が PFI に適合すること

- ①水道事業にとって必要な事業（であり事業計画が具体化しているもの）であるか
- ②事業実施までに時間的な余裕がある事業であるか
- ③長期にわたり安定した需要が見込まれる事業であるか
- ④水道事業体と民間事業者の責任分界が明確な事業であるか
- ⑤民間事業者による事業実施やサービス提供について制度面で支障がない事業であるか

PFI のメリットが活かせる事業であること

- ①事業実施のための資金調達が不利にならない事業であるか
- ②民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用できる範囲が広い事業であるか
- ③施設の整備から運営まで一括して取り扱うことによるコスト削減効果の高い事業であるか
- ④民間事業者へ適切なリスク移転ができる事業であるか

競争性・代替性等の確保ができる事業であること

- ①競争性を確保できる事業であるか
- ②効果の測定が確実にできる事業であるか
- ③民間事業者が破綻しても何らかの方法によりサービスを継続して確保できる事業であるか

(2) 定量的指標

簡易判定の段階において必要な情報が得られる場合に、定量化が可能と考えられる以下の事項を定量的指標とする。

事業期間 : PFI 事業の設計・建設、運営・維持管理の全期間のうち、運営・維持管理期間とする。

事業規模 : 事業規模は、PFI 事業の施設整備費（設計・建設）と運営・維持管理費の合計とする。

維持管理の事業費全体に占める比重 :
維持管理の事業費全体に占める比重は、 $\text{運営・維持管理費} \div (\text{施設整備費} + \text{運営・維持管理費})$ とする。

2) 簡易判定の基準と考え方

(1) 定性的指標による簡易判定の基準と考え方

ア. 事業の基本特性

① 水道事業にとって必要な事業(であり事業計画が具体化しているもの)か

老朽化・陳腐化あるいは耐震性向上等のため、更新・改良の必要性がある場合や、省資源・省エネルギー等を促進するために新設等が必要であるなど、施設建設・運営等の事業目的が明確になっていることが前提である。

② 事業実施までに時間的な余裕がある事業か

PFI で事業を実施する場合、PFI 法に基づき諸手続きを踏み、その後の施設の供用開始あるいは運営開始に至るまで、概ね3～5年を要することになるため、事前に適切な時間的余裕が必要である。

例) 水道の事例では、PFI 事業実施プロセスの事業方針公表から事業契約締結までに1～1.5年、設計・建設に2～3年を要しており、PFI 導入可能性調査等の期間を加えると、供用開始等までには、3～5年が必要である。

③ 長期にわたり安定した需要が見込まれる事業か

一般に PFI 事業により経済的効率性を求めるには、施設等の建設より、その施設の維持管理・運営期間が長期間に及ぶ場合の方が民間の創意工夫によりメリットが得られる。したがって、短期間で当該事業の維持管理・運営が終了する場合は、他の事業

手法を採る方が経済的な場合がある。

④ 水道事業体と民間事業者の責任分界が明確な事業か

PFI による施設の維持管理・運営が、他の水道施設と連携あるいは一体とする場合、従来の公共側の維持管理・運営範囲と PFI による民間の維持管理・運営範囲及び責任分界点が明確であることが、PFI による事業のモニタリングやリスクの分担を図る上で必要である。

例) 排水処理施設の設計、建設、維持管理・運営を PFI 事業で行い、浄水処理施設とは区分ができること（責任分界点が明確であること）

⑤ 民間事業者による事業実施等について制度面で支障がない事業か

施設の建設主体や管理主体の制限など、法的に民間事業者が事業主体になることが可能であることが必要である。

イ. PFI のメリット

① 事業実施のための資金調達が不利にならない事業か

PFI の場合、事業方式によっては、または事業主体が民間事業者であるために、従来の手法であれば受けることができた国庫補助金等を受けられないことがある。したがって、PFI の場合でも国庫補助金や地方財政措置を同じように受けることができるかどうか、また、民間事業者が資金調達の上で、著しいデメリットが存在しないか等についての確認が必要である。水道事業では、水道施設等の整備等に対し、簡易水道等施設整備費又は水道水源開発等施設整備費による国庫補助金があるが、この補助対象者は地方公共団体であることから、補助対象となる PFI 事業は、施設の所有権を地方公共団体に引き渡す者に限る。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用できる範囲が広い事業か

施設内容や運営部分に民間の創意工夫を加える余地が大きく、民間ノウハウの活用により効率的なサービス提供が可能である事業に PFI を導入することは効果が大きい。特に、運営収入が見込める事業で、民間の経営ノウハウの活用により、需要の増加や収益性の向上が期待できるものが適切である。

③ 施設の整備から運営まで一括して取り扱うことによるコスト削減効果の高い事業か

PFI の場合、施設の設計・建設・維持管理・運営を民間事業者がノウハウを生かしながら一体的に担うことにより、全体に要する経費を削減することができる。そのため、維持管理・運営面を考慮した施設の設計・建設を行うようにするため、設計から維持管理・運営を一括発注できることが適当である。

④ 民間事業者と適切にリスクを分担できる事業か

従来の公共事業実施時には、リスク対応は実施主体である自治体のみが行っていたが、PFI によってリスクの種類に応じて自治体と民間で適切に分担し、民間がリスクを負担する方が適切なものは民間にリスクを移転すれば、リスク管理にかかるコストを最小化することができる。

ウ. 競争性・代替性等

① 競争性を確保できる事業か

PFI の事業主体となる民間事業者には、長期の事業期間にわたって、必要な資金の調達能力とリスクを負う能力が求められることから、事業主体として選定される応募者は、一定のノウハウをもった企業に限定される可能性が高くなる。そのため、競争性を確保するために、極めて限られた企業のみでの応募でなく幅広く企業の応募が得られるような事業内容とすることで競争性を高めることができる。

② 効果の測定が確実にできる事業か

民間事業者に公共サービスを委ねることによってサービス水準が低下することを防止するため、事業の成果が数値化できるなど、民間事業者が達成すべきサービス水準を明確に規定できることが必要である。また、このことにより提供されるサービスの質の検査も行いやすく、客観的な評価が可能となる。

③ 民間事業者が破綻しても何らかの方法によりサービスを継続して確保できる事業か

PFI 事業の運営が事故等により支障が生じて、水道事業そのものの継続ができるように代替性が確保されることが必要である。

例) 常用発電設備においては、電力会社のバックアップがあり、代替性が確保でき、浄水場の機能停止が回避できること

(2) 定量的指標による簡易判定の基準と考え方

定量的指標による判定の考え方として、ガイドライン等や事例を踏まえた基準（目安）を示す。判定に当たっては、以下の点に留意することが適切である。

- ・ 以下の基準（目安）を全てクリアすることができれば、PFI 事業の経済的メリットが得られる可能性が大きい。
- ・ 全ての基準（目安）を満たさない場合でも、それぞれの事業目的や事業特性を勘案して、PFI 事業としての適合性を判断し、適合性があると考えられる場合は、PFI 導入可能性調査においてより詳しい検討を進める。
- ・ PFI 導入可能性の定量的評価指標に VFM があるが、この算出には技術的・財政的な検討などを十分行う必要があり、特定事業の選定段階で最終的に設定される値である。そのため、簡易判定段階では必ずしも VFM まで要求するものではない。

ア. 事業期間（運営・維持管理期間）

事業期間は、施設・設備・機器等の耐用年数を基本におき、その上で、民間の工夫

による耐用年数の延伸を図ることが可能な期間も考慮して設定するのが一般的である。

PFI 導入事例では、事業期間は 15～30 年間である。事業運営期間として最も多く採用されているのは、20 年間である。

これらを踏まえ、運営・維持管理期間が 15 年程度以上であることを目安とする。

イ. 事業規模（事業費）

現在までの水道分野の PFI 導入事例における事業費は、約 50～約 600 億円の範囲である。他分野では、数億円程度の事業でも PFI による事業が実施されている例がある。ある地方公共団体が策定した PFI に関するガイドライン・マニュアル類では、次のような PFI 事業を検討する事業としての基準額を設定している。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 施設整備費 | 10 億円以上 |
| ② 運営・維持管理費 | 1 億円／年以上 |
| ③ 施設整備費と運営・維持管理費の計 | 30 億円以上（事業期間 20 年に相当） |

ウ. 維持管理の事業費全体に占める比重

事業規模の定量的指標に用いた事業費より、維持管理の事業費全体に占める比重を算定すると次のとおり、約 66%となるため、これを目安とする。

運営・維持管理費（20 億円）

$$\div (\text{施設整備費} + \text{運営・維持管理費の計} (30 \text{ 億円})) = 66\%$$

2.2. PFI 導入可能性調査

2.2.1. 概要

1) 検討内容の概要

PFI 導入可能性を判断するために行う「PFI 導入可能性調査」における検討内容の概要は、次のとおりである。

- ① 前提条件の整理
- ② 先進事業・類似事業の調査
- ③ 法制度・支援措置等の整理
- ④ 事業スキームの検討
- ⑤ 対価の支払い方法とモニタリングの検討
- ⑥ 事業継続が困難な場合の措置の検討
- ⑦ リスク分担の検討
- ⑧ 民間事業者の意向調査
- ⑨ VFM の検討
- ⑩ 総合的評価
- ⑪ スケジュールの検討

[解説]

「PFI 導入可能性調査」における検討内容の概要は、以下のとおりである。

① 前提条件の整理

PFI 検討の前提条件として、水道事業における当該事業の必要性を明確化し、当該事業の施設整備や運営上の条件及び事業概要、PFI により事業化することの目的・期待する効果などを整理する。

② 先進事業・類似事業の調査

PFI 事業の先進事例や類似施設の動向や事例等を調査し、調査結果を事業スキームの検討、リスク分担の検討、VFM の検討へ反映させる。

③ 法制度・支援措置等の整理

当該事業に関連する法規制を抽出し、PFI 導入時の課題を整理する。また補助制度など支援措置についても適用可能性について検討する。

④ 事業スキームの検討

事業内容、事業範囲を検討するとともに、事業類型（サービス購入型、独立採算型等）、事業方式（BOT、BTO 等）、事業期間を検討する。

⑤ 対価の支払い方法とモニタリングの検討

対価の支払方法及びモニタリング方法について検討する。

⑥ 事業継続が困難な場合の措置の検討

民間事業者が PFI 事業を継続することが困難となった場合の代替手段について検討する。

⑦ リスク分担の検討

事業期間中に生じる可能性がある各種リスクを想定し、水道事業体が負うべきものと民間事業者が負うべきものを明確にする。

⑧ 民間事業者の意向調査

事業内容によっては実施可能な民間事業者数が少ないなど、PFI 導入を進めるに当たり水道事業体が事前に予測しがたい条件を有する場合も考えられるので、事業スキームの妥当性を確認し、円滑な事業進捗を図るために、当該事業について民間事業者に対し意向調査を行う。

⑨ VFM の検討

事業スキームに基づいて、VFM の算定を行い評価する。

⑩ 総合的評価

VFM の他に定性的な事項を含めて、総合評価を行う。

⑪ スケジュールの検討

実施方針の公表や SPC との契約、事業開始時期など、今後の事業スケジュールを検討する。

2) 検討の進め方

「PFI 導入可能性調査」における検討を円滑かつ確実に実行するためには、特に事業スキームなど、以下の事項について事前に検討し整理する必要がある。

[事前に整理しておくべき事項]

① 前提条件

PFI による当該事業の必要性、目的及び期待効果と、事業の概要、施設整備及び運営上の条件等について

② 先進事業・類似事業

PFI 事業の先進事例や類似施設の動向や事例等について

③ 法制度等の確認

当該事業を PFI により実施することに法的な問題が無いこと等について

④ 事業スキーム

事業内容や事業範囲と想定される事業類型や事業方式、事業期間について

⑤ PFI 導入の評価

当該事業を PFI により実施することのメリットについて

⑥ スケジュール

当該事業により整備する施設等の供用開始までの時間的な余裕について

これらの整理が不十分な場合は、「PFI 導入可能性調査」とは別に事前に調査・検討することも有効である。

3) 検討体制及び検討期間等

PFI 検討に際しては、専任職員の確保や、必要に応じて支援職員や民間アドバイザーの活用、行政 PFI 担当部署との連携や検討委員会の設置などにより、適切・必要な体制を整備する。また、十分な検討期間を設けることが望ましい。

PFI の検討体制は、専門的知識・知見・情報が必要なことから、技術職と事務職を合わせて3～5名程度以上の体制が望ましい。また、一般行政の PFI 担当部署がある場合は、アドバイスを求めることや、必要に応じて検討委員会（水道事業体内部の委員会等、あるいは一般行政部局と連携した委員会等）を設置することも有効である。PFI の検討にあたる職員は、実際の検討に入る前に、PFI の各種セミナー等に参画し、情報収集や研鑽に勤めることが重要である。

PFI 事業の検討にあたっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、外部のコンサルタント又はアドバイザーを活用することが有効であり、特に初めての PFI 導入検討の際には必要である。民間アドバイザーを活用する場合、その選定方法には指名競争入札、プロポーザル方式等がある。その選定にあたっては、民間アドバイザーの専門的な知識や、PFI 事業全体をより効率的・効果的に構築できる能力・実績等を勘案し評価することが必要であり、事業内容及び委託内容に応じ、提案や実績により選定するプロポーザル方式などを活用することによって、適切な民間アドバイザーを選定することが望ましい。

「PFI 導入可能性調査」の検討期間は、専門的知識・知見・情報が必要なことと、PFI 事業の技術的検討を行うことも想定されることから十分な検討期間が必要である（表IV-2-1）。

表IV-2-1 検討体制と検討期間の実施例*

事例	担当職員数	体制	検討期間	備考
①	延べ27人	・ 水道事業体内部の検討会・幹事会・WG ・ 一部民間委託	3ヶ月	PFI 経験あり
②	5人 (PFI 担当部署1人)	・ 一般行政部局と連携した検討委員会 ・ 一部民間委託	4ヶ月	事前に調査を実施
③	2人	・ 一部民間委託	約12ヶ月	事前の調査なし
④	3人	・ 一部民間委託	5ヶ月	事前に調査を実施
⑤	1人	・ 一部民間委託	20ヶ月	事前の調査なし
⑩	6人	・ 水道事業体内部の検討会 ・ 一部民間委託	8ヶ月	事前に調査を実施

* 実施事業体へのヒアリングによる、事例番号はIV編資料集3.3水道におけるPFI事業の情報参照

2.2.2. 前提条件の整理

PFI 検討の前提条件として、水道事業における当該事業の必要性を明確化し、当該事業の施設整備及び運営上の条件、事業概要及び PFI により事業化することの目的・期待する効果などを整理しておくことが必要である。

[解説]

PFI の適用可能性を検討する前提として、以下について明確にする必要がある。

① 当該事業が水道事業において必要であること

PFI あるいは PFI 以外の事業実施手法にかかわらず、例えば施設の老朽化に伴う更新や経済的な建設・維持管理が求められているなどといった事業目的を明確にする。

② 当該事業による施設整備及び運営上の条件及び事業概要（計画規模、供用開始時期、事業に求めるアウトプットなど）を明確にしておくこと。

③ 現在の水道事業の課題からして、当該事業を PFI により事業化することの目的・期待する効果（メリット）などを整理しておくこと。

④ 水道事業の認可変更が必要な事業内容かどうかについて、整理しておくこと。

[水道における既存事例]

事例 1)

常用発電設備の設置及び運営、次亜塩素酸ナトリウム設備の設置及び運営及び浄水場発生土の有効利用について事業を実施するにあたり

- ・ 事故時や震災時にも強い施設の構築
- ・ 地球環境への配慮及び安全性・信頼性の向上
- ・ 水道事業経営の効率化
- ・ 水道財政の安定化

等を目指し、多様な経営手法の中の 1 つである PFI の導入の検討を行った。

事例 2)

排水処理施設の更新及び維持管理運営、発生土の有効利用について事業を実施するにあたり

- ・ 老朽化している排水処理施設の更新が急務であること
- ・ 環境負荷低減のために、廃棄物の発生抑制や処理過程で発生する浄水発生土の減量化及び有効利用を前提としたシステムの構築が必要であること
- ・ ユーザーが享受できるサービスの価値を最大にし、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑えることが求められていること等の状況の対応策として、多様な経営手法の中の 1 つである PFI の導入の検討を行った。

事例 3)

浄水場再整備事業を実施するにあたり、

- ・ 施設の老朽化が著しく耐震性にも問題があることなどから、更新が必要
- ・ そのために、浄水場を全面的に更新し、導水水圧を有効利用できる膜ろ過方式を導入して再構築を図り、良質な水の安定的かつ継続的な供給に寄与する
- ・ 不要となる施設を撤去し、維持管理が容易なように浄水場内を整備する等を目的として浄水場施設の整備への PFI 導入を検討。

2.2.3. 先進事業・類似事業の調査

PFI 事業の先進事例や類似施設の動向・事例等を調査し、調査結果を事業スキーム、リスク分担及びVFM の検討へ反映させる。

[解説]

国内における PFI 事業の導入事例は、実施方針が策定された事業数にして 418 件（平成 25 年 2 月末）であり、水道においては、PFI 事業の実施手法の事例は約 10 件と、必ずしも多いとは言えない。

そこで、水道をはじめ他の PFI 事業の先進事例とともに、PFI に係わらず類似施設における実績等の情報を収集し、各検討の考え方等の参考にすることが必要になる。また、必要に応じ、特にリスク分担等、VFM の検討における各コスト算出の参考になる情報の収集を行う。

調査内容として、以下が挙げられる。

- ・ 同種の公共施設等の実績等や先行 PFI 事業の事例
- ・ 事業の問題点やその解決策等の知見
- ・ 水道事業認可との関連 等

また、調査方法は、資料収集及びヒアリングまたはアンケート方式等による。なお、情報収集にあたって参考になると考えられる情報源情報を資料編に掲載した。

2.2.4. 法制度・支援措置等の整理

1) 事業関連法

事業内容、立地条件、この時点で想定される施設・設備規模等の条件から、事業に係る法律等をあげ、その手続き、課題等を整理する。なお、場合により、手続き、課題等について、早い段階から当該法律や条例の所轄機関と考え方等を協議しておく必要がある。

この整理結果は、事業スキーム、リスク分担の考え方、VFM 算定、スケジュールの検討の前提条件に反映される。

[解説]

PFI 法及び「PFI 基本方針」の他、事業に関連する法律等について把握し、手続き、課題等を整理する。場合によって、早い段階からの検討・協議を要する事項もある。

例えば、以降のスケジュールに影響を及ぼす恐れがあるもの、その他重要と想定されるものについては、必要に応じ、当該法律や条例の所轄機関と当該手続き、課題等の考え方等を協議しておく。具体的には、環境影響評価、生活環境影響調査等の法律・条例が適用されることとなる場合、相当期間の調査を見込む必要がある。また、施設・設備等の設置者、責任者、届出者等について、SPC（特別目的会社）を設定することが可能なもの、不可能なもの等、当該法律や条例の所轄機関の考え方等によって、リスクの分担の検討や VFM の検討等にも影響が生じる可能性もある。

また、水道施設の PFI 事業における維持管理・運営の段階で、水道の管理に関する技術上の業務が委託範囲に含まれる場合は、水道法第 24 条の 3 の第三者委託制度が適用されることから、当該規定に適合するような業務範囲やリスク分担を設定しなければならない。

[水道における既存事例]

適用される法令等は、事業内容、立地条件、施設・設備規模等の条件により異なるが、参考までに水道先進事例では、事業に必要と想定される関連法として、概ね表 IV-2-2 の法律等を挙げている。

表IV-2-2 水道先進事例における事業に必要と想定される関連法（例）

水道先行事業の事例	常用 発電	排水処理施設					浄水施設等			
	①	②	③	④	⑤	⑨	⑥	⑦	⑧	⑩
建築基準法（昭和25年法律第201号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画法（昭和43年法律第100号）		○	○	○	○	○	○		○	○
河川法（昭和39年法律第167号）		○		○						
消防法（昭和23年法律第186号）	○	○	○	○	○	○	○		○	○
水道法（昭和32年法律第177号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）			○		○		○			
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
下水道法（昭和33年法律第79号）								○	○	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）										○
騒音規制法（昭和43年法律第98号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
振動規制法（昭和51年法律第64号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）		○	○	○	○	○	○		○	○
電気事業法（昭和39年法律第170号）	○	○	○	○	○	○		○	○	○
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法、平成12年法律第104号）			○		○		○		○	
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法、平成3年法律第48号）			○		○		○		○	
エネルギーの利用の合理化に関する法律（省エネルギー法、昭和54年法律第49号）			○		○	○			○	
浄化槽法（昭和58年法律第43号）			○							
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）					○		○		○	○
その他関連法令	○	○	○	○		○	○		○	○
環境影響評価条例	○		○	○						
生活環境保全条例		○	○					○		
自然環境保全条例		○						○		
その他関連条例	○	○	○	○		○		○		○

（注）下記の出典資料に記載されている法律等を抜粋し作成した一覧であり、○が付いていない法律については「その他関連法令」に括られている場合もあるので留意すること。

（出典）第IV編資料集 3.3 水道におけるPFI 事業の情報 「1 水道先進事例における事業に必要と想定される関連法（例）参照

2) 補助金や税制上の措置の検討

対象事業に係る補助金や税制上の適用可能性について検討する。

[解説]

地方公共団体が PFI 事業を実施する際の財政措置については、自治省（現総務省）は、通達「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付自治調第 25 号自治省財政局長通知）において、PFI 事業に対する国庫補助金や施設の種別に応じた財政措置の仕組みの有無等、要件に応じた PFI 事業に対する地方債や地方交付税等の財政措置の考え方が示されている。

一般に現行の国庫補助金制度では、補助対象を地方公共団体が設置者である場合に限定しているものが多く、また税制上も設置者が地方公共団体であるか民間事業者であるかにより措置内容が異なることがある。補助制度の適用拡大など従来型の公共事業により実施する場合との共通の条件設定を行うこと（イコール・フットィング）が課題となっているが、PFI を推進するにあたっては、対象事業について、現状の補助金や税制上の措置がどのようになっているか十分確認しておくことが必要である。

水道事業では、水道施設等の整備等に対し、簡易水道等施設整備費又は水道水源開発等施設整備費による国庫補助金があるが、この補助対象者は地方公共団体であることから、補助対象となる PFI 事業は施設の所有権を地方公共団体に引き渡す者に限られている。

2.2.5. 事業スキームの検討

1) 事業内容、事業範囲の検討

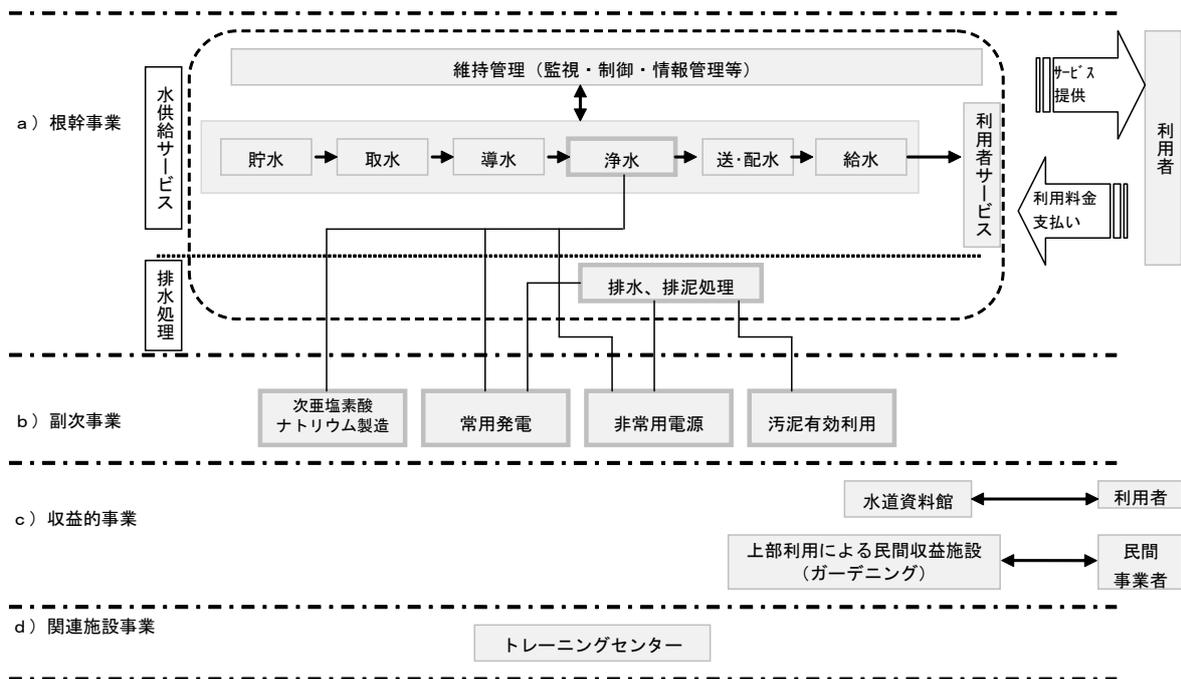
PFI 対象事業の事業内容、事業範囲を設定する。

[解説]

PFI 対象事業の事業内容、事業範囲を設定する。

現在の水道事業における PFI 事例の位置付けを、図IV-2-2 の水道事業分類図で示す。既存の PFI 事例は、浄水場や排水処理の建設・維持管理業務である「根幹事業」と、これらに関連した汚泥の有効利用、及び常用発電等に位置付けられる「副次的事業」が見られる。

なお、PFI 事業においては、PFI 事業者が該当施設の運営を主体的に実施するものであり、特に「根幹事業」の中でも水道の管理に関する技術上の業務が含まれる場合は、水道法第 24 条の 3 に基づく第三者委託制度に該当する。



図IV-2-2 水道事業分類図

2) 事業類型、事業方式の検討

事業類型（サービス購入型、独立採算型等）、事業方式（BOO、BOT、BTO 等）等を検討する。

【解説】

(1) 事業類型

現在の水道での事例は、ほとんどが「サービス購入型」である。直接的に水道の需要者に対して関与せず、水道事業者に対してサービスを提供する事業で、その水道事業者がサービス提供の代価としてサービス料を支払うものである。

「独立採算型」を採用した一例に、発生土有効利用事業がある。発生土の購入及び発生土有効利用施設の設置及び運営に係るすべての費用を、発生土の有効利用による収益により賄うものとしており、一般的に民間がリスクを負う。

(2) 事業方式

代表的な PFI 事業方式には、BOO、BOT 及び BTO の方式がある。

BOO 方式とは、PFI 事業者が施設を建設し、そのまま保有し続け、事業を運営し、契約期間が終了した時点で施設を地方公共団体に譲渡せず、PFI 事業者が撤去する方式である。

BOT 方式とは、PFI 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設し、契約期間にわたり運営・管理を行って、資金回収した後、地方公共団体にその施設を移管する方式である。

BTO 方式とは、PFI 事業者が施設を建設した後、施設の所有権を地方公共団体に移管した上で、PFI 事業者がその施設の運営を行う方式である。

水道における既存事例の事業方式については、

- ・ 常用発電事業等 2 事例…BOO 方式
- ・ 排水処理事業 6 事例……BTO 方式
- ・ 浄水場整備事業 1 事例…BTO 方式

となっている。

(3) 常用発電事業等における BOO 方式のメリット

常用発電事業等において、BOO 方式が採用されているメリットは以下のとおりである。

① 技術革新を取り入れる余地があること

常用発電事業は、排水処理事業と比較した場合に、技術革新の進行が速い。

BTO 方式を選択し施設を所有すると、長期の事業期間内に技術革新の取り入れる余

地が無くなってしまう可能性が生じる。

② 施設所有に伴うリスクの移転ができること

常用発電や次亜塩素酸ナトリウム供給施設を所有することがないため、資金準備や債務が不要である。また、排水処理事業と違い、通常電力及び次亜塩素酸ナトリウムとも外部より調達していたため、PFI 事業者が所有していても稼働停止によるリスクが回避し易い。さらに、要求水準のサービスに対する対価を支払うことでよく、施設の不具合等に伴いサービス水準に至らない場合は、減額等の措置を講じることができ、施設を所有することに伴うリスクの移転ができる。

(4) 排水処理事業における BTO 方式のメリット

また、排水処理事業において、BTO 方式が採用されているメリットは以下のとおりである。

① VFM が多く得られること

BTO 方式の場合、固定資産税、法人税等の負担や、金利の優位性等から、VFM が多く得られる。

② 施設所有に対する抵抗感が少ないこと

排水処理施設は常用発電や次亜塩素酸ナトリウム供給施設と違い、従来から水道事業体が所有している施設であり、所有形態が現行と変わらない点で BTO 方式は導入し易い。PFI の対象施設である排水処理施設だけを PFI 事業者が所有し、浄水施設等の施設を水道事業体が所有する場合の管理上の煩わしさが無い。また、水道事業体の所有施設であるため、施設を緊急に変更する場合も水道事業体主導で対処し易い。

(5) DBO 方式の事例

PFI に準じた手法として、施設整備等において官側による資金を活用する包括的な発注方法として DBO があり、下記の事例がある。

- ・ かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業（松山市）
- ・ 大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業（大牟田市、荒尾市）
- ・ 北部浄水場（仮称）統合事業（佐世保市）
- ・ 滝沢浄水場更新整備等事業（会津若松市）

3) 事業期間の検討

事業期間は、整備する施設・設備・機器等の耐用年数・更新時期を基本において、その上で、民間の工夫による耐用年数の延伸を図ることが可能な期間も考慮して設定する。

[解説]

事業期間は、整備する施設・設備・機器等の耐用年数・更新時期を基本において、その上で、民間の工夫による耐用年数の延伸を図ることが可能な期間も考慮して設定する。

なお、金融機関側の固定金利によるファイナンス期間が影響する場合がありますので、確認をとることが望ましい。

[水道における既存事例]

水道の事例では、表IV-2-3 に示すように建設後の維持管理・運営期間は、おおむね20年である。

表IV-2-3 事業期間の事例

事業名	維持管理 運営期間
東京都水道局 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業	20年
神奈川県企業庁 寒川浄水場排水処理施設更新等事業	20年
埼玉県企業局 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	20年
千葉県水道局 (仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業	20年
愛知県企業庁 知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業	20年
松山市企業局 かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業	15年
横浜市 川井浄水場再整備事業	20年
大牟田市・荒尾市 大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業	15年
千葉県水道局 北総浄水場配水処理施設設備更新等事業	20年
佐世保市水道局 北部浄水場(仮称)統合事業	20年
愛知県企業庁 豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業	20年
夕張市上水道第8期拡張事業	15年
岡崎市水道局 男川浄水場更新事業	20年

(出典) 資料集 3. 3水道におけるPFI 事業の情報

2.2.6. 対価支払い方法

対価の支払い方法は、BTO や BOT などの事業方式に応じて、サービスの購入料とするなど、対象とする対価と支払いの時期・頻度及び手続き等について検討する。当該対価は、事業期間中において物価変動等を勘案して改定する場合についても検討する。

また、後述するモニタリングにより、サービスの確実な提供を監視・評価し、要求水準未達の場合においては対価の支払いペナルティを科し、もしくはサービスが改善された場合はインセンティブを付与する等を検討する。

[解説]

BTO の場合は、設計・建設フェーズと維持管理・運営フェーズに係る費用を大別して支払う場合や、設計～維持管理・運営に係る費用を一括して、対価を検討する場合などがある。維持管理・運営フェーズに係る対価の支払いは割賦支払いが理解し易く、設計・建設については、一時支払い・前払いを講じるなど、事業費に応じて適切に設定する。

BOT の場合のサービス購入料は、BTO の場合の維持管理・運営費用と同様にして検討するが、事業終了時の施設・設備の取り扱いによっては、引き渡される施設・設備について一定の金額支払いが発生する場合も想定されるため、その価格の設定方法を契約時に明確にしておく必要がある。

なお、DBO の場合は施設整備等において民間の資金を活用しないことから、維持管理・運営に係る委託費を支払う形となる。

また、事業期間中对価を改定する場合、適用する費目と適用しない費目などの検討も必要となる。

支払いの減額措置については、要求水準の未達の度合いやサービス停止期間などを予め基準を設定し、モニタリングによりその度合い等を積算し、減額等の措置をとる。

[水道における既存事例]

対価の支払いの水道先進事例は表IV-2-4のとおり。

表IV-2-4 対価の支払い等の事例

事業名	対象対価	支払いの考え方
東京都水道局 朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備事業	電力供給事業	基本料金と従量料金からなる二部料金制。毎月支払い、
	蒸気供給事業	
	次亜供給事業	
神奈川県企業庁水道局 寒川浄水場排水処理施設特定事業	新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息	維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等払方式で四半期ごとに割賦払い。
	新施設及び濃縮施設の維持管理・運営費	四半期ごとに支払い。
	脱水ケーキの再生利用業務費	搬出・運搬費、再生利用費及び管理費の合計額を四半期ごとに支払い。
埼玉県企業局 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	設計・建設費	前払金、一時支払金あり。残りは維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等方式で四半期ごとに割賦払い。
	サービス購入料（維持管理・運営業務に係る費用で、発生土の有効利用業務、電源供給業務を含む費用）	固定費と変動費の合計額から、発生土有価利用にかかる購入費を控除した額を四半期ごとに割賦払い。
千葉県水道局 (仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業	排水処理施設の整備等の費用に係る対価	維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等払方式で四半期ごとに割賦払い。
	排水処理施設の維持管理・運営費に係る対価	維持管理費と運営費（汚泥の受入、排水処理、上澄水の返送、計装データの伝送）の合計額を四半期ごとに支払い。
	発生土の再生利用業務費に係る対価	搬出・運搬費、再生利用費及び管理費の合計額を四半期ごとに支払い。
愛知県企業庁 知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設整備・運営事業	脱水処理施設の設計・建設、増設・更新業務に係る対価	一時支払金あり。残りは維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等方式で四半期ごとに割賦払い。
	運営・維持管理業務に係る対価	固定費と変動費の合計額から、脱水ケーキの有価利用にかかる購入費を控除した額を四半期ごとに割賦払い。
松山市 かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業	サービス対価 A（設計に要する費用）	設計業務の完成検査後に支払い。
	サービス対価 B 及び C（ろ過施設の建設に要する各年度の費用）	各年度末の出来高検査完了後に支払い。
	サービス対価 D 及び E（既存施設の更新に要する各年度の費用）	同上
	サービス対価 F（維持管理業務に関する固定費用）	四半期ごとに支払い。
	サービス対価 G（維持管理業務に関する変動費用）	同上
サービス対価 H（機械設備及び電気計装設備の更新業務に係る費用）	施設引渡し完了後、運営期間にわたって年1回支払い。各回の支払額は事業者の提案による。	

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

事業名	対象対価	支払いの考え方
横浜市 川井浄水場 再整備事業	施設整備費及びこれにかかる支払利息	維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等払方式で四半期ごとに割賦払い。国庫補助金分は、交付を受けた後に事業者支払い。
	維持管理費（修繕費を除く）	固定費用と変動費用の合計額を四半期ごとに支払い。
	維持管理費（うち修繕費）	提案された長期修繕計画の実施時期と費用に従い、業務の実施の確認ができたものに対して四半期ごとに支払い。
大牟田市・荒尾市 大牟田・荒尾 共同浄水場施設等 整備・運営事業	請負代金（設計費及び工事費）	毎年度の支払限度額の範囲内で出来高払い。前払金、部分払金あり。
	維持管理費（修繕費を除く）	固定費用と変動費用の合計額を四半期ごとに支払い。
	維持管理費（うち修繕費）	提案された修繕業務計画の実施時期と費用に従い、業務の確認ができたものに対して四半期ごとに支払い。
千葉県 北総浄水場排水処理 施設設備更新等事業	サービス購入料Ⅰ（設備更新等業務に対する対価）	施設の引渡時に50%を一括払い、残り50%は維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等方式により四半期ごとに割賦払い。
	サービス購入料Ⅱ（維持管理・運営業務に対する対価）	維持管理費と運営費（汚泥の受入、排水処理、上澄水の返送、計装データの伝送）の合計額を四半期ごとに支払い。
	サービス購入料Ⅲ（脱水ケーキの再生利用業務に関する対価）	搬出・運搬費、再生利用費及び管理費の合計額を四半期ごとに支払い。
佐世保市 北部浄水場（仮称） 統合事業	請負代金（設計及び建設費）	毎年度の支払限度額の範囲内で出来高払い。前払金、部分払金あり。
	業務委託料（維持管理及び運営費）	基本維持管理費と調整費の合計額。基本維持管理費は毎年度支払い。調整費は、物価変動調整（人件費分）、物価変動調整（人件費分以外）、用益費調整及びその他の調整の合計額で、毎年度1回支払い。
愛知県企業庁 豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設 整備・運営事業	脱水処理施設の設計・建設、増設・更新業務に係る対価	一時支払金あり。残りは維持管理運営業務開始から事業終了まで、元利均等方式で四半期ごとに割賦払い。
	運営・維持管理業務に係る対価	固定費と変動費の合計額から、脱水ケーキの有価利用にかかる購入費を控除した額を四半期ごとに割賦払い。
夕張市上水道 第8期拡張事業	建設一次払金	国庫補助金等及び起債等で調達した額を完成引渡後に支払う。
	施設整備割賦払金	維持管理期間中にわたって四半期ごとに割賦払い。
	維持管理費	修繕費を除く維持管理費を四半期ごとに支払う。修繕費は実施を確認のうえ四半期ごとに支払う。
岡崎市水道局 男川浄水場更新事業	整備業務の対価	毎年度の出来高の10分の9以内を支払い、残額は所有権移転・引渡し後に支払い。
	維持管理業務の対価	維持管理期間中に四半期ごとに支払い。

2.2.7. 事業継続が困難な場合の措置の検討

民間事業者の債務不履行等や、法令変更及び不可抗力などの要因により、PFI 事業によるサービスが要求水準を一定期間以上、継続困難になることも想定し、その場合のリスクの対応、第三者による事業継続を行う等の代替手段をどのようにして確保するかなどについて検討する。

[解説]

モニタリングにより、民間事業者が要求水準を一定期間以上未達成の場合、改善措置を講ずるよう民間事業者に勧告等を行い、改善が見られない場合には、ペナルティを課すことも考慮する。また、事業の履行が不能となった場合は、契約の解除も考慮に入れる必要がある。さらに、民間事業者が破産、会社更生手続開始、会社整理手続開始等により事業の履行が不能となった場合も同様に、契約の解除を考慮に入れる必要がある。

事業期間中に法令変更があり、事業の継続に影響が生じる場合は、予め増加費用及び損害費用等の負担方法の考え方を定めておいた上で、水道事業体と民間事業者が、契約等の変更、事業内容の変更に伴う費用の負担方法等について相互に協議を行い、法令変更に伴う損害を最小限に抑えるとともに事業の継続に努めるようにする必要がある（法令変更リスク分担）。

不可抗力により事業の履行に影響や損害が生じた場合は、リスク分担において予め増加費用等の負担方法の考え方を定めておいた上で、水道事業体と民間事業者が、契約等の変更、増加費用の負担方法等について相互に協議を行い、損害を最小限に抑える努力と、その影響を早期に除去する措置を講じ、事業の継続に努めるようにする必要がある（不可抗力リスク分担）。

2.2.8. リスク分担の検討

PFI 事業期間中に発生する可能性のあるリスクを発注者・事業者間で合理的に分担するため、前提条件、先進事業・類似事業の調査、法制度・支援措置等の整理、事業スキームの検討、対価の支払方法とモニタリングの検討、事業継続が困難な場合の措置の検討結果に基づき、この時点で想定可能な PFI 事業期間中のリスクの内容を抽出し、水道事業体と民間事業者の負担範囲を可能な限り明確化しておく。

さらに、必要に応じ、本リスク分担の検討を踏まえ、その他の検討内容の見直しを行っていく。

また、民間事業者の意向調査の結果を反映させることも重要である。

【解説】

リスクを最適にコントロールできる主体がそれぞれリスクを管理する、すなわち、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」ことによって、事業の安定性を高め、リスクを管理するためのコストを最小化することができる、という考え方が PFI 事業には必要である。

リスク分担等の基本的留意点、リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等、その他の留意事項については、『PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン』（平成 13 年 1 月 22 日、民間資金等活用事業推進委員会）を参照する必要がある。

PFI 事業期間中に発生する可能性のあるリスクは、多岐に渡る要因が存在すると考えられ、リスク分担の細部は、契約締結時に確定される。詳細なリスク分担の検討は、「実施方針の策定」、「入札説明書作成」等の段階で行うが、「PFI 導入可能性調査」の段階においても、その時点で想定可能なリスクの内容を抽出し、水道事業体と民間事業者の負担範囲を明確化し、次段階の検討のためにも問題点等を抽出・把握しておく。

想定しなければならない PFI 事業期間中に発生する可能性のあるリスクとは、事業者募集から事業終了まで、PFI 事業に係る全期間におけるリスクの種類と内容である。これらを、例えば、共通事項、計画・設計段階、建設段階、移管段階、維持管理・運営段階、事業終了段階に分けて抽出し、整理する。

リスク抽出及び分担の参考として、表 2-10～表 2-12 に水道におけるリスク分担の事例を示す。なお、リスク分担は、PFI 事業のそれぞれの特性に拠るものであるから、同種の事業にあっても一律でなく、各々の事例によって相違があることに留意すること。

1) 合理的なリスク分担について

PFI 事業では、事業期間中に発生する可能性のある全てのリスクを想定し、水道事

業体と民間事業者の管理能力に応じて個々のリスクを配分し、各々が責任を持ってリスク管理を行う。これが、リスクを最適にコントロールできる主体がそれぞれリスクを管理する、すなわち、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」ことによって、事業全体のリスクコストが低減できるという考え方である。この考え方に基づくリスク配分は、民間事業者起因のリスクを民間事業者が負担し、水道事業体起因のリスクを水道事業体が負担するものである。

一方、両者共に起因しないリスク、例えば、法令・制度の変更、不可抗力、物価変動、金利変動等をどのように分担するかを考える必要がある。その際には、民間事業者に移転したリスクに係るコストの中には事業発注者である水道事業体の負担に跳ね返るものがありうることから、水道事業体が負担することが適切なリスクまで民間事業者にリスクを負担させることは、結局、事業費の増大につながりかねないことに留意する。こうしたことから、このようなリスクについては、公共が分担するよりも民間が分担した方が、コストが低いリスクのみ移転することを原則として検討する必要がある。

こうした適切なリスク分担により、事業の安定性を高め、リスクを管理するためのコストを最小化することができる。以降で解説する VFM の最大化には、民間事業者への「より多くのリスクの移転」ではなく、水道事業体・民間事業者間の「合理的なリスク分担」が重要となる。

2) リスク分担に関する留意事項

リスク分担に関して留意すべき事項は、以下のとおりである。

- ・ リスクを最もよく管理することができる負担者を判断する根拠
- ・ 両者にリスクが生じる場合の明確な分担根拠（主負担、従負担の上限または下限の設定根拠など）
- ・ 想定が困難なリスクの分担方法

なお、今後は、リスクの事象とその発生頻度及び影響の大きさ（損害等）及びその適正なリスク分担のあり方など、リスクの定量化とその分担に関連する情報の蓄積が重要である。

[水道における既存事例]

① 常用発電設備等整備事業で特に考慮しているリスクの分担事例

常用発電設備整備事業のリスクの特徴としては、エネルギー等の安定供給が極めて重要であること、また、事業による環境影響の配慮も求められることから、運営段階における整備対象設備による電力供給に関するもの、計画・設計及び建設段階における環境影響評価及び運営段階の環境配慮におけるものを想定していることが挙げられる。また、次亜塩素酸ナトリウム製造設備に関しては、その製造が浄水工程と関係

が深いことから、いずれかが停止した場合の相互の影響に関するリスク分担について想定されていることが挙げられる。さらに、BOO方式に関連するリスク分担項目として、原状復帰について規定していることが特徴的である。

発注者と事業者のリスク分担内容（抜粋）は表IV-2-5のとおり。

表IV-2-5 常用発電設備等整備事業で特に考慮しているリスク分担事例

段階	リスクの種類	リスクの内容	発注者	事業者
計画設計及び建設	環境影響評価	環境影響評価の結果により事業の実施が不可能となった場合に、それまでに要した費用	○	△
		事業者が行った環境影響評価の不備、誤り等により生じる一切の費用		○
運営	常用発電設備	発注者の責めに帰すべき事由による電力又は蒸気の供給停止又は供給能力の低下に伴う事業者の収入の減少	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による電力又は蒸気の供給停止又は供給能力の低下に伴う発注者の経費の増加		○
		不可抗力による電力又は蒸気の供給停止に伴う事業者の収入の減少		○
		不可抗力による電力又は蒸気の供給停止に伴う発注者の経費の増加	○	
運営	次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力低下	発注者の責めに帰すべき事由による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う事業者の収入の減少	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う発注者の経費の増加		○
		不可抗力による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う事業者の収入の減少		○
		不可抗力による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う発注者の経費の増加	○	
運営	共通	環境指標値への不適合		○
		第三者賠償		○
事業終了	原状復帰	事業契約が終了したときに事業者が事業場所を原状に復帰する費用		○

注) ○：主負担、△：従負担…主に主負担者が負担するが、従負担者も一定の負担を負う場合等「朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」の例より抜粋

② 排水処理施設等整備等事業で特に考慮しているリスクの分担事例

排水処理施設等整備等事業のリスクの特徴としては、発生する浄水汚泥の継続的な再資源化や処分が極めて重要であること、また、事業による環境影響の配慮も求められることから、運営段階における浄水場発生土の量及び品質、処分費用等に関するもの、及び共通事項となる住民対応、環境問題に関するものを想定していることが挙げられる。

発注者と事業者のリスク分担内容（抜粋）は表IV-2-6のとおり。

表IV-2-6 排水処理施設等整備等事業で特に考慮しているリスク分担事例

事例	段階	リスクの種類	リスクの内容	発注者	事業者
事例 2)	共通	住民対応リスク	排水処理施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	○	
			上記以外のもの（調査、工事、維持管理及び運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）		○
		環境問題リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・光・臭気等に関するもの		○
事例 3)	共通	住民対応	本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動・要望に関するもの等	○	
			上記以外のもの（調査・設計・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・要望に関するもの等）		○
		環境問題	調査・工事に伴い不可避の騒音・振動・地盤沈下等による損害		○
			事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音・振動・地盤沈下等による損害		○
			有害物質の排出・漏洩		○
事例 4)	共通	住民対応	本事業に対する（発注者の要求に起因する）反対運動等	○	
			調査、工事及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
		環境問題	発注者の要求に起因する環境問題	○	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
事例 5)	共通	住民対応リスク	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○	
			事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応に関するもの		○
		環境問題リスク	有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等		○

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

事例	段階	リスクの種類	リスクの内容	発注者	事業者
事例2)	運営段階 運営リスク	脱水ケーキ再生利用リスク	脱水ケーキの再生利用に関するもの		○
事例3)	維持管理 ・運営段階	発生土の量及び品質	発生土の有価利用量が、事業者が提案した有価利用量を下回った場合、又は発生土の品質が想定したものより劣悪である場合に関するもの	△	○
		発生土の処分費用	事業者が提案した有価利用量以外の発生土の処分に関する費用	△	○
事例5)	運営・維持管理業務等 運営リスク	脱水ケーキ再生利用リスク	脱水ケーキの再生利用に関するリスク	△	○

注) ○: 主負担、△: 従負担…主に主負担者が負担するが、従負担者も一定の負担を負う場合等

表IV-2-7 リスク分担表事例（その1）

事例1) ; 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業（東京都水道局）

○:主分担 △:従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			東京都	選定事業者
共通	物価上昇	人件費、燃料費等の物価の上昇等に伴う選定事業者の経費の増加	○	
	金利変動	金利の変動に伴う選定事業者の経費の増加		○
	法令変更又は許認可失効	法令の変更又は選定事業者の責めによらない許認可の失効に伴う設計又は工期の変更、設備の改善等による選定事業者の経費の増加	○	△
	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の都又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。以下同じ）に伴う設計又は工期の変更、設備の修復等による選定事業者の経費の増加	○	△
計画、建設	環境影響評価	環境影響評価の結果により事業の実施が不可能となった場合に、それまでに要した費用	○	△
		選定事業者が行った環境影響評価の不備、誤り等により生じる一切の費用		○
	測量調査	選定事業者が行った測量調査の不備、誤り等により生じる一切の費用		○

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

		設計	選定事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる一切の費用		○
		設計変更	合理的な理由（都の指示等）に基づく設計変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
			合理的な理由以外の事由による設計変更に伴う選定事業者の経費の増加		○
		工程変更	合理的な理由（都の指示等）に基づく工程変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
			合理的な理由以外の事由による工程変更に伴う選定事業者の経費の増加		○
		運 営	完工遅延	都の責めに帰すべき事由による完工遅延に伴う選定事業者の経費の増加	○
選定事業者の責めに帰すべき事由による完工遅延に伴う都の経費の増加				○	
不可抗力による完工遅延	○			△	
工事用水 又は工事用 電力の不足 又は停止	都の責めに帰すべき事由による工事用水又は工事用電力の不足又は停止に伴う選定事業者の経費の増加		○		
	都の責めに帰すべき事由以外の事由による工事用水又は工事用電力の不足又は停止に伴う選定事業者の経費の増加			○	
運 営	常用 発電 設備		電力又は 蒸気の供給 停止又は 供給能力 低下	都の責めに帰すべき事由による電力又は蒸気の供給停止又は供給能力の低下に伴う選定事業者の収入の減少	○
		選定事業者の責めに帰すべき事由による電力又は蒸気の供給停止又は供給能力の低下に伴う都の経費の増加			○
		不可抗力による電力又は蒸気の供給停止に伴う選定事業者の収入の減少			○
		不可抗力による電力又は蒸気の供給停止に伴う都の経費の増加		○	
	次 亜 製 造 設 備	次亜塩素酸 ナトリウムの 供給停止 又は供給 能力低下	都の責めに帰すべき事由による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う選定事業者の収入の減少	○	
			選定事業者の責めに帰すべき事由による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う都の経費の増加		○
			不可抗力による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う選定事業者の収入の減少		○
			不可抗力による次亜塩素酸ナトリウムの供給停止又は供給能力の低下に伴う都の経費の増加	○	
	発 生 土	発生土の 量及び品質	発生土の量が選定事業者が提案した有効利用量を下回ったこと又は発生土の品質が事業契約で定めるものより劣悪となったことにより生じる選定事業者の損失	○	
			選定事業者が提案した有効利用量のうち、選定事業者が引き取らなかった発生土の処分に必要となる費用		○

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

共通	環境指標値への不適合	二酸化炭素排出量、窒素酸化物排出濃度等が、事業契約で定める環境指標値に適合しないことにより生じる選定事業者の改善費用		○
	第三者賠償	設備又は施設から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民に損害を加えたことによる賠償費用		○
事業終了	原状復帰	事業契約が終了したときに選定事業者が事業場所を原状に復帰する費用		○
	債務不履行	供給停止その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
		支払債務の不履行その他の都の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	
	法令変更	法令変更により、事業の継続が不能となったこと又は事業の継続に過分の費用を要することとなったことを理由とする事業契約の解除による損害	○	△
不可抗力	不可抗力事由の継続により、事業契約が履行不能となったこと又は事業の継続に過分の費用を要することとなったことを理由とする事業契約の解除による損害	○	△	

(出典) V編資料集 4. 3 水道におけるPFI 事業の情報 参照

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

表IV-2-8 リスク分担表事例（その2）

事例2)；寒川浄水場排水処理施設特定事業（神奈川県企業庁水道局）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		県	事業者	
入札説明書リスク	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	●	●	
契約リスク	落札者と契約が結べない又は契約手続きに時間がかかる場合	●	●	注1
共通	法制度リスク	●	△	
	許認可遅延リスク	●	●	
	税制度リスク	●	△	
	消費税の変更に関するもの	●		
社会リスク	住民対応リスク	●	●	
	環境問題リスク	●	●	
デフォルトリスク	事業者の責めによるもの	●	●	
	県企業庁の責めによるもの	●		
フォースマジュールリスク	戦争、風水害、地震等	●	△	注2
計画設計段階	発注者責任リスク	●	●	
	測量・調査リスク	●	●	
	設計リスク	●	●	
	応募費用に関するもの	●	●	
建設段階	資金調達リスク	●	●	
	用地リスク	●	●	
	工事遅延リスク	●	△	
	施工管理リスク	●	●	注3
	工事費増大リスク	●	●	
	性能リスク	●	●	
移管段階	移管手続リスク	●	●	
	支払遅延・不能リスク	●	●	
	計画変更リスク	●	●	
	性能リスク	●	●	
運営段階	施設損傷リスク	●	●	
	維持管理コスト増大リスク	●	●	
	維持管理リスク	●	●	
	施設損傷リスク	●	●	注3
	機器更新リスク	●	●	
	修理費増大リスク	●	●	
運営リスク	物価リスク	●	△	
	金利リスク	●	△	
終了段階	排水処理施設運営リスク	●	●	
	脱ケーキ再生利用リスク	●	●	
終了時性能リスク	終了時における業務要求水準未達成	●	●	

凡例：負担者 ●主負担 △従負担

注1 契約の当事者双方がそれぞれ分担する。

注2 フォースマジュールリスクについては、県企業庁が主にリスクを負担するが、事業者にも一定の負担を求める。詳細は特定事業契約書(案)による。

注3 契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。

(出典) V編資料集 4. 3 水道におけるPFI 事業の情報 参照

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

表IV-2-9 リスク分担表事例（その3）

事例3)；大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（埼玉県企業局）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			企業局	事業者
共通	入札説明書等の誤り	入札説明書等の誤りや内容の変更に関するもの	○	
	法令等の変更	法令等(説明制度を除く)の新設・変更に関するもの	○	△
	許認可の遅延	事業者の申請手続きの不備等による許認可等の遅延に関するもの		○
	税制度の変更	法人税の変更に関するもの(法人の利益に係るもの)		○
		法人税の変更に関するもの(上記以外のもの、外形標準課税を除く)	○	△
		消費税の変更に関するもの	○	
	住民対応	外形標準課税		○
		本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動・要望に関するもの等	○	
	環境問題	上記以外のもの(調査・設計・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・要望に関するもの等)		○
		調査・工事に伴い不可避の騒音・振動・地盤沈下等による損害		○
事故	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音・振動・地盤沈下等による損害		○	
	有害物質の排出・漏洩		○	
事業の中止・延期	企業局の活動に係わる事故等の発生	○		
	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生		○	
不可抗力	許認可等の遅延、事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等		○	
	企業局の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等	○		
計画・設計段階	入札参加費用	戦争、暴動、天災等による設計変更、事業の延期・中止	○	△
	測量・調査	入札参加費用の負担		○
		企業局が実施した測量・調査に関するもの	○	
	設計等の完了遅延	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		企業局の提示条件、指示の不備・変更に関するもの	○	
	設計費用等の超過	事業者の指示・判断の不備等、上記以外の要因による不備・変更に関するもの		○
企業局の提示条件、指示の不備・変更に関するもの		○		
設計図書等の瑕疵	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	資金調達	設計図書等の成果物の瑕疵		○
		必要な資金の確保に関するもの	○	○
	用地	建設に要する資材置場の確保に関するもの		○
		地中障害物に関し、企業局が把握し事前に公表したもの	○	
	工事の遅延	地中障害物に関する上記以外のもの	○	△
		企業局の提示条件、指示の不備・変更により工事が遅延または完工しないことにより、開始が事業契約より遅延する場合	○	
	施工監理	上位以外の理由により工事が遅延または完工しないこと等により、運転開始が事業契約より遅延する場合		○
		施工管理に関するもの		○
	工事費の増大	企業局の提示条件、指示の不備・変更に関するもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
性能	瑕疵担保	建物：竣工後10年以内 設備：竣工後1年以内		○
		隠れた瑕疵の担保責任	○	
施設の損傷	性能	建物：竣工後10年以降 設備：竣工後1年以降	○	
		要求水準等の不適合(施工不良を含む)		○
物価変動	施設の損傷	使用前に工事目的物や材料、関連工事等に関して生じた損害		○
		インフレ・デフレ	○	△
金利変動	物価変動	金利の変動	○	
		金利の変動	○	
支払遅延・不能	金利変動	企業局のサービス対価の支払遅延・不能に関するもの	○	
		用途変更等、企業局の責めによる事業内容等の変更に関するもの	○	
事業内容の変更	性能	上記以外の要因による事業内容等の変更に関するもの		○
		要求水準等の不適合		○
維持管理・運営段階	維持管理・運営費の増大	企業局の責めによる事業内容等の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	○	
		上記以外の要因による維持管理・運営費の増大(物価・金利変動によるものを除く)		○
施設の健全性	物価変動	インフレ・デフレ	○	△
		金利変動	○	
移管段階	施設の損傷	劣化による施設・備品等の損傷		○
		事故・火災等による施設・備品等の損傷	○	○
移管手続き	修繕費の増大	修繕費が予想を上回った場合		○
		発生土の量及び品質	発生土の有価利用量が、民間事業者が提案した有価利用量を下回った場合、又は発生土の品質が想定したものより劣悪である場合に関するもの	△
施設の健全性	発生土の処分費用	発生土の有価利用量が、民間事業者が提案した有価利用量を下回った場合、又は発生土の品質が想定したものより劣悪である場合に関するもの	△	○
		第三者賠償	施設から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民に損害を加えたことによる賠償費用	
移管段階	移管手続き	隠れた瑕疵の担保責任		○
		施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○
施設の健全性	移管手続き	事業終了時の業務要求水準の未達		○
		施設の健全性		○

※)負担者 ○主分担 △従分担

(出典) V編資料集4. 3水道におけるPFI 事業の情報 参照

表IV-2-10 リスク分担表事例（その4）

事例4) ;(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業（千葉県水道局）

段階	リスクの種類	リスクの内容	PFI事業		
			県	民間事業者	
共通	募集要項	記載内容の変更に関するもの 入札説明要項の誤りに関するもの	●		
	契約締結	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合 PFIの債務負担行為などの議決が得られない	●	●	
	制度関連	政治	施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
			浄水業務の縮小・拡充に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの	●	
		法制度・許認可	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等	●	
			上記以外の法制度の新設・変更等		●
	許認可遅延	許認可の遅延に関わるもの(事業者が取得する部分)		●	
		許認可の遅延に関わるもの(上記以外の部分)	●		
	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		●	
		消費税の変更に関わるもの	●		
	社会	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者賠償等		●
			調査、建設、維持管理・運営段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの 千葉県水道局の事由による第三者賠償等	●	
		住民対応	本事業に対する(千葉県水道局の要求に起因する)反対運動等	●	
	環境問題	調査、工事及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		●	
千葉県水道局の要求に起因する環境問題		●			
PFI事業者の発注する業務リスク	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		●		
事業の中断	事業者(従来方式では千葉県水道局)が発注する契約の管理内容の変更等 千葉県水道局の事由による事業の中断等	●			
不可抗力 注)	事業者の事由による事業の中断、事業者の破綻によるもの、事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合 戦争、風水害、地震他、千葉県水道局及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲		
計画・設計	測量・調査	千葉県水道局が実施した測量・調査に関するもの 遺跡の存在に関するもの	●		
	計画・設計・仕様変更	上記以外の測量・調査に関するもの	●	●	
		千葉県水道局の請求による変更、不備	●		
	各種負担金	事業者からの請求による変更、不備		●	
資金調達	インフラ整備等の追加コストの発生 金融機関等からの資金調達の不足等	●	●		
建設段階	用地取得	事業用地の確保に関するもの 事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保	●	●	
	工事遅延	地中障害物に関するもの	●		
		千葉県水道局の事由による完工(維持管理・運営開始)遅延	●		
	工事監理	事業者の事由による完工(維持管理・運営開始)遅延		●	
		工事監理に関するもの		●	
	工事費増大	千葉県水道局の事由による工事費増大	●		
		事業者の事由による工事費増大		●	
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		●	
	施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷	●	▲	
安全性確保	工事現場における事故等の発生		●		
物価変動	建設期間中の物価変動		●		
金利変動	建設期間中の金利変動		●		
維持管理・運営段階	計画変更	千葉県水道局の事由による事業内容・用途の変更に関するもの 送泥条件の変化の時期と濃度等の内容の変更に関するもの	●	▲	
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		●	
	施設瑕疵	施設の瑕疵が見つかった場合(10年目まで)	▲ [10年目以降]	●	
	施設の損傷	劣化によるもの		●	
	維持・管理コスト増大	千葉県水道局の事由による事業内容・用途の変更に関与する維持管理費の増大	●		
		上記以外の事由による維持管理費の増大(物価、金利の変動によるものは除く)		●	
	機器更新	機器更新について不具合が発生した場合		●	
	修繕費増大	修繕費が予想を上回った場合		●	
物価変動		●	▲		
金利変動		●	▲		
終了	終了手続き	終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの 事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		●	

凡例:負担者 ●主負担 ▲従負担

(出典) V編資料集4. 3水道におけるPFI 事業の情報 参照

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

表IV-2-11 リスク分担表事例（その5）

事例5) ; 知多浄水場始め4 浄水場排水処理施設整備・運営事業（愛知県企業庁）

リスクの種類	No.	リスクの内容	分担者			
			県企業庁	事業者		
入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○			
契約リスク	2	県企業庁と事業者との間で契約が結ばない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○	○		
要求性能未達リスク	3	要求性能不適合(施工不良含む)		○		
施設瑕疵リスク	4	事業期間開始前から存した施設の瑕疵	○			
	5	事業期間中に生じた施設の瑕疵 既設の脱水処理施設などに関するもの 新設、増設、更新した脱水処理施設等に関するもの	○	○		
政治・行政リスク	6	事業に関する承認等が得られない場合における本事業の準備に要した費用の負担	○			
法制度リスク	7	法制度の新設・変更に関するもの	○	△		
許認可リスク	8	許認可の遅延に係るもの(県企業庁申請分)	○			
	9	許認可の遅延に係るもの(事業者申請分)		○		
税制度リスク	10	税制度に関するもの	△	○		
住民対応リスク	11	施設の設置に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○			
	12	事業者による工事、調査及び施設の運営に起因する住民対応に関するもの		○		
環境問題リスク	13	有害物質の排出・漏洩・工事に伴う水枯れ、悪臭、環境協定違反等		○		
第三者賠償リスク	14	事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○		
債務不履行リスク	15	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者(構成員)の変更		○		
	16	県企業庁側の債務不履行、当該サービスが不要になった場合等	○			
安全の確保リスク	17	設計、施工、運営・維持管理における安全の確保に関するもの		○		
資金調達リスク	18	金融機関からの資金調達に関するもの		○		
国庫補助金リスク	19	国庫助金の支払いに関するもの	○			
構成員のリスク	20	構成員の能力不足等による事業悪化によるもの		○		
不可抗力リスク	21	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲を超えるもの	○			
金利リスク	22	金利の変動	○			
物価リスク	23	物価の変動	○			
計画設計業務	24	県企業庁が実施した測量・調査に関するもの	○			
	25	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○		
	26	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの	○			
	27	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○		
応募リスク	28	応募費用に関するもの		○		
建設業務	29	地中障害物や土壌汚染その他予見できないことに関するもの	○			
	30	工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合		○		
	31	工事施工監理に関するもの		○		
	32	県企業庁の指示、変更等に起因する工事費の増大	○			
	33	上記以外の起因による工事費の増大		○		
運営・維持管理業務等	34	要求水準書の提示条件の不備、変更に関するもの	○			
	35	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○		
	36	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの	○			
	37	新設、増設、更新後の施設損傷・劣化リスク		○		
	維持管理リスク	施設損傷・劣化リスク	38	事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたっての施設損傷・劣化リスク(提案書提出時において事業者が予測できない事由による場合。ただし、資料6図表6-1に示す4浄水場の各事業実施年度以前に限る。)	○	
			39	事業期間中も継続して使用する既設の脱水処理施設等を引き継いで運営・維持管理を行うにあたっての施設損傷・劣化リスク(上記38以外の事由による場合。)		○
	契約変更リスク		40	県企業庁の責めによる事業内容の変更に関するもの	○	
			41	汚泥量の変動に起因する事業内容の増大・減少	○	
	需要変動リスク		42	汚泥の質に起因する運営費の増大・減少	○	
			43	県企業庁の責めによる事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増大	○	
	運営リスク	運営コストリスク	44	事業期間中も継続して使用する既設の脱水設備等に起因する県の責めに係る運営コストの増大	○	
			45	上記以外に起因する業務量及び運営費の増大		○
	事故リスク		46	運営業務に関する事故等		○
			47	運営業務に関する火災等		○
48			脱水ケーキの再生利用に関するリスク	△	○	
終了時	施設性能リスク	49	事業期間終了時における要求性能水準の保持		○	
	終了手続きリスク	50	事業の終了に伴う諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用		○	

【凡例】負担者 ○:主分担 △:主分担

(出典) V編資料集4. 3水道におけるPFI 事業の情報 参照

③浄水場建設・維持運営事業で特に考慮しているリスクの分担事例

浄水場建設・維持運営事業のリスクの特徴としては、維持管理・運営段階における原水の水質と水量にかかわるリスクがある。原水の水量についてはおおよそ発注者の負担、水質については過去の実績から予想しえない場合のみ発注者の負担としている例が多い。

発注者と事業者のリスク分担内容（抜粋）は表IV-2-12のとおり。

表IV-2-12 浄水施設整備・運営事業で特に考慮しているリスク分担事例

事例	段階	リスクの種類	リスクの内容	発注者	事業者
⑥	維持 運営 段階	原水の水量・ 水質変動 リスク	過去の水量・水質の実績及び下水道事業等の原水水質に影響を及ぼす事業から想定される原水の水量・水質を超える変動により、施設的能力・機能上、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大。	○	
⑦	維持 管理 ・ 運営 段階	原水リスク	供給される原水等が少ないため、処理生産水量が下回るリスク	○	
			供給される原水の性質が変わることに係るリスク	○ 右記を 超える 場合	○ 要求水 準の範 囲内
			前処理水の汚染		○
⑧	維持 管理 ・ 運営 段階	原水水質 リスク	設定した原水水質を超える変動により、施設的能力、機能上、要求水準を満足できない場合に係わる維持管理費の増大	○	
			上記以外の事由による維持管理費の増大		○
		原水水量 リスク	事業者の事由によらない浄水場における原水水量不足	○	
⑩	維持 管理 ・ 運営 段階	原水の水量・ 水質変動 リスク	過去の実績から合理的に予測できる水量・水質の範囲を超える変動により、要求水準を満足できない場合に係る維持管理費の増大。	○	
			上記以外の事由による維持管理費の増大		○

(注1) ○：主負担、△：従負担・主に主負担者が負担するが、従負担者も一定の負担を負う場合等

(注2) 各事例の詳細は、V編資料集 4. 3 水道における PFI 事業の情報の掲載の URL を参照のこと。

3) 不可抗力リスク

想定されるリスクには様々な内容があるが、水道事業においては自然災害や濁水など、委託業務の行為に因るものではない緊急を要する事故等は、住民に対する最終責任が水道事業者側にあることから、水道事業者側で対応する事例が多く見られている。

しかし、不可抗力リスクが発生した場合には、民間事業者との連携のもとに早急な対応が求められることから、次の点について、事前に水道事業者と受託者の間での認識共有を図り、具体の対応策を検討しておくことが重要である。

- ・ 不可抗力リスクについては、具体的なリスクを想定し分担を検討することが必要である。例えば、地震リスクについては震度〇以上の場合と未満の場合、長時間の停電と短時間の停電等、リスク分担が同じであってもトラブル事例を具体的に想定する。
- ・ リスクの分担だけではなく、リスクが発生した際の対応方法について、詳細に役割分担を定めておくことが、トラブル発生時の影響を最小限に留めるポイントとなる。
- ・ なお、PFIと合わせて運転業務を水道法における第三者委託とする場合、水道の管理に関する技術上の業務を委託するもので、業務の受託者が水道法上の責任を負うことから、私法上の委託(いわゆる手足業務委託)とは性格が異なるものである。

4) 業務の引き継ぎリスク

引き継ぎは、「受託者が変更となった場合に、円滑な業務の引継を行うためのもの」であり、具体的には、当該施設特有の運転方法や留意事項等を引き継ぎ事項として記載することになる。なお、民間事業者から別の民間事業者へ受託者が変更される場合は、期間満了か期間途中の解約かに関わらず、引き継ぎ事項は次の受託者に引き渡されるものとする。

引き継ぎにあたっては次の点に注意し、引き継ぎ事項等を定めることが必要である。

(1) 引き継ぎにおける確認事項

引き継ぎに際して行う確認事項としては、次の事項が考えられる。なお、これらの事項については、要求水準書に明記する必要がある。

- ① 業務内容の確認
- ② データの管理状況の確認
- ③ 対象施設固有の運転方法の確認など

受託者は、引継事項が適切に文書化されているかの確認するため、施設機能の確認等において引き継ぎ事項の提示や説明を求めることができるほか、いつでも引き継ぎ事項の内容を確認することができるものとする。

(2) 引き継ぎ方法

水道事業者から受託者へ業務を引き継ぐ場合に比べ、民間事業者から別の民間事業者へ業務を引き継ぐ場合には、従前受託者の業務上のノウハウを保護しながら、新受託者が適切に業務を遂行できるように引き継ぐために、新旧受託者同士での業務引継ではなく、発注者である水道事業者において運転マニュアルを管理し、引き継ぎ現場に立ち会う等の配慮が必要である。

(3) 引き継ぎの費用負担

引き継ぎに係る費用の負担については、委託費の対象とする場合としない場合がある。事業の特性等を踏まえ、引き継ぎ費用の負担については、受託者募集段階においては入札説明書（公募要領）及び事業実施時点においては契約書に明記する必要がある。

(4) 業務習熟期間

受託者が運転管理の手順や施設の特性を把握するために、業務習熟の期間を設けることが一般的である。これにより、円滑な業務の移行が期待できる。この業務習熟期間中は水道事業者もしくは前任受託者のサポートを得ることが効果的であり、前任者の業務実施期間中に設定する。

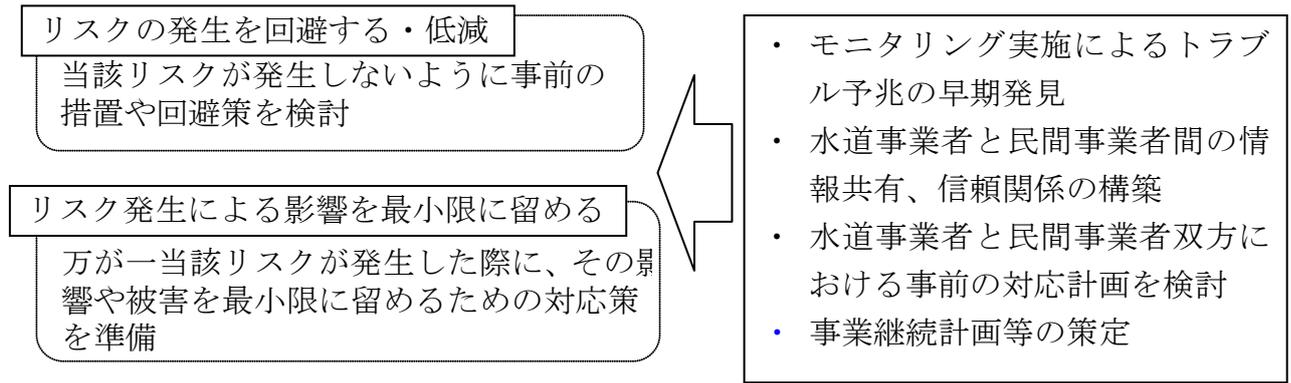
習熟期間のとり方は、施設規模や施設特性によって異なってくるため、その期間は、具体的な習熟（研修）項目を抽出して、習熟計画を立案することにより決定する。これまでの実施例では業務習熟期間は、数週間～数ヶ月と幅がある。また、習熟期間に要する費用については委託費の対象とする場合としない場合がある。

5) 水道事業におけるリスクへの対応方法

水道事業は安心・安全な水の供給と事業の継続性が強く求められる事業である。そのため、リスクの分担に加えて、リスク発生を事前に察知し、またリスクが発生した際の実現可能な対応策を事前に検討することが必要である。

リスクへの対応方法は、リスクの発生を回避する、発生を低減させる、リスク発生による影響を最小限に留めるという方法がある。そのためには、トラブル発生前にその予兆を察知し、リスク発生を事前に回避するためには確実なモニタリングの実施が重要である。

また、事前のリスク発生時対応計画(危機管理マニュアル)や事業継続計画の作成、水安全計画等の水道事業者と民間事業者間の情報共有などの他、被害総額を軽減するための抑制力として、民間事業者が一定額を負担する方法も事例として存在する。



図IV-2-3 リスクへの対応・考え方

2.2.9. 民間事業者の意向調査

安定的、継続的なサービスの供給を確保する事業スキームを構築するため、また、民間事業者参入の可能性を把握するため、民間事業者の参考意見を聴取し、より多くの民間事業者が参入するための条件等を調査確認する。

調査結果は、事業スキームの検討、リスク分担の検討、VFM の検討へ反映させる。

[解説]

民間事業者の事業参画意向等について調査を十分に行い、事業への参画意向のある民間事業者の意見を十分に把握して事業スキームを作成する必要がある。調査先の例として、納入実績のある関連設備メーカーや建設業者等が挙げられる。また、調査内容は、民間における類似事業の有無、民間事業者の関心度、参入意欲や参入条件、事業内容・期間に対する意見等とする。調査方法は、ヒアリングまたはアンケート方式等による。調査項目例を表IV-2-13 に記す。

また、必要に応じ、参入条件となり得るリスク分担等の考え方やVFM の検討における各コスト算出の参考になる情報の収集を行う。このためには、あらかじめ、リスク分担の概略の検討及び概略VFM の試算によって前提条件とした、PSC、PFI 事業のLCCにおける各費目の費用水準などから、確認が必要な項目などを特定しておくことが重要である。

なお、公平性を保つため、特定の民間事業者に偏った情報収集や情報提供にならないようにしなければならない。

表IV-2-13 民間事業者へのアンケート調査項目例

1. 回答する民間事業者の概要について
 - ・社名、業種、資本金、従業員数、指名登録、上場、類似事業参加実績
 2. 対象公共サービスに対する評価について
 - ・参画の意向、想定する事業方式
 - ・事業期間の現実妥当性、行政部門からの支払い方式
 - ・資金調達方式への意見
 - ・リスク分担の妥当性
 3. コスト削減の見通しと要因
 4. 考慮して欲しい発注条件
 5. 行政部門から提示して欲しい情報
 6. その他対象公共サービスをPFI で実施する場合への意見・提案
 7. PFIでは参加が困難と思われる場合、その理由とPFI以外の官民協働方式（公設民営など）の提案
 8. アンケート回答者名（連絡先）
- 添付資料：事業概要、発注条件 など

※先行事例より抜粋 作成

2.2.10. VFMの検討

「PFI 導入可能性調査」の中で特に重要となるのが VFM 評価である。PFI を導入するかどうかは、VFM の有無により判断される。VFM の検討とは、事業スキームやコストの前提条件を変えて試算し、結果を評価するものである。

PFI 導入に向けての本格的な検討段階に進むことの適否を判断するため、この時点で可能な精度により、事業期間における「公共が直接事業を実施する場合のコスト（PSC）」及び「PFI 事業として実施する場合の公共負担のコスト（PFI 事業の LCC）」を把握することによって比較し、概略の VFM として算定し評価する。

[解説]

事業スキームやリスク分担等の前提条件に基づき、水道事業体が直接事業を実施した場合の、事業期間全体を通じた水道事業体の財政負担の見込み額にリスク調整額を加えた額（PSC）と、PFI 手法を導入した場合の、事業契約期間全体の PFI 事業者への支払い見込み額 LCC（PFI 事業の LCC）を積算する。さらに、それぞれの見込み額を割引率により現在価値に換算したうえで比較する。この差額が VFM である。

VFM 評価の基本的な考え方、PSC の算定、PFI 事業の LCC の算定、VFM 評価における留意事項等は、『VFM（Value For Money）に関するガイドライン』（平成 13 年 7 月 27 日、民間資金等活用事業推進委員会）を踏まえる必要がある。

VFM は、「その時点において算定が可能である範囲において極力精度を確保するものとする」ものの、「算定のために、多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意」し、「客観性及び透明性の向上を図るよう努めていくことが重要」とされている。

精度の高い詳細な VFM の検討は、「特定事業の選定」「PFI 事業者の選定」等の段階で行うが、「PFI 導入可能性調査」段階においては、次の PFI 導入に向けての本格的な検討を行う「実施方針の策定」段階に進むことの適否を判断できるよう、この時点で可能な精度により、事業期間における概略のコストを把握することによって、概略の VFM を算定し評価する。

<算定方法及び評価の概要>

「PFI 導入可能性調査」の時点で可能な精度により、図 2-4 に示す(1)～(3)について検討し VFM を算定・評価する。

図IV-2-4 に示す(3)リスクの調整については、現段階で定量化が可能なリスクについて、その値を算定することが望まれる。

現在、リスクを定量的に換算する手法が確立しているとは言えず、定量化にあた

り必要とされる各リスクの実績データの蓄積が少ない、あるいは換算自体が困難であること、また、仮定の上に仮定を重ねた算出により、定量化の信頼性に疑問が少なくないこと等、リスク調整に関しては数多くの課題があるが、先進事例及び民間動向等の調査の実施等により、現時点の情報で可能な限り定量的な分析を行うことが望ましい。

なお、VFM の考え方や算出の解説について、特に詳しい記述のある地方公共団体の PFI ガイドライン等の情報源情報を、巻末「資料集」に示した。

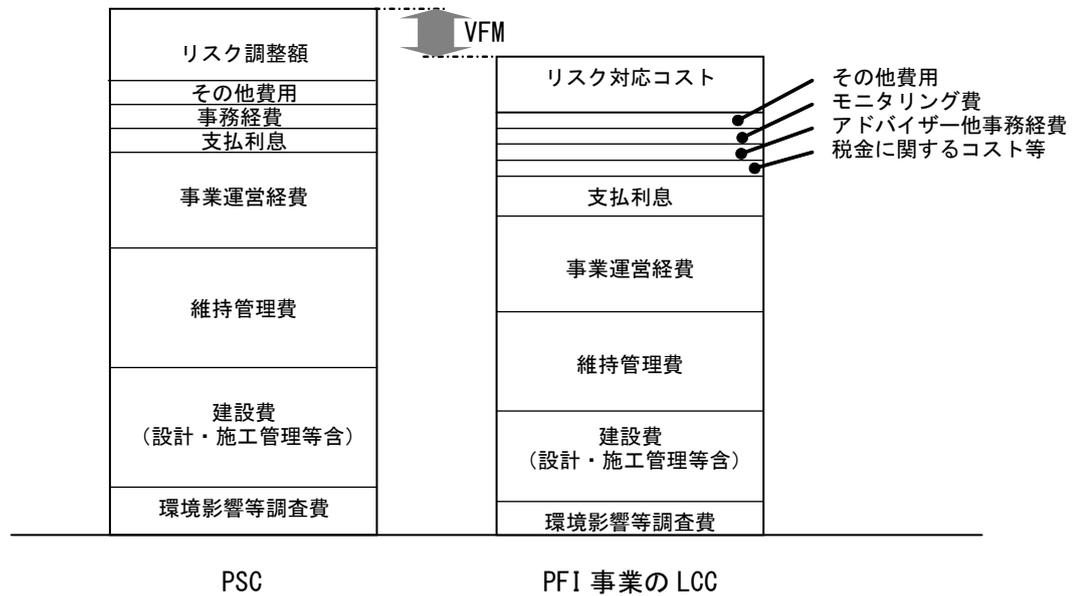
《VFM の算定》

- (1) 事業方式、前提条件費目の整理
- (2) コスト算出による定量的評価
 - ① 水道事業体が直接事業を実施する場合のコスト（PSC）の算定
 - ア) 設計・建設・維持管理・運営の各段階における経費の積み上げ
 - イ) 間接コストの算入（合理的計算が可能な範囲）
 - ウ) 適切な調整（税金を減じる等）
 - エ) 現在価値への換算
 - ② PFI 事業として実施する場合の水道事業体負担のコスト（PFI 事業の LCC）の算定
 - ア) 設計・建設・維持管理・運営の各段階に要する費用の推定＋水道事業体が事業期間を通じて負担する費用の算定
 - イ) 間接コストの参入（合理的計算が可能な範囲）
 - ウ) 適切な調整（財政・金融上の支援を加算、税金を減じる等）
 - エ) 現在価値への換算
- (3) リスクの調整（(2)①に加える）
- (4) その他定性的な評価
- (5) 総合的評価

図IV-2-4 VFMの検討概要

<VFM算定費目について>

VFM 算定にあたっての、PSC と PFI 事業の LCC について、費目の内訳例の概念図を図IV-2-5 に記す。



図IV-2-5 PSC と PFI 事業の LCC における VFM 算定費目の内訳例の概念図

① 基本的費目

水道事業体が自ら事業を実施する場合と PFI 事業として実施する場合の事業期間全体の財政負担見込み額を算定するため、基本的には当該事業のうち以下のものが算定費目となる。

- ・ 建設費（設計費、施工監理等を含む）
- ・ 維持管理費（修繕費、保守・点検費等）
- ・ 事業運営経費（原材料費、動力費、利息、電力会社に支払う料金、発生土の運搬、再生利用、埋め立て処分費用等）
- ・ 人件費
- ・ 環境アセスメント費 他

② PFI 事業とすることにより追加的に考慮すべき費目

従来の事業手法と異なり PFI 事業とすることにより追加的に考慮すべき費目には、以下のものがある。

- ・ 契約までのアドバイザー費
- ・ 事業実施段階におけるモニタリング費（内部の人件費、外部委託費）
- ・ PFI 事業者の税金等（固定資産税、法人税等）

<VFM算定時の課題等について>

VFM 算定時において、特に下記の事項については、先進の事例の他に、調査・検討が必要である。

① 資金調達

公営企業債及び他会計借り入れの条件及び PFI 事業者による市中銀行からの借り入れ条件（調達割合や償還期間、借入れ利率等）

② 公租公課

PFI 事業者が実施する場合に発生する税負担（固定資産税、事業法人税等）項目とその算定方法

③ 資産の減価償却費の費用化

BOO 方式による場合は、減価償却費を資本費として計上するため、その見込み方

④ 割引率の設定

現在価値への換算にあたって適用される割引率の設定

⑤ コンサルタント費用、モニタリング費用

PFI 事業とするため、新たに発生する費用であるコンサルタント費用や、モニタリング費用の算定

⑥ その他考え方等について

- ・ 設計・建設や維持管理・運営において、発注者側が実施する場合の費用に対して、民間側の創意工夫により削減できる費用（PFI 事業の LCC における、施設整備、維持管理費の削減率）の見込み・設定方法
- ・ 現在価値の考え方の整理
- ・ リスクの定量化にあたってのリスクの調整値
- ・ VFM の評価基準
- ・ PSC 及び PFI 事業の LCC 算定の妥当性

[水道における既存事例]

水道における先進事例の「特定事業の選定」時に公表された、コスト算出による定量的評価にあたっての前提条件としてあげられている費目の事例は、表 2-14 のとおりである。

なお、表IV-2-14 の整理に当たっては、同種の公共施設等の実績等を勘案し、また、他の PFI 事業の先行事例や関係事業者のヒアリング結果等を参考にしている。

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

表IV-2-14 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その1）

事業名	朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業	
事業方式	BOO	
事業内容	<p>ア 選定事業者が、常用発電設備及び次亜製造設備を設置し、事業期間中、これらの設備を所有し、運営し、及び維持管理し、東京都（以下「都」という）に電力、蒸気及び次亜塩素酸ナトリウムを供給する。</p> <p>イ 選定事業者は、浄水場における発生土を都から購入し、その有効利用を行う。ウ事業期間終了後、選定事業者は、設置した施設をその費用負担において撤去し、事業場所を原状に復帰する。</p>	
VFM 前提条件		
	公共が直接事業を実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設費（設計費を含む） 2 原材料費 3 維持管理費 4 修繕費 5 人件費 6 環境アセスメント費用 7 発生土の埋立処分費用 8 電力会社に支払う料金 	<ol style="list-style-type: none"> 1 供給された電力、蒸気及び次亜塩素酸ナトリウムの対価 2 発生土の埋立処分費用 3 電力会社に支払う料金 4 契約までのアドバイザー費用
設備規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 常用発電設備 朝霞浄水場 16,000kW 三園浄水場 3,200kW 2 次亜製造設備 朝霞浄水場 	左に同じ。
発生土の有効利用率	朝霞浄水場及び三園浄水場における過去10年の平均有効利用率と同等の有効利用率	左に同じ。
設計及び建設に関する費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 常用発電設備 他の浄水場において直営で整備した実績を勘案した建設費 2 次亜製造設備 他の浄水場において直営で整備した実績を勘案した建設費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 常用発電設備 他の PFI 事業例を参考に民間事業者の創意工夫によるコスト縮減を想定した建設費 2 次亜製造設備 他の PFI 事業例を参考に民間事業者の創意工夫によるコスト縮減を想定した建設費
運営及び維持管理に関する費用	他の浄水場において直営で実施した実績を勘案した運営費及び維持管理費	他の PFI 事業例を参考に一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫によるコスト縮減を想定した運営費及び維持管理費
資金調達に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己財源 20 パーセント 2 企業債 80 パーセント 償還期間10年 1 回借換え 10 年ごとに半額ずつ一括返済 現状の水準を勘案した金 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己資金 20 パーセント 2 日本政策投資銀行借入及び市中銀行借入 80 パーセント 現状の水準を勘案した金利
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 インフレ率 1 パーセント 2 割引率 4 パーセント 	左に同じ。

（出典）V編資料集 4. 3水道におけるPFI 事業の情報 参照

表IV-2-15 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その2）

事業名	寒川浄水場排水処理施設更新等事業			
事業方式	BT0			
事業内容	ア 新施設の整備業務等 (ア) 新施設の設計及び建設 (イ) 新施設及び濃縮施設の維持管理・運営のために必要な改造等の工事 イ 新施設及び濃縮施設の維持管理・運営 (ア) 維持管理・運営期間は、20年間とする。 (イ) 維持管理・運營業務には、清掃、保守管理(点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務)のほか、修繕及び機器更新を含む。 ウ 脱水ケーキの再生利用業務 (ア) 脱水ケーキの搬出 (イ) 脱水ケーキの再生利用 (ウ) 脱水ケーキの管理(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく管理業務) エ 上澄水の返送業務			
VFM 前提条件				
		公共が直接事業を実施する場合	PFI 事業として実施する場合	
算定対象経費	初期投資費	開業費(設計監理費、完成検査費、生活環境影響調査費等)	開業費(設計監理費、生活環境影響調査費等)	
		建設費	建設費	
		公営企業債支払利息(※1)	支払利息(※2)	
	維持管理費	維持管理費	維持管理費(※3)(修繕費(※4)を含む)	サービス購入料
		機器更新費	機器更新費	
		—	保険料	
		—	水道使用料(※5)	
		—	その他(法人税相当分等)	
	—	開設関連間接経費(コンサルタント費用等)		
	—	県企業庁開業費(完成検査費、生活環境影響調査費(※6)等)		
—	モニタリング費用			
割引率等	インフレ率は、1%と想定			
	割引率は、インフレ率を含み4%と設定			
備考	※1 公営企業債の借入条件は次のとおりとした。 ① 充当割合建設費の80% ② 償還期間建設工事費充当分:20年間 設備工事費充当分:17年間 ③ 借入金利 過去10年平均 ※2 支払利息に係る金利水準は、市中銀行からの借入を想定して、過去10年平均とした。 ※3 販売収入の有無に関わらず、脱水ケーキの再生利用業務費は全て維持管理費としてサービス購入料に含まれる。 ※4 修繕費は平準化せず、修繕実施年度に当該年度の必要額をサービス購入料として一括して支払う。 ※5 水道使用料は、結果的には県企業庁の収入となるため、VFM評価には反映しない。 ※6 生活環境影響調査の一部は県企業庁が実施する。			

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

特筆事項	<p>公共が直接事業を実施する場合の積算に当たっては、寒川浄水場排水処理施設 PFI 導入に伴う基本構想、関係事業者からのヒアリング等に基づき算定した。</p> <p>PFI 事業として実施する場合についての建設費、維持管理費及び機器更新費については、神奈川県における PFI 事業の先行事例や関係事業者へのヒアリング等を参考に、従来の仕様・分割発注に替えた性能・一括発注により、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定の効率性が期待できるものとして試算した。また、サービス購入料の算定に当たっては、民間事業者、出資者にとっての収益性、金融機関にとっての融資金返済の安全性が十分に見込まれる事業となるよう配慮した。</p>
------	---

(出典) V編資料集 4. 3 水道における PFI 事業の情報 参照

表IV-2-16 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その3）

事業名	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	
事業方式	BTO	
事業内容	(1) 設計及び建設業務 ア. 設計業務 イ. 建設業務 ウ. 工事監理業務 (2) 維持管理業務 ア. 建物維持管理業務 イ. 設備維持管理業務 ウ. 外構維持管理業務 エ. 保安及び警備業務 (3) 運営業務 ア. 排水処理業務 イ. 発生土有効利用業務 ウ. 非常用電源供給業務	
VFM 前提条件		
	公共が直接事業を実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・建設業務 ・工事監理業務 ・建物維持管理業務 ・設備維持管理業務 ・外構維持管理業務 ・保安及び警備業務 ・排水処理業務 ・発生土有効利用業務 ・常用電源供給業務を含む非常用電源供給業務 ・公営企業債支払利息 ・他会計借入金支払利息 ・人件費及び一般管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス対価 （設計業務、建設業務、工事監理業務、建物維持管理業務、設備維持管理業務、外構維持管理業務、保安及び警備業務、排水処理業務、発生土有効利用業務、常用電源供給業務を含む非常用電源供給業務） ・市中借入支払利息 ・前払金及び一時支払金にかかる企業局支払利息 ・法人税等相当分等 ・コンサルタント費用
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間23年 ・割引率3.2% ・物価変動は考慮しない。 	

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

設計及び建設業務に関する費用	概略の施設計画に基づき、同種の公共施設の実績等を勘案して設定した。	企業局が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理、運営業務に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・概略の施設計画に基づき、同種の公共施設の実績等を勘案して設定した。 ・常用電源供給事業による削減電力料金額による調整を行った。 ・発生土量の 100%を非有価による有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。 ・常用電源供給事業を行う場合を想定し、削減電力料金額による調整を行った。 ・発生土量の25%を有価による有効利用 ・発生土量の 75%を非有価による有効利用
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・企業債 ・他会計借入金 	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金及び一時支払金 ・出資金 ・市中借入 <p style="margin-left: 2em;">調達金利 10 年間平均をもとに、金融機関が十分に利益を確保し融資が行える水準とした。</p>

(出典) V編資料集 4. 3 水道におけるPFI 事業の情報 参照

表IV-2-17 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その4）

事業名	(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業		
事業方式	BTO		
事業内容	<p>ア 新設施設の整備業務等</p> <p>(ア) 新設施設の設計及び建設</p> <p>a 高濃度の汚泥を処理する濃縮施設、及び低濃度の汚泥と高濃度の汚泥それぞれの濃縮汚泥を処理する脱水施設</p> <p>b 既存施設と新設施設の連絡管など、その他維持管理・運營業務の実施に必要な工事</p> <p>(イ) 既存施設に付属する設備の更新等</p> <p>a 既存排水排泥池、1次・2次濃縮槽に付属する設備の更新</p> <p>b 既存二拡系沈砂池を上澄水槽に転用するため必要な設備の設置</p> <p>c 引抜きポンプ室内の配管の更新</p> <p>d その他維持管理・運營業務の実施に必要な改良</p> <p>(ウ) 既存の脱水設備の撤去</p> <p>イ 新設施設及び既存施設の維持管理・運營業務</p> <p>(ア) 維持管理・運營業務は24万6千m³/日の浄水処理に伴う排水処理</p> <p>(イ) 維持管理・運營業務を行う期間は、(仮称) 江戸川浄水場の運営開始日から20年間</p> <p>(ウ) 維持管理・運營業務には、清掃、保守管理(点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務)を含む。</p> <p>ウ 発生土の再生利用業務</p> <p>(ア) 発生土の搬出</p> <p>(イ) 発生土の再生利用</p> <p>(ウ) 発生土の管理(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく保管業務)</p> <p>エ 上澄水の返送業務</p>		
VFM 前提条件			
		公共が直接事業を実施する場合	PFI 事業として実施する場合
算定対象経費	初期投資費	開業前経費(設計業務監理費、建設工事監理費、業務委託費)(※1)	開業前経費(設計業務監理費、建設工事監理費、業務委託費)(※1)
		建設費(建築物、土木構造物、機械設備、電気設備、設備撤去)	建設費(建築物、土木構造物、機械設備、電気設備、設備撤去)
		公営企業債支払利息(※2)	銀行支払利息(※3)
			サービス購入料

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

維持管理費・運営費	運転管理業務費（排水処理施設の運転管理）	運転管理業務費（排水処理施設の運転管理）
	施設管理業務費（消防設備保守、場内環境整備等）	施設管理業務費（消防設備保守、場内環境整備等）
	動力費（電力費）	動力費（電力費）
	修繕費（消耗部品交換、定期点検、機器更新）	修繕費（消耗部品交換、定期点検、機器更新）
	再生利用業務費（発生土の運搬、再生利用）	再生利用業務費（発生土の運搬、再生利用）
	維持管理・運営業務経費（業務監理費）	維持管理・運営業務経費（業務監理費）
	—	その他（税金、利益）
	—	開設前費用（コンサルタント費用等）
	—	モニタリング費用
割引率等	インフレ率は、1%と想定	
	割引率は、インフレ率を含み4%と設定	
備考	<p>※1 業務委託費には、生活環境影響調査費を含む。</p> <p>※2 公営企業債の借入条件は次のとおりとした。</p> <p>① 調達割合 建設費の75%</p> <p>② 償還期間 新設分20年間更新分17年間</p> <p>③ 借入金利 過去6ヵ年の数値を参考にした。</p> <p>※3 市中銀行からの借入条件は次のとおりとした。</p> <p>① 調達割合 建設費の90%</p> <p>② 償還期間 20年間</p> <p>③ 借入金利 過去10ヵ年の数値を参考にした。</p>	
特筆事項	<p>公共が直接事業を実施する場合の積算に当たっては、(仮称)江戸川浄水場実施計画に係る排水処理計画、同種の公共施設等の実績等を勘案して算定した。</p> <p>PFI事業として実施する場合の積算に当たっては、他のPFI事業の先行事例や関係事業者のヒアリング等を参考にして算定した。</p>	

(出典) V編資料集 4. 3水道におけるPFI事業の情報 参照

表Ⅳ-2-18 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その5）

事業名	知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業
事業方式	BTO
事業内容	<p>ア 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査（測量、地質調査を含む）及びその関連業務 ・脱水処理施設等の設計（基本設計、実施設計） ・生活環境影響調査 ・建設工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・脱水処理施設等の新設に係る工事 ・工事監理 ・脱水処理施設等の県企業庁への引き渡し ・県企業庁が行う近隣対応・対策への協力 ・脱水処理施設等の運営・維持管理業務の開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
	<p>イ 3浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査及びその関連業務 ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修に係る設計 ・生活環境影響調査 ・3浄水場における脱水設備等の更新に係る設計、及び尾張東部浄水場における脱水設備等の増設に係る設計 ・脱水処理施設等の増設・更新等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修に係る工事 ・3浄水場における脱水設備等の更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む） ・尾張東部浄水場における脱水設備等の増設に係る工事 ・工事監理 ・増設・更新した脱水設備等の県企業庁への引き渡し ・その他、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を実施するにあたり必要な改良 ・県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
	<p>ウ 脱水処理施設等の運営・維持管理業務等</p> <p>（ア） 脱水処理施設等の運営・維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理施設等の運転 ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） ・清掃 ・警備 ・濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量等の管理業務） ・濃縮施設の運転支援 ・尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬 ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく管理業務） <p>（イ） 脱水ケーキの再生利用業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの再生利用 ・脱水ケーキの搬出

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

VFM 前提条件		
	公共が直接事業を実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	① 設計・建設に係る費用 ・工事費 ・設計費 ・生活環境影響調査費 等 ② 運営・維持管理等に係る費用 ・人件費（公社委託費） ・補修費 ・用役費 ・脱水ケーキ運搬処分費 ・濃縮汚泥運搬費 等 ③ 起債の支払利息	① サービス購入料 ○ 設計・建設業務（開業業務等、設計業務、建設業務、工事監理業務）に係る対価 ・一時支払金 ・割賦支払金 ○ 運営・維持管理業務等に係る対価 ② コンサルタント費用 ③ モニタリング費用 ④ 起債の支払利息 （注）事業者からの税込（県税）については調整を行う。
事業期間	20 年	
設計及び建設に係る費用	既存類似施設の実績等に基づき設定。	事前にメーカーに対して実施したアンケート及び既存類似施設の実績等に基づき設定。ただし、工事費及び設計費について、県企業庁が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
運営・維持管理に関する費用	県企業庁の実績等を勘案して設定。	事前にメーカーに対して実施したアンケート及び県企業庁の実績等を勘案し設定（補修費除く）。補修費は、県企業庁が実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達に関する事項	〈県企業庁の資金調達〉 ① 国庫補助（※1） ② 起債（※2）	（事業者の資金調達） ① 一時支払金（※3） ② 自己資金（資本金） ③ 民間融資機関借入（※4）
共通条件	割引率4%、物価上昇率0%	
備考	※1：水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱等に準じた補助率より算定。 ※2：設計・建設に係る費用から国庫補助を差し引いた額より算定。金利については、過去のトレンドと現時点における水準を勘案し設定。 ※3：県企業庁に交付される国庫補助と起債を合計し算定（脱水処理施設等の設計・建設に係る対価の3分の1）。ただし、平成25年度以降の施設整備に対する一時支払金については、起債のみで算定（脱水処理施設等の設計・建設に係る対価の全額） ※4：脱水処理施設等の設計・建設に係る対価から一時支払金、資本金を除いた額より算定。金利については、過去のトレンド及び現時点における水準を勘案し設定。	

（出典）V編資料集 4. 3 水道における PFI 事業の情報 参照

表IV-2-19 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その6）

事業名	川井浄水場再整備事業	
事業方式	BTO	
事業内容	ア 浄水場施設整備業務（新設・撤去） (ア) 事前調査業務 (イ) 設計業務 (ウ) 工事業務 (エ) 工事監理業務 (オ) 周辺影響調査・電波障害等対策業務 イ 浄水場施設維持管理業務 (ア) 運転管理業務 (イ) 保全管理業務 (ウ) 水質管理業務 (エ) 災害・事故対策業務 (オ) 安全衛生管理業務 (カ) 施設公開業務 (キ) 保安業務 (ク) 清掃業務 (ケ) 事業終了時の引継ぎ業務	
VFM 前提条件		
	水道局が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
	① 開業費 ② 設計費 ③ 建設費 ④ 工事監理費 ⑤ 維持管理費（修繕費を含む。）	① 開業費 ② 設計費 ③ 建設費 ④ 工事監理費 ⑤ 維持管理費（修繕費を含む。） ⑥ 保険料 ⑦ 租税公課 ⑧ モニタリング費
共通条件	① 維持管理期間：20年 ② 割引率：3.0% ③ インフレ率：0.0%	
建設費・工事監理費に関する事項	水道局及び同種の公共施設の実績並びに近年の物価水準等を勘案して設定	水道局が直接実施する場合に比べ、一定割合の削減が実現するものとして設定
維持管理費に関する事項	水道局の同種の公共施設の実績等を勘案して設定	水道局が直接実施する場合に比べ、一定割合の削減が実現するものとして設定
資金調達手法	① 起債 ② 自己資金	① 自己資金 ② 銀行借入

(出典) V編資料集 4. 3 水道における PFI 事業の情報 参照

表IV-2-20 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その7）

事業名	北総浄水場排水処理施設設備更新等事業	
事業方式	BTO	
事業内容	ア 設計及び更新等業務 (ア) 排水処理施設に関わる設備更新等業務 a 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用 b 排水処理施設に係る設備の更新 c 管路の更新 d 維持管理・運営に不要な設備の撤去 e 進入道路の整備や必要な外構の整備 f 設備の新設、脱水機棟等の改良 g 施設の設計 イ 排水処理施設全体の維持管理・運營業務 ウ 脱水ケーキの再生利用業務 エ 上澄水の返送業務	
VFM 前提条件		
	県水道局が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・初期投資額 着工前経費 ・工事費 ・金融費用 ・維持管理・運営費 維持管理費 ・運営費 ・再生利用業務費 ・リスク行政の額等 リスク調整の額 ・適切な調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期投資額 開業前経費 工事費 金融費用 ・維持管理・運営費 維持管理費 運営費 再生利用業務費 ・その他 ・金融費用 ・開業前費用 ・モニタリング費用
共通条件	インフレ率は1%と想定 割引率はインフレ率を含み4%と想定	
資金調達手法	① 調達割合（起債充当率） 50% ② 償還期間・方法据置3年原則、20年元利均等返済 ③ 利率過去5年間財政投融资の金利を参考とした。	① 調達割合（借入金比率） 約90% ② 返済期間・方法原則、20年元利均等返済（5年ごとに元金の4分の1を返済） ③ 利率過去5年間の金利を参考とした。

(出典) V編資料集 4. 3水道におけるPFI事業の情報 参照

第IV編 PFI 導入の検討
2 PFI における検討内容
2.2 PFI 導入可能性調査

表IV-2-21 水道の先進事例におけるVFM費目の事例（その8）

事業名	豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業	
事業方式	BTO	
事業内容	<p>(ア) 設計・建設業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事前調査及びその関連業務 b ケーキヤード等の整備 c 幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る設計 d 生活環境影響調査 e 5浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る設計 f 脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） g 幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る工事 h 5浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。） i 工事監理 j 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力 <p>(イ) 運営・維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 脱水処理施設等の運営・維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・脱水処理施設等の運転 ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） ・警備 ・濃縮槽からの汚泥引き抜き（運転・計量等の管理業務） ・濃縮施設の運転支援 ・脱水ケーキの管理 ・県企業庁への引継ぎ b 天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務 <ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの排出 ・脱水ケーキ排出後の補砂と敷均し ・脱水ケーキの管理 ・ケーキヤード等の維持管理 c 脱水ケーキの再生利用業務 <ul style="list-style-type: none"> ・脱水ケーキの再生利用 ・脱水ケーキの搬出 	
VFM 前提条件		
	県企業庁が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<p>①設計・建設に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・生活環境影響調査費等 <p>②運営・維持管理に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・補修費 ・用役費等 <p>③起債の支払利息</p>	<p>①サービス購入料</p> <p>○設計・建設業務（開業業務等、設計業務、建設業務）に係る対価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時支払金 ・割賦支払金 <p>○運営・維持管理業務に係る対価</p> <p>②アドバイザー費用</p> <p>③モニタリング費用</p> <p>④起債の支払利息</p> <p>（注）事業者からの税収（県税）については調整を行う。</p>
設計及び建設に係る費用	既存類似施設の実績等に基づき設定。	既存類似施設の実績等に基づき設定。ただし、工事費及び設計費について、県企業庁が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

運営・維持管理に関する費用	県企業庁の実績等を勘案して設定。	県企業庁の実績等を勘案し設定。県企業庁が実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。
資金調達手法	< 県企業庁の資金調達 > ①国庫補助 ②起債	< 事業者の資金調達 > ①一時支払金 ②自己資金（資本金） ③民間融資機関借入
共通条件	割引率 2.7%、物価上昇率 0%	

(出典) V編資料集 4. 3 水道における PFI 事業の情報 参照

< 概略の VFM 算定の考え方 >

VFM の簡易試算方法や簡易シミュレーションに関する具体的な記述がある自治体等の例について、概略の VFM 算定の段階、目的、考え方を表IV-2-22 に示す。ここでは、「PFI 導入可能性調査」に進む以前に適用できる簡易で暫定的な試算方法として、大阪府、三重県、泉南市、国土交通省において紹介されており、「PFI 導入可能性調査」段階における計算方法として、福岡市において紹介されている。

表IV-2-22 概略のVFM算定の段階、目的、考え方（自治体等例）

自治体等	段階	目的	概略の VFM 算定の考え方
大阪府	初期の PFI 導入可能性の予備的な検討段階（内部の検討段階）	今後 PFI アドバイザーを選定（予算確保）し、より詳細な検討を行うかの判断をするため。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の仮定や推定に基づき、簡易で、暫定的な試算を試みる。 詳細なリスク調整や定性的評価を行わず、コスト算出の定量的評価にとどめる。 試算の前提となる各種の数値の設定を過去の実績値や他の事例等により仮定する。例えば、施設 の設計・建設費、維持管理費等について、従来の方式と PFI 方式のそれぞれの場合で過去の実績値や他の事例により仮定し、税負担や補助金の有無 についても一定の想定をしておく。 「標準的なフォーマット」により、前提条件を整理しながら試算を行う。

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

自治体等	段階	目的	概略の VFM 算定の考え方
三重県	検討段階	検討段階の目安として参考にするため。	<ul style="list-style-type: none"> ・「簡易試算表」の前提条件にPSC、PFIのLCC等の必要事項を検討し計上する。 ・PSCの前提条件を算出する際は、類似事業のデータ等を参照し、できるだけ客観的なものとなるよう心がけるものとする。補助金の取り扱いについては、関係省庁に確認する。 ・各項目における経費内訳を限定的にし、リスク調整分の算定については、コンサルタント等の専門的な知識を必要とするため除外した。 ・本来は、類似事業や市場調査等によって、必要経費の積み上げを行うものがPFI事業のLCCであるが、初期投資及び維持管理・運営等の経費については、一定の削減率によって計上できるようにした。 ・本来のVFMではリスク調整費をPSCに加えるが省略した。
泉南市	コンサルタント等にPFI導入可能性調査を委託する前段階（第1段階の評価）	当該事業へのPFI導入可能性調査実施の必要性について検証することを目的。	<ul style="list-style-type: none"> ・本シミュレーションは、『国土交通省所管事業を対象としたVFM（バリュー・フォー・マネー）簡易シミュレーション第1次検討確定版』（平成15年12月、国土交通省）に準拠して作成したもの。 ・正確なVFMを求める場合は、可能な限りリスクを定量化し、官民間でリスク調整を行った後に算出するが、PFI導入検討段階ではリスクの具体化は難しいため「提供するサービスの質が同一」と仮定した上VFMの算定を行う。 ・VFMについては、本シミュレーションは「提供するサービスを同一」と仮定した上で、PSCとPFIのLCCを比較するものとする。 ・リスク分担については、本シミュレーションはリスク調整前の段階において行うものであることから、本事業に固有に発生し、VFMに影響を及ぼすような詳細なリスクについては考慮しない。 ・公共、PFI事業者、金融機関の3者のメリットを反映する一般的な評価指標である「VFM」、「PIRR」、「EIRR」、「DSCR」については、本シミュレーションにおいては、個々の理想的な数値のバランスを求めることによって事業の実現可能性を探るものである。 ・本シミュレーションは、PFI事業者の収益は公共からのサービス対価支払のみとする「サービス購入型」事業を想定している。また、事業の可否を多面的に捉えるため、BOT方式とBTO方式の両方向についてシミュレーションを行い、さらに両方式について2方向からの評価を行うものとする。 ・留意事項に、本シミュレーションにおける補助金等、事業の開業準備費と入札費用（イニシャルコスト）、スワップレート、割引率、感度分析の考え方が記されている。

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

自治体等	段階	目的	概略の VFM 算定の考え方
福岡市	最適事業方式の調査・検討段階（「PFI 等事業計画書（OBC）」の策定段階）	最適事業方式を選定するための判断材料とするとともに、公募の上限価格の基礎資料にする。実施方針作成の基礎資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> リスク調整値は、「7. リスクの定量化」に基づいて定量化し、PSC の算定に計上する。 PFILCC の算定にあたっては、現実性のある算定値として精度を高めるため、民間事業者へのヒアリングや参考見積、類似事例などから推定したり、テクニカル・アドバイザーを活用して算定を行う。 同一水準の公共サービスの品質の確保を前提とする。
国土交通省	—	選定した検討事業が PFI として馴染むか否かの一次的な調査を行うこと、及び国土交通省所管事業を対象とした VFM に関する情報公開と意見募集を通じての官民対話の促進を図ることを目的。	<ul style="list-style-type: none"> （第 1 次選定事業の算定作業を通じて構築した）サービス購入型のモデルを基本としつつ、料金収入を含む事業に関しても、簡易な検証が可能になるよう図っている。また、算定に関しては、独自の条件設定を行うことで、比較的簡易な手法を用いつつも、より詳細な算定への橋渡しとなるよう図っている。 仮に想定したリスク分担を基に、PSC 算定、PFI 事業の LCC 算定それぞれにおける各種費用、金利、リスク調整等の各要素について簡易な条件設定を加え、各々の事業につき事業期間にわたる収支計算を行った。 （PSC 算定、PFI 事業の LCC 算定に反映している要素と反映していない要素、その他基本的な設定条件（共通事項）についての前提条件、主な考え方は、当該資料本文を参照のこと。） PSC 算定において、公共が潜在的に負っていたリスクの定量化は行っていない。リスク調整は、モデルの簡易化の観点から計上してない。 PFI 事業の LCC 算定において、リスクは、「保険料」と「民間借り入れの金利」の設定という 2 つの点で点数化を試みた。保険料としての数値化が困難なものについては、民間借り入れの金利に影響が及ぶという整理とした。具体的には、基準金利を 3.0% とし、事業の特性（総合リスク評価）に応じて、基準金利 3.0% に、+1.0%、+1.5%、+2.0% の 3 段階の設定とした。

（出典）V 編資料集 4.1 PFI ガイドライン 参照

2.2.11. 総合的評価

PFI 導入可能性の評価は、「VFM がある」ことで十分とする場合があるが、所期の事業目的が達成される見通しがあることや、他の事業手法と比較しても PFI 事業による方が優位であるなど、他の定性的・定量的評価を加えて、総合的に評価し判断する。

[解説]

PFI による事業の実施に関して、法制度の制約や課題が無いことをあらためて確認する必要がある。その上で、VFM があるといった経済的効率性の確保ができていう定量的評価に、民間企業の参画意欲があり、民間の創意工夫の発揮やサービス水準の向上など、PFI を導入し事業化する際の所期の目的やその事業内容に即した効果などが得られているかなどの定性的な評価を加え、PFI 導入の総合的な評価を行うことが望ましい。

また、PFI 以外の手法との比較を行い、PFI 手法の優位性を確認することも大切である。

なお、定性的な事項等を加えて総合的に評価する場合、その評価基準を適正に設定する必要がある。

2.2.12. スケジュールの検討

PFI 事業は、従来の手法よりも時間を要するため、「供用開始」までの概略スケジュールを立案し、以降の所要期間を把握しておく必要がある。

[解説]

検討はできるだけ早く進めることが望ましいが、事業によって、設計の事前に環境等の調査が必要な場合もあり、調査には相当期間を要するので、事業に係る法律等の整理の上、必要期間を考慮する。

また、水道事業認可変更の申請手続きや、議会の議決が必要になる場合は、この時期も加味したスケジュールを検討することが必要である。

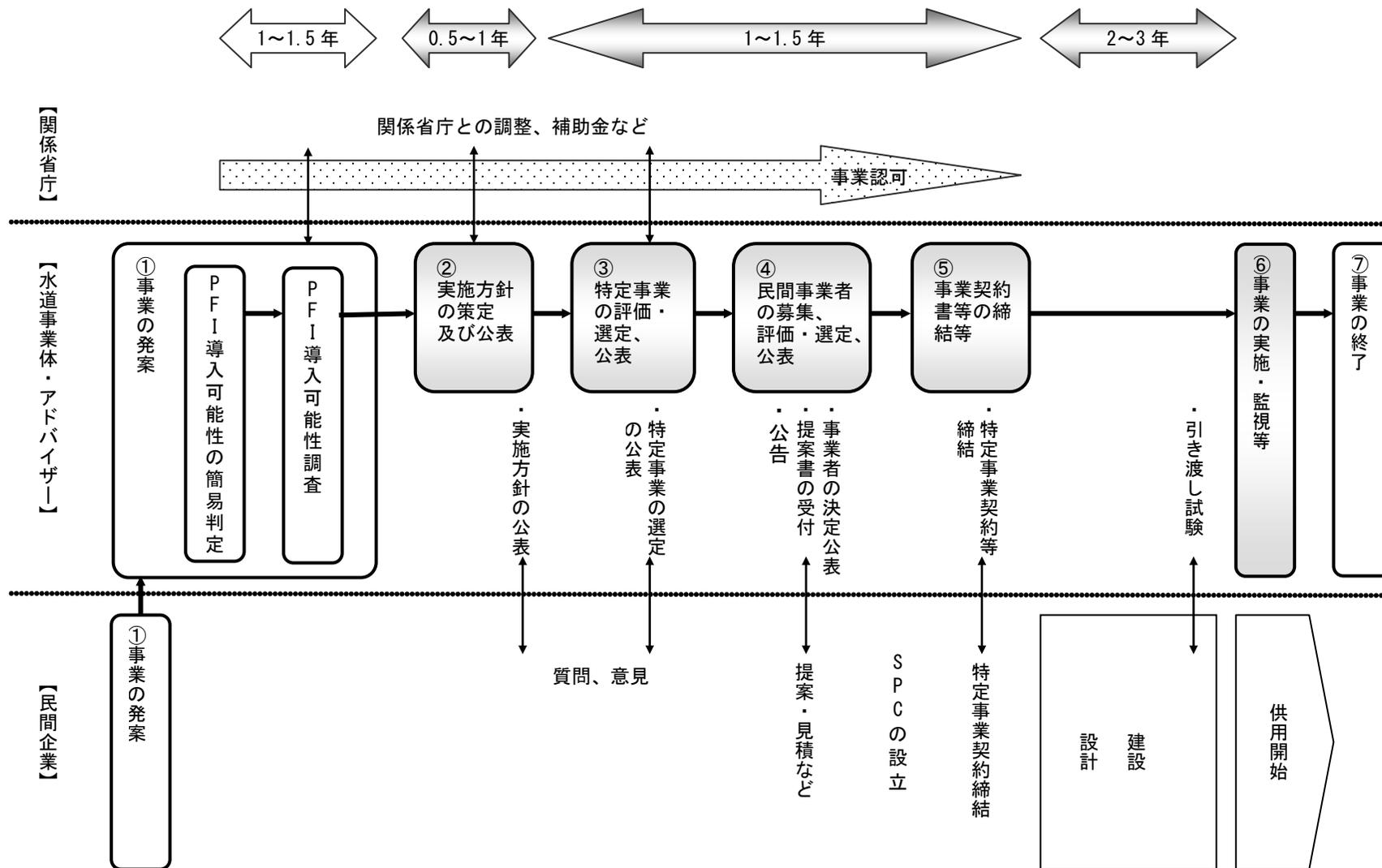
議会の議決に関する法令は、次のとおり。

- ・ 「地方公営企業法」(昭和 27 年 8 月 1 日法律第 292 号) 第 40 条第 1 項により、「地方公営企業の業務に関する契約の締結及び財産の取得、管理及び処分については、条例又は議会の議決によることを要しない」
- ・ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令」(平成 11 年 9 月 22 日政令第 279 号) のために該当する契約の種類、金額の場合、特定事業契約の締結については、議会の議決を必要としない。

PFI 事業供用開始までの手続き及び所要期間のイメージを図IV-2-6 に示す。

[水道における既存事例]

ホームページの公表情報に基づくと、水道における先進事例の「実施方針の公表」から「特定事業契約締結」までに要した期間は、図IV-2-7 のとおり、常用発電設備等整備事業において約 1 年、排水処理施設等整備等事業において約 1.5 年である。



図IV-2-6 PFI 事業導入までの手続き及び所要期間のイメージ図

第IV編 PFI 導入の検討
 2 PFI における検討内容
 2.2 PFI 導入可能性調査

	・ 実施方針 の公表	・ 特定事業 の選定の 公表	・ 公告	・ 提案書 の受付	・ 事業者 の決定	・ 特定事業 契約締結	
朝霞浄水場・三園 浄水場常用発電設 備等整備事業	H12.11.1	H13.1.18	H13.1.23	H13.5.8~ H13.5.10	H13.5.29	H13.10.18	約1年
寒川浄水場排水処 理施設特定事業	H14.8.1	H14.11.22	H15.4.11	H15.7.25	H15.11.10	H15.12.26	約年5ヶ月
大久保浄水場排水 処理施設等整備・ 運営事業	H15.10.20	H15.12.24	H16.3.26	H16.7.30	H16.11.2	H16.12.24	約年2ヶ月
(仮称)江戸川浄 水場排水処理施設 整備等事業	H15.10.30	H16.1.30	H16.7.6	H16.10.5	H16.12.14	H17.3.25	約年5ヶ月
知多浄水場始め4 浄水場排水処理施 設整備・運営事業	H16.11.29	H17.2.18	H17.5.17	H17.9.14	H17.7.27	H18.2.22	約年3ヶ月
川井浄水場再整備 事業	H19.12.14	H20.3.3	H20.6.3	H20.9.24	H20.12.5	H21.2.27	約年3ヶ月
北総浄水場排水処 理施設設備更新等 事業	H20.11.10	H21.1.22	H21.8.7	H21.11.5	H21.12.15	H22.3.25	約年4ヶ月
豊田浄水場始め6 浄水場排水処理施 設整備・運営事業	H21.11.13	H22.2.26	H22.5.11	H22.9.1	H22.11.26	H23.3.8	約年4ヶ月
夕張市上水道第8 期拡張事業	H22.7.16	H22.8.19	H22.8.30	H22.11.30	H23.12.22	H24.3.19	約年3ヶ月
男川浄水場更新事 業	H24.2.14	H24.3.26	H24.4.6	H24.9.28	H24.12.19	H25.1.31	約年

(平成26年2月末時点)

図IV-2-7 水道先進事例の「実施方針の公表」から「特定事業契約締結」までの実績
 所要期間

(出典) V編資料集 4. 3 水道におけるPFI 事業の情報 参照

2.3. PFI 事業の実施

2.3.1. 概要

1) 検討内容の概要

「PFI 事業の実施」における内容の概要は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 実施方針の策定及び公表② 特定事業の評価・選定、公表③ 民間事業者の募集、評価・選定④ 事業契約等の締結等⑤ 事業の実施、モニタリング等⑥ 事業の終了 |
|--|

[解説]

「PFI 事業の実施」における内容の概要は、以下のとおりである。

① 実施方針の策定及び公表

実施方針を策定し公表する。そして、実施方針に対する質問を受付け、質問に回答する。

② 特定事業の評価・選定、公表

特定事業の評価・選定結果を公表する。定量的評価と定性的評価を記載するが、定量的評価については VFM を明示する。

③ 民間事業者の募集、評価・選定

民間事業者の募集にあたり募集要項等を公表する。募集要項等に対する質問を受付け、質問に回答する。民間事業者から提案を受付け、審査・選定し、選定結果を公表する。

④ 事業契約等の締結等

選定された民間事業者と協定を締結する。協定に基づき設立された SPC と事業契約を締結する。また、融資する金融機関と直接協定を締結する。

⑤ 事業の実施、モニタリング等

事業契約に基づき民間事業者が事業を実施する。公共は民間事業者の事業の実施に対してモニタリングを実施する。モニタリング結果により必要な措置を行う。

⑥ 事業の終了

施設の明渡し等、あらかじめ定めた取扱いにのっとり事業を終了する。

2) 検討の進め方

「PFI 事業の実施」における各段階の内容を確実に実行するためには、特に要求水準など、以下の事項について事前に検討し整理する必要がある。

(1) 事前に整理しておくべき事項

① 実施方針の策定及び公表

民間事業者の業務範囲、官民の役割分担、官民のリスク分担について

② 特定事業の評価・選定、公表

PSC のコスト、資金調達方法について

③ 民間事業者の募集、評価・選定、公表

要求水準の概要、民間事業者の選定方法、審査にあたって重視する事項について

④ 事業契約等の締結等

民間事業者との契約交渉における体制について

⑤ 事業の実施、モニタリング等

民間事業者の事業実施に対してモニタリングを実施する体制について

⑥ 事業の終了

事業の終了時におこなうモニタリングの実施内容について

(2) 実施体制及び実施期間等

「PFI 事業の実施」の段階では、実施方針から事業契約等の締結等までの段階と事業の実施、モニタリング等以降の段階に分けて考えることができる。

実施方針から事業契約等の締結等までの段階では、PFI 導入可能性調査時と同様に、専任職員の確保や、外部の民間アドバイザーの活用など、適切・必要な体制を整備するがある。

外部の民間アドバイザーについては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、活用することが有効であり、特に初めての PFI 導入検討の際には必要である。民間アドバイザーを活用する場合、その選定方法には指名競争入札、プロポーザル方式等がある。その選定にあたっては、民間アドバイザーの専門的な知識や、PFI 事業全体をより効率的・効果的に構築できる能力・実績等を勘案し評価することが必要であり、事業内容及び委託内容に応じ、提案や実績により選定するプロポーザル方式などを活用することによって、適切な民間アドバイザーを選定することが望ましい。

また、PFI 導入可能性調査と同じ民間アドバイザーを活用することで、より迅速で円滑な事業の実施を期待することもできる。

実施期間については、事業の規模等により異なるが、一般的には1年半から2年程度を要すると考えられる。

事業の実施、モニタリング等以降の段階では、基本的には行政の職員がモニタリングを行うこととなる。実施期間は、PFI 事業契約に定められた事業期間となる。

2.3.2. 実施方針の策定及び公表

PFI 法第 5 条に基づき、公共施設等の管理者として実施方針を定め公表する。民間事業者の意見を広く受け、必要に応じて募集要項等へ反映するなどを行うとともに、意見や質問に対処して事業の内容について、民間事業者と情報共有を高める。

[解説]

実施方針の作成目的は以下である。

- ① 民間事業者に対する公募前の早期の段階における情報提供として、業務内容、リスク分担の内容、選定方法、審査の視点等を広く周知し、応募に向けた事前準備を行う機会を提供すること。
- ② PFI の導入により VFM が見込まれる事業を特定事業として選定する前に、事業内容や設定条件を実施方針として公表し、実施方針の内容に対する関係者の意見を求め、特定事業の選定時に反映すること。

実施方針の策定にあたっては、現状に対する問題点や当該事業に対するニーズを明確にする。これにより民間事業者は、創意工夫やノウハウ等を生かすポイントを明確に理解することができ、よりの確な提案をすることが可能となる。

また、想定されるリスクや官民リスク分担、募集、選定等の手続きは可能な限り具体的な内容を記述する。具体的な内容を早い段階で公表することにより、民間事業者は当該事業の内容に関して早期に検討を開始することが可能となり、具体的な内容に関しての意見等を受け付けることにより、公募要項等への適切な反映が可能となる。

実施方針の構成例は以下のとおりである。

- ・ 特定事業の選定に関する事項
- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ・ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・ 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ・ 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・ 法制上及び税制上の措置及び財政上及び金融上の支援に関する事項
- ・ その他特定事業の選定に関し必要な事項（手続き上の透明性を確保するため当該事業に参画することが利益相反と生り得る民間事業者や金融機関、アドバイザー等の関係を整理して明記）

2.3.3. 特定事業の評価・選定、公表

実施方針に対する民間事業者からの意見・提案を踏まえて実施方針の変更が必要な場合は変更を行い、確定後の実施方針をもとに、PFI の導入によって VFM が見込めると判断される場合、当該事業を特定事業として選定し公表する。特定事業として選定後、事業者の選定に向けた公募準備に入る。

[解説]

特定事業の選定とは、実施方針の公表や実施方針に対する民間事業者からの意見・提案を踏まえ、行政部門における VFM が確保されるとともに、民間事業者が適正な利益を確保し、受注が見込まれると判断された場合、その判断の結果として、当該公共サービスを PFI で実施することが最適であると判断し、特定事業の選定として決定することである。

行政は、特定事業として選定された事業について、選定結果、選定方法、選定理由など必要な資料を作成し公表するが、VFM の妥当性の評価結果における PSC と PFI による負担額の比較結果については、金額で公表すべきか、割合で公表すべきか等は、競争性が確保できない場合や、行政の不利益が見込まれる場合など、事業者選定において不都合が予想される場合を考慮した決定が必要である。

VFM の算定根拠などについて民間事業者等からの問い合わせも想定されるため、公表すべきでない内容を除いて、PSC の算出にあたっての根拠や資金調達についての考え方などは、可能な範囲で具体的に示し、PFI 基本方針に記載されている PFI の透明性原則に則り説明責任を果たすことができるようにする必要がある。

2.3.4. 民間事業者の募集、評価、選定

公募要項（入札説明書）の作成を行う。事業スケジュール、事業計画の内容、要求水準書や事業契約案等の募集書類を作成し公表する。民間事業者からの提案についての審査は、透明性を確保するため、基準や選定過程など結果以外の情報についても公表する。

[解説]

スケジュールについては、実施方針公表時にも概略スケジュールを提示するが、この段階では具体的な日程についても設定し事業スケジュールとして提示する。事業スケジュールの策定に際しては、参画する事業者の準備作業に要する期間や行政内部の手続き及び外部アドバイザーの作業工程を勘案する必要がある。事業スケジュールは民間事業者の対応準備に影響を与えるため、公表後の修正を回避するよう詳細な事前の検討が不可欠である。

要求水準書は、行政が意図する公共サービスの内容・水準・量を的確に表現しているか、また、民間事業者の創意工夫が発揮される性能規定となっているかという点に留意して策定する必要がある。また、要求水準書は審査方法やサービス購入料の支払い方法（サービス購入型の場合）との関連性が高いため、審査方法、サービス購入料の支払い基準、モニタリングの指標などと整合性が図られているか留意する必要がある。

事業契約書の策定にあたり留意する事項は以下のとおりである。

① 要求水準の明確化

要求する公共サービスの提供において重視すべき点、留意すべき点を明確にし、公共サービスの質がレベル低下した場合の復帰手順や方法など、要求する水準で公共サービスを安定的に提供するために必要な事項を明確にする。

② リスク分担の明確化

事業の履行に関わる諸事項の官民間の義務と責任を明確化する。そして規定した諸事項に関して問題発生時の責任の所在と対応方法を明確化する。リスク分担においては、余計な経費が発生しないよう官民が各々リスク管理能力に優れたリスクを分担することが基本である。

事業のキャッシュフローに大きな影響を与える施設完工リスクを含む履行の遅延、費用の増加、契約の解除などの発生事由（民間事業者の責に帰する事由、行政部門の責に帰する事由、不可抗力や法令変更による事由）にしたがって費用負担や賠償条件を明確に取り決める必要がある。

民間事業者の審査は、適性資格基準、基本能力基準、事業経営・管理能力評価基準・

事業提案書評価基準などの観点から総合的に評価することが基本となる。PFI では、提案書作成等の準備費用が多額となるため、参画予定事業者数が多数であると見込まれる場合、応募者全員にその負担を強いると民間事業者の参加意欲を阻害する可能性がある。従って、競争する事業者の数を適正な水準とするため、事業者の絞り込みを行うことが有益である。例えば二段階選定を用いる場合は、第一段階は、民間事業者の資格基準及び能力基準の他に、当該事業の理解度等の簡易提案を評価することにより選定し、第二段階は、詳細な事業経営・管理能力評価と事業提案書評価を行うことが想定される。ただし、導入可能性調査における市場調査において把握した潜在的応募希望事業者数や、審査に要する時間等を総合的に判断し、一段階選定とすることも想定される。

2.3.5. 事業契約等の締結等

一般的には契約の相手方は複数の民間事業者（コンソーシアム）の出資により設立された SPC となるため、契約締結の基本的な合意としてコンソーシアムとの間で基本協定を締結する。その後、設立された SPC と事業契約を締結する。

[解説]

基本協定の主な構成内容としては以下が想定される。

- ・ コンソーシアム構成企業及び行政部門の事業契約締結に向けた努力義務
- ・ コンソーシアム構成企業が株式会社設立義務を負うこと
- ・ コンソーシアム構成企業が株式会社をして PFI 事業契約の履行に必要な業務をコンソーシアム構成企業等に委託し又は請け負わせる義務を負うこと
- ・ コンソーシアム構成企業が新設する株式会社と行政部門との間で定める日までに、PFI 事業契約を締結させる義務を負うこと
- ・ 事業契約締結不調の場合、コンソーシアム構成企業及び行政部門が選定事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とすること

事業契約の締結では、PFI に精通した法律専門家に契約締結のプロセスを漏れのないように確認してもらう必要がある。公共サービス提供の要求水準書や支払予定表などの事業契約書に添付する別紙も契約書の一部を構成するものとなるため、契約締結後の別紙内容の修正は容易ではないことに留意し、契約締結に臨むことが必要となる。

なお、PFI では SPC と金融機関との間で融資契約が交わされることが通常である。仮に契約締結した PFI が破綻し、行政が事業を継続するために事業を引き取った場合、金融機関は、その事業からの資金回収の道がなくなり、大きな損失を被ることになる。逆に金融機関が融資契約に基づいて担保権を行使すれば、行政にとっては公共サービスが停止することになる。

そのため、このような事態を回避すべく、行政が民間事業者との事業契約で定めた事業への介入権を行使する前に、金融機関が主導的な立場で、民間事業者に事業の建て直しを図る機会を与えたり、民間事業者の経営形態の変更を行うことなどの手続きを行政部門と金融機関の間で直接契約することが行われる。この契約が直接協定と呼ばれるものである。

2.3.6. 事業の実施、モニタリング等

民間事業者は、事業契約に基づき事業を実施する。行政は民間事業者の事業の実施に関してモニタリングを実施する。

【解説】

モニタリングの基本的な考え方、実施方法等について、『モニタリングに関するガイドライン』（平成15年6月23日、民間資金等活用事業推進委員会）を参照する必要がある。モニタリングとは、設計・建設、施設の維持管理、運営の期間において、PFI事業者が約定に従い適正かつ確実なサービス提供がなされているかを確認するため、公共施設等の管理者等の責任において、PFI事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）することである。

モニタリングの体制は、直営とする場合、アドバイザー等第三者に外部委託する場合がある。モニタリングの費用はVFMの検討に、また、枠組みについてはリスク分担の検討に反映させる。

1) 水道におけるPFI事業のモニタリングの目的と意義

水道におけるPFI事業のモニタリングを実施する目的として、以下の3点があげられる。

- ・ 水道事業者が実施を求めた業務が確実に遂行されているかを確認。
ex.水道施設の建設、浄水施設の運転管理、各種設備の点検、水質の測定、敷地内の清掃 等
- ・ 水道事業者が求めた要求水準を維持しているかを確認。
ex.浄水処理水量 ○○○m³/日以上、濁度○度以下 等、要求水準で定めたレベルをクリアしているか確認するため。
- ・ 委託費の減額・支払停止や増額の場合に、業務の要求水準達成度を計測するため。

また、モニタリングを実施する意義は、業務遂行状況をチェックするだけに留まらず、安心・安全な水道事業継続に繋げるためのものであることから、継続的なモニタリング実施が必要である。

① 水道事業の確実な継続

モニタリングを実施することで、業務遂行において何らかの課題が生じていないかをチェックし、突然の事業停止とならないよう、その予兆となる事項を事前に把握することが可能となる。さらに、民間活力を活用した結果、従来手法に比べ効果（サー

ビス水準の向上、コストの軽減等) を得られたかの判断を行うことが可能となる。

② 水道事業者における民間活用効果の測定

委託期間終了後、民間活力活用手法が適切であり、その導入が効果的であったことを明確に示すことで、次の業務委託を実施する根拠となる。

③ 利用者への説明責任を果たすことが可能

水道事業は利用者による水道料金によって成り立っていることから、水道料金を適切に活用し、その結果効率化が進められている点を説明する必要がある。例えば、民間活力を活用した結果、サービス水準の維持もしくは向上が図られる、安定した運営の一端を担っている、コストを削減できた等の効果を示すことが可能となる。

④ 受託者の実績とインセンティブ向上につながり、水道事業における民間活用の好循環へ

モニタリング結果から受託者の業務遂行を評価し公表することで、水道事業者として民間委託の効果が見えるとともに、受託者にとっては実績と評価を受けることで業務遂行のインセンティブにつながる。

2) モニタリングの方法・体制

(1) 設計・建設に関するモニタリングの方法

モニタリング内容としては表IV-2-23 に示すものがある。

表IV-2-23 モニタリング実施の段階

段階	内容
設計段階	要求水準等で示した内容が設計に反映されているか、関係法令や民間事業者提案に基づいた内容となっているかの確認を行う。基本設計、詳細設計等業務の進捗状況に合わせて段階毎に確認を行う。
工事段階	定期モニタリングの実施、必要に応じた工事進捗状況の説明や立ち会いの実施等、通常工事と同等の確認方法で行われる。
完工段階	試運転・性能試験が民間事業者において事前に実施されていることを前提に完成検査を実施。現地の状況を確認する他、試運転結果報告書、完成検査結果報告書、工事施工記録、工事監理記録、各種検査記録、許認可の取得・手続などの各書類を確認して実施する。

(2) 維持管理・運転管理業務におけるモニタリングの実施方法

PFI 事業の先行事例において、維持管理・運転管理業務のモニタリングの実施方法は様々である。先行事例におけるモニタリングの実施方法と実際の導入状況は表IV-2-24 に示すようになっている。

表IV-2-24 モニタリングの実施頻度

モニタリングの方法	内容
a. 日常モニタリング	民間事業者から提出される日報に基づき、業務の実施状況の確認や、異常や問題がないかを確認。
b. 月次モニタリングと四半期モニタリング	運転データや水質データとともに、業務の実施状況報告や所見を確認し、業務計画に沿って実施されているかなどを確認。
c. 年次モニタリング	月次モニタリングで役割を果たせる場合は、業務の区切りとしてのまとめの報告と確認の意味合いが大きい。但し、業務実施状況の評価においては、年間の業務実施総括として総合的に評価する役割がある。
d. 随時モニタリング	民間事業者の業務実施状況を抜き打ちで検査し、直接状況を確認する。

表IV-2-25 モニタリングの実施頻度の例

事業体	実施手続の規定	モニタリング体制				
		日常	月次	四半期	年次	随時
神奈川県（寒川）	○	○	○	○	○	○
埼玉県（大久保）	○	○	○	○	○	○
千葉県（江戸川）	○	○	○	○	○	○
愛知県（知多 他）	○	○	○	○	○	○
松山市（かきつばた 他）	○	○	○	○		○○

○：実施、○○：2種類実施、空欄：未回答

(3) モニタリングの実施体制

モニタリングの実施主体は基本的に水道事業者であるが、一部を外部委託とする場合や、事業者によるセルフモニタリングの結果報告を受ける場合もある、これらを組み合わせにより効率的・効果的なモニタリングが可能となる。

表IV-2-26 モニタリングの実施体制

モニタリング実施体制	内容
a. 直営によるモニタリング	水道事業者自身がモニタリングを実施。
b. 外部委託によるモニタリング	定期・随時モニタリングの支援を外部に委託し実施。
c. 事業者によるセルフモニタリング	民間事業者が自らの業務の実施状況の確認を行うために実施、その内容を水道事業者へ報告し、内容を確認する。

表IV-2-27 モニタリングの実施体制の例

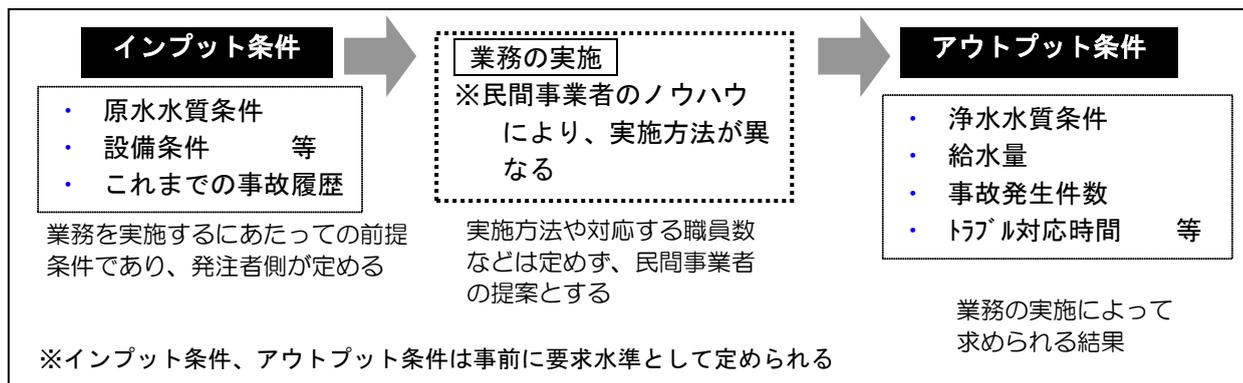
事業体	モニタリング体制			
	直営	委託	事業者 (セルフ)	その他
神奈川県 (寒川)	○	×		×
埼玉県 (大久保)	○	×	○	×
千葉県 (江戸川)	○	×	○	×
愛知県 (知多 他)	○	×		×
松山市 (かきつばた 他)	○	○	○	×

○：実施、×：未実施、空欄：未回答

3) モニタリング項目

PFI 事業では、民間ノウハウを最大限活かすために「性能発注」の考え方が導入されている。性能発注は、従来の仕様発注と異なり、定められた業務が的確に遂行されているかの評価を行い、実際の業務遂行方法については、民間事業者の創意工夫に任せる方法である。

そのため、PFI 事業においては、インプット条件とアウトプット条件を定めて、アウトプット条件をクリアしているかを評価するモニタリングを実施することとなる。



図IV-2-8 性能発注の考え方

モニタリング項目は、業務が確実に遂行されているかを確認するために、まず発注者である水道事業者が事前に示した要求水準項目によって、業務実施の有無を確認する。そのうえで、求めた水準に達しているか否かを定量的な指標とし、その水準がどの程度のレベルであるかを計測し、評価を行う。また、PFI における性能発注の効果を生かすために、仕様発注的なモニタリングではなく、事業期間を通じて性能が維持されているか否かを評価することが求められる。

なお、民間事業者によって新たな提案や要求水準を上回る提案がなされた場合は、事前に想定したモニタリング項目に、これら民間事業者提案の項目を追加することが必要である。

各事業によってモニタリングの項目は異なるため、手引きに記載されている項目事

例を参考に適切な項目を設定し、「モニタリング実施計画」において具体的に明記すること。

表IV-2-28 モニタリングの項目

目的	モニタリング項目	
業務の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準の項目にて確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施を確認するための項目(実施できている・未達)
業務サービス水準の維持・レベルを計測	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準の項目にて確認 ・ 水準を測るための定量的指標にて確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準にて業務レベルが示されている場合の業務水準達成、あるいは未達を判断するための項目 ・ 業務水準測定のための項目

4) 評価方法

PFI 事業では、民間事業者応募時にモニタリング実施計画書を策定し、具体的な実施方法を定めているものが多い。この中では日常・定期・随時の各モニタリングで業務実施状況の確認と要求水準達成度の評価を行っており、評価については優・良・可・不可の段階評価、独自の達成率や実施率、件数などの指標を設定し点数化したうえで、総合的なランク付けを行い評価する事例がある。

モニタリングにおける評価では、段階的な評価に加え、客観的な指標による評価を実施することが望ましい。定量的な指標として「水道事業ガイドライン」(平成 17 年 1 月、社団法人日本水道協会)に示されている PI (業務指標)がある。

維持管理業務の実施状況により変化が生じる指標を参考とするとともに、他類似事例(資料集において石狩市水道事業における「業務品質評価」の事例)や(公財)水道技術研究センターによる KPI (主要業務指標)などを参考に評価指標を設定することが必要である。

表IV-2-29 評価のための参考指標例

分類	PI 項目名	
安全	1104 水質基準不適合率	
	1105 カビ臭から見たおいしい水達成率	
	1106 塩素臭から見たおいしい水達成率	
	1107 総トリハロメタン濃度水質基準比	
	1108 有機物 (TOC) 濃度水質基準比	
	1109 農薬濃度水質管理目標比	
	1110 重金属濃度水質基準比	
	1111 無機物質濃度水質基準比	
	1112 有機物質濃度水質基準比	
	1113 有機塩素化学物質濃度水質基準比	
	1114 消毒副生成物濃度水質基準比	
	強靱	2005 給水制限数
		2211 薬品備蓄日数
		2212 燃料備蓄日数
持続	3205 水道サービスに対する苦情割合	
	3206 水質に対する苦情割合 (職員を民間の従業員に読み替えた場合)	
	3101 職員資格取得度	
	3102 民間資格取得度	
	3103 外部研修時間	
	3104 内部研修時間	
	3106 水道業務経験年数度	
	3111 公傷率	
	管理	5001 給水圧不適正率
5002 配水池清掃実施率		
5109 断水・濁水時間		
5110 設備点検実施率		
5111 管路点検率 (料金事務委託の場合)		
5004 検針誤り割合		
5005 料金請求誤り割合		
5006 料金未納率		

※上記指標については、「水道事業ガイドライン」に定めるPI(業務指標)のうち、業務の実施状況を計測する指標、業務の実施状況によって変化が生じる指標を参考として示したものであり、必ずしも全ての指標を用いる必要はなく、また、上記以外の指標を用いることを防げるものでもない。

モニタリングにおける評価では、業務遂行状況の確認だけでなく、プラス・マイナスの双方の評価を行うこととなるが、現状では、マイナス評価に対するペナルティが設定されている事例が多く、プラス評価に対するボーナス的な対応が設定されている事例はほとんど見られない。

水道事業者の予算上の制約等により、プラス評価に対するボーナス付加は困難な場合もあるが、例えばモニタリング結果により、一定水準以上のパフォーマンスを維持した場合に、

- ① 次期委託契約において当該受託者に対してプラスの評価を行う
 - ② 当該受託者が実施した業務結果をもとに次期委託の要求水準を作成する
- といった方法も考えられる。なお、その場合には、事前にモニタリングにおけるプラス評価の実施について、水道事業者側の考えを開示しておくことが必要である。

5) 情報開示

水道事業が料金収入を基礎に運営されるものである以上、利用者の水道事業に対する理解が不可欠であり、水道事業者がモニタリングの結果を開示することで、水道事業の責務として、利用者に対し水道事業の透明性を確保し、業務の運営の効率性を示すものと考えられる。

しかし、現状、先行事例においてモニタリング結果を公表しているPFI事業は少ないことから、水道事業者は水道利用者への説明責任を果たす為にもモニタリング結果を公表することが望ましい。

公表の目的：

料金収入を基礎に運営されている水道事業の効率性と、適切な民間活用を実施していることを明確にする。

公表方法：

定期的にホームページや広報等を用いてモニタリング結果を公表。

公表内容：

利用者満足度などの利用者視点に立った関連項目の公表。

留意点：

民間事業者の独自技術等に関する内容については開示を避けるなどの配慮が必要である。

[水道における既存事例]

モニタリングの水道先行事例は表IV-2-30～表IV-2-31のとおり。

表IV-2-30 設計・建設段階のモニタリングの事例

事業	行政側の確認と是正措置の考え方と内容		
	設計時	施工時	竣工時
東京都水道局 朝霞浄水場・三園浄水場 常用発電設備等整備 事業	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書の提出を受け、不備の場合はその旨を通知する。(この場合、事業者の責任において設計又は計画を変更する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設開始前と建設中、事前に通知して、施設の設計及び施工について説明を求めることができる。 事業者の計画に合わせて検査・試験に立ち会う。 工事の進捗状況等について随時報告を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が行う完成検査に立ち会う、完工確認書を発行する。
神奈川県企業庁水道局 寒川浄水場排水処理 施設特定事業	<ul style="list-style-type: none"> 設計に関する一切の責任(設計上の不備、瑕疵、事業者による設計変更から発生する増加費用を含む)は事業者が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の進捗状況について随時報告又は説明を聴取する。 事前の通知なく随時工事に立ち会い、不備の場合は是正を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 完工確認を実施し、不備が発見された場合は改善の勧告を行う。
埼玉県企業局 大久保浄水場排水処理 施設等整備・運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計相当の図面完成時に中間確認を行う。 設計図書の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設開始前と建設中、事前に通知して、施設の建設及び改良について説明を求める。 事業者の計画に合わせて検査・試験に立ち会う。 工事の進捗状況や性能等について随時報告を求め、性能を証明する書類の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査を実施する。
千葉県水道局 (仮称)江戸川浄水場排水 処理施設整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、毎月の設計の内容と進捗状況を報告する。当該報告内容について適宜説明を求め、協議する。 設計図書の確認を行い、不備の場合は是正を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の進捗状況について随時報告又は説明を求める。 事前の通知なく随時工事に立ち会う。 事業者が実施する施設の検査又は試験のうち施設の性能に及ぼす影響の大きいものは、事業者からの事前通知を受けて立ち会う。 上記で不備が判明した場合は是正を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 完工確認を実施し、不備が発見された場合は是正を求める。
愛知県企業庁 知多浄水場始め4浄 水場排水処理施設整備・ 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 必要があると認める場合、進捗状況の報告書と設計図書等の提出を求める。 設計図書の確認。不備の場合は変更を指示。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前通知により建設状況等の説明を求め、また現場に立入り工事に立ち会う。 事業者は、毎月の工事の進捗状況を報告する。 中間確認を実施し、不備の場合は是正を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 完工確認を実施し、設計図書等に適合しない場合は是正を求める。

事業	行政側の確認と是正措置の考え方と内容		
	設計時	施工時	竣工時
松山市 かきつばた浄水場・高井 神田浄水場ろ過施設整備 等事業	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計図書の間接確認と承諾を行う。不備の場合は修正を要求。 詳細設計図書の完成検査を行い、承諾する。不備の場合は修正を要求。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査、調合の見本検査、工事立ち会いが必要なものに立ち会う。 施工部分が設計図書に適合しない場合、最小限度の破壊検査又は改造を請求する。 	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査を実施する。
横浜市 川井浄水場再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務の実施状況について随時質問ができ、事業者からの回答に合理性がない場合等は随時、設計業務の進捗状況を確認する。 事業者は、事前調査報告書を提出。 基本設計図書を確認し、承諾する。不備の場合は修正を要求。 詳細設計図書の完成検査を行い、承諾する。不備の場合は修正を要求。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施状況について随時質問ができ、事業者からの回答に合理性がない場合等は随時、施工状況を実地にて確認する。 工事監理業務と設計照査業務は事業者が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査を実施し、不備の場合は最小限度の破壊検査又は修補を要求する。
大牟田市・荒尾市 大牟田・荒尾共同浄水場 施設等整備・運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事前調査報告書を提出。 基本設計書を確認し、不備の場合は修正を要求。 実施設計書を確認し、不備の場合は修正を要求。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査、調合の見本検査、工事立ち会いが必要なものに立ち会う。 施工部分が設計図書に適合しない場合、最小限度の破壊検査ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査を実施し、不備の場合は修補を要求する。
千葉県 北総浄水場排水処理施設 設備更新等事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、毎月の設計の内容と進捗状況を報告する。当該報告内容について適宜説明を求め、協議する。 設計図書の確認を行い、不備の場合は是正を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の進捗状況について随時報告又は説明を聴取する。 事前の通知なく随時工事に立ち会う。 事業者が実施する施設の検査又は試験のうち施設の性能に及ぼす影響の大きいものは、事業者からの事前通知を受けて立ち会う。 上記で不備が判明した場合は是正を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 完工確認を実施し、不備が発見された場合は是正を求める。
佐世保市 北部浄水場（仮称）統合 事業	<ul style="list-style-type: none"> 事前通知により、進捗状況等の説明と書類の提出等を要求する。 設計図書の承諾を行い、不備の場合は変更を要求する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前通知による建設状況等の説明と現場内立入りをを行う。 設計図書に適合しない場合、最小限度の破壊検査又は改造を要求する。 中間検査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引渡性能試験の結果を承諾する。 完成検査を実施する。

事業	行政側の確認と是正措置の考え方と内容		
	設計時	施工時	竣工時
愛知県企業庁 豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出された要求性能確認報告書等による確認を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。 また工事施工の事前説明及び事後説明を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は施工記録と要求性能確認報告書により県企業庁から確認を受ける。 要求水準に適合しない場合は、補修又は改造を求めることができる。
夕張市上水道第8期拡張事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事前調査報告書等を提出。 事業者から提出された書類による確認を実施。 要求水準に満たない場合は、改善要求措置をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、進捗状況報告書、監理業務実施報告書等を提出。 事業者から提出された書類および工事現場への立会い等により業務要求水準を達成していることを確認。 要求水準に満たない場合は、改善要求措置をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、建設業務完了報告書等を提出。 事業者から提出された書類および工事現場への立会い等により業務要求水準を達成していることを確認。 要求水準に満たない場合は、改善要求措置をとる。
岡崎市水道局 男川浄水場更新事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、事前調査報告書、詳細設計図、工事施工計画書等を提出。 事業者から提出された書類による確認を実施。 要求水準に満たない場合は、改善勧告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者又は工事監理企業立会いのもとで現場の立ち入り検査を実施する。 要求水準に満たない場合は、改善勧告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 監視員、事業者及び工事監理企業立会いのもとで完成確認を実施する。 確認は完成図書、確認書の照合等により実施する。 要求水準に満たない場合は、改善勧告を行う。

表IV-2-31 維持管理・運営段階のモニタリングの事例

事業	頻度		実施体制		サービス対価の減増額	
	定期	随時	直営	委託	減額	増額
神奈川県企業庁水道局 寒川浄水場排水処理施設特定事業	・日常（項目と方法は契約締結後県企業庁が策定） ・月次	○	○	×	業務不履行の内容に応じてペナルティポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額又は支払停止。	なし。
埼玉県企業局 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	・日常 ・月次 （項目と方法は契約締結後県企業局が策定）	○	○	×	業務不履行の内容に応じてペナルティポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額又は支払停止。	
千葉県水道局（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業	・日常 ・四半期（現場検査）	○	○	×	業務不履行の内容に応じてペナルティポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額又は支払停止。	なし。
愛知県企業庁 知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業	・日常（日報の確認と評価） ・月次（月報等の確認と評価） ・年次（財務）	○	○	×	業務不履行の内容に応じて減額又は支払停止。	なし。
松山市 かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業	・日常 ・月次 ・四半期	○	○	○	重大・軽微の別により減額ポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額。2四半期にわたって減額が継続した場合は支払停止。	なし。
横浜市 川井浄水場再整備事業	・日常（日報の確認） ・月次	○	—	—	是正レベルに応じて減額ポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額又は支払留保。	当初提案の水準を超えて市や住民に貢献した場合、ボーナスポイントを付与。
大牟田市・荒尾市 大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業	・日常 ・月次 ・四半期	○	—	—	是正レベルに応じて減額ポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額又は支払留保。	当初提案の水準を超えて市や住民に貢献した場合、ボーナスポイントを付与。
千葉県 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業	・日常 ・四半期（現場検査）	○	—	—	業務不履行の内容に応じてペナルティポイントを計上し、四半期単位のポイント合計額に応じ減額又は支払停止。	なし。
佐世保市 北部浄水場（仮称）統合事業	・月次 ・年次（財務）	○	—	—	水質に関する要求水準未達の程度と回数に応じ、年度単位で減額。	温室効果ガス排出量を当初提案以上に抑制した量に応じ、年度単位で奨励金を付与。

事業	頻度		実施体制		サービス対価の減増額	
	定期	随時	直営	委託	減額	増額
愛知県企業庁 豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営 事業	・日常 ・月次 ・四半期 ・年次	○	—	—	業務不履行の内容に応じて減額又は支払停止。	なし。
夕張市上水道第8期拡張事業	・日常 ・月次	○	—	—	四半期分の減額ポイントにより、支払いの留保や減額をおこなう。	なし。
岡崎市水道局 男川浄水場更新 事業	・日常 ・月次	○	—	—	改善勧告を行うと同時に減額ポイントを毎月計上し、四半期分の減額ポイントが一定額に達した場合減額。	なし。

2.3.7. 事業の終了

民間事業者は、事業の終了に際し、事業契約で定められた事業の終了時の手続きを実施する。行政は民間事業者の事業の終了に関してモニタリングを実施する。

【解説】

民間事業者は、事業の終了にあたり、事業契約で定められた報告書等を作成する。行政は事業終了手続きが確実に履行されたか確認し報告書等を受領する。

行政は、民間事業者から報告書等を受領後、事後評価報告書を作成する。事後評価報告書作成の留意点は以下のとおり。

- ・ 事業開始時点から変更した要求水準、事業内容、官民リスク分担などがある場合には、整理分析する。
- ・ 事業期間中に発生した問題と対応、改善結果を整理する。
- ・ VFM 等の結果を分析し、当初の計画との乖離について分析・評価する。
- ・ その他、行政側の事業運営、管理体制の問題の有無等について整理する。

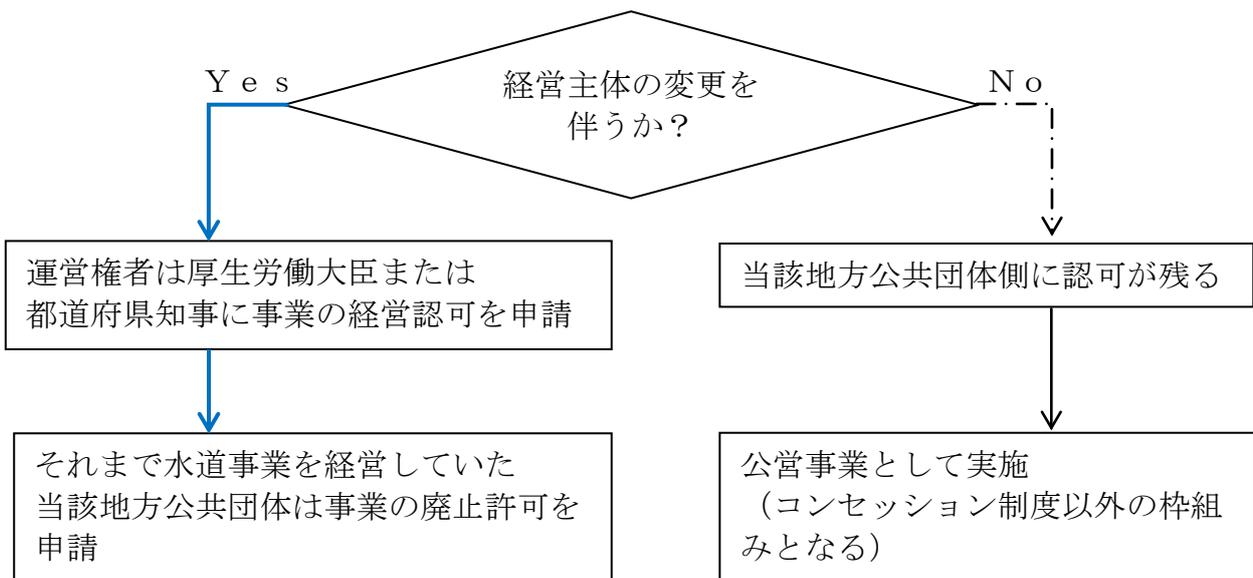
3. コンセッション型における検討内容

3.1. コンセッション導入における検討事項

ここでは、水道事業にコンセッション制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめる。

3.1.1. 水道事業の経営主体及び認可

1. コンセッション制度により水道事業運営を行う場合、経営主体は当該地方公共団体以外の運営権者（以下「運営権者」という。）となるため、事業を引き継ぐ運営権者が水道法に基づく水道事業の経営認可の申請手続きを行うとともに当該地方公共団体は事業の廃止許可の手続きを行う。
2. ただし、官民の役割分担設定に応じて事情が異なるため、認可主体の扱いは個々に判断を要する。



〔解説〕

1. について

水道法第6条（事業の認可及び経営主体）の規定により、水道事業を運営しようとする者は厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。また、民間資金を活用したコンセッション制度等を導入する際の基本方針が示された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成25年9月20日閣議決定）の中にも、「事業を運営するには、各事業法

に基づく許可等を受けることが必要」との記載があり、ここでいう許可等とは、水道法上の事業の認可にあたる。このためコンセッション制度を利用して水道事業運営を行おうとする運営権者は、厚生労働大臣または都道府県知事に対して水道事業の経営認可の申請を行うことが必要である。

一方、水道法第8条（認可基準）第4号の規定により、当該地方公共団体と運営権者との給水区域が重複することは認められないため、運営権者が事業の認可を受ける場合には、それまで認可を受けていた当該地方公共団体の水道事業者等は、水道法第11条（事業の休止及び廃止）の規定により廃止の許可を受ける必要がある。

なお、水道事業の継続性を確保するため、当該地方公共団体による事業の廃止許可日と運営権者による事業の経営認可日の間に事業の空白期間が生じないように慎重に各申請手続きを進めることが必要である。

地方公共団体以外の運営権者が認可の申請をする場合、認可を受けた後において、水道料金等の供給規程に定められた条件を変更しようとする際には、厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要となる。その際の認可は水道法第10条の事業の変更認可にはあたらないため、水道料金のみを変更しようとする場合などは、料金の算定根拠やそれに関連する財務状況に関する資料等を申請書類として添付することとなる。

2. について

対象事業の内容や、運営権者と地方公共団体の役割分担について検討した結果、経営の主体を引き続き当該地方公共団体に存置することが適当と判断することも想定される。この場合は、運営権者が認可を受けて水道事業運営を行うコンセッション制度とは枠組みが異なるため、第三者委託など他の官民連携手法の活用を検討することとなる。

認可に伴う諸手続においては様々な検討・調整事項が発生することから、認可権者である厚生労働省または都道府県との間で十分な事前協議を行う必要がある。

【参考】水道法とコンセッション制度

水道法第6条（事業の認可及び経営主体）第2項の中で水道事業の経営主体は原則として市町村とすることを規定している。これは、水道事業に求められる公益性や継続性、安定性などを鑑み、公共団体である市町村が経営することが適切という考えに由来するが、一方で、市町村以外の者においても、市町村の同意が得られれば当該区域で、水道事業を運営することは可能であり、現行の水道法の下であっても水道事業へのコンセッション制度の導入は制限されていない。

こうした状況のもと、平成23年6月のPFI法改正により、コンセッション制度の導入が明確に位置づけられたところである。

3.1.2. 水道料金

1. 民間事業者が有する技術力やノウハウを活用するというコンセッションの趣旨を考慮すれば、利用料金（水道料金）、はその上限、幅について留意したうえで、運営権者が主体的に設定することが望ましく、このことはPFI法において規定されている。
2. 地方公共団体以外の運営権者が水道料金を変更する場合は、供給規程の変更について、厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受ける必要がある。
3. 公共施設を用いた運営であることや、水道事業の持つ公益性・公衆性を鑑みれば、水道利用者の立場に立った料金水準とする必要がある。このため、地方公共団体が水道料金の変更について、一定の関与をする仕組みを構築することが望ましい。

〔解説〕

1. について

運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、当該施設の運営を行う権利を民間事業者に設定するものであり、利用料金（水道料金）については、PFI法第23条（公共施設等の利用料金）の中で運営権者が定めるものとしている。

コンセッションにおいては、利用料金（水道料金）の決定等を含め、運営権者による自由度の高い事業運営を可能とすることによって、民間の創意工夫が生かされ、既存インフラ（水道施設）の価値が高まり、利用促進が図られる等、公共（地方公共団体）、運営権者、利用者（住民等）の三者にとってそれぞれ有益なものとなることが期待されている。

また、PFI法第17条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）では、利用料金に関する事項を実施方針の中で定めており、以下の点に留意して、適切な利用料金の上限、幅などを規定する必要がある。

- ア 運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要であること。
- イ 特定の者に対して不当に差別的取扱いをするものではないこと。
- ウ 社会経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないこと。

なお、PFI法第18条（実施方針に関する条例）に示す実施方針で規定した範囲内で水道料金の変更をする場合には、議会の議決は不要である。

2. について

地方公共団体以外の運営権者が水道料金を変更する場合、事業者募集の実施方針において変更幅が明記され、水道設置条例等により同条件が示されている場合においても、水道法第14条（供給規程）に規定されているとおり、「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」が必要であるため、供給規程の変更については、厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受ける必要がある。

3. について

水道料金について、水道法第14条（供給規程）では、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」としている。

これは、水の供給、事業経営に必要な費用を適切に水道料金へ反映するという総括原価方式を採用すべきことを明らかにしていると同時に、水道事業が地域的独占経営であることを利用して、不当に高額の料金を徴収することがないように配慮したものである。

また、水道法施行規則第12条では、前述の「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」に関する技術的細目を示している。

このように、水道は住民が生活用水として利用しており、その生命にも関わる公共性の極めて高い事業であることから、水道利用者の立場に立った料金水準とする必要がある。このため、特に利用料金（水道料金）の上限、幅については留意する必要がある。適切な上限、幅を設定したうえで、（当該地方公共団体以外の）運営権者の裁量により水道料金を変更できることが基本となる。実際の変更にあたっては利用者への説明責任の観点などから、コンセッションにおいても、地方公共団体が水道料金の変更について、一定の関与をする仕組みを構築することが望ましいと判断される場合には、例えば指定管理者制度の併用により、運営権者が行う水道料金の変更に対し、管理者が「承認」の形で関与するといった方法も考えられる。（指定管理者制度に関する詳細は3.1.8項参照）。

〔参考〕供給規程（水道法）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

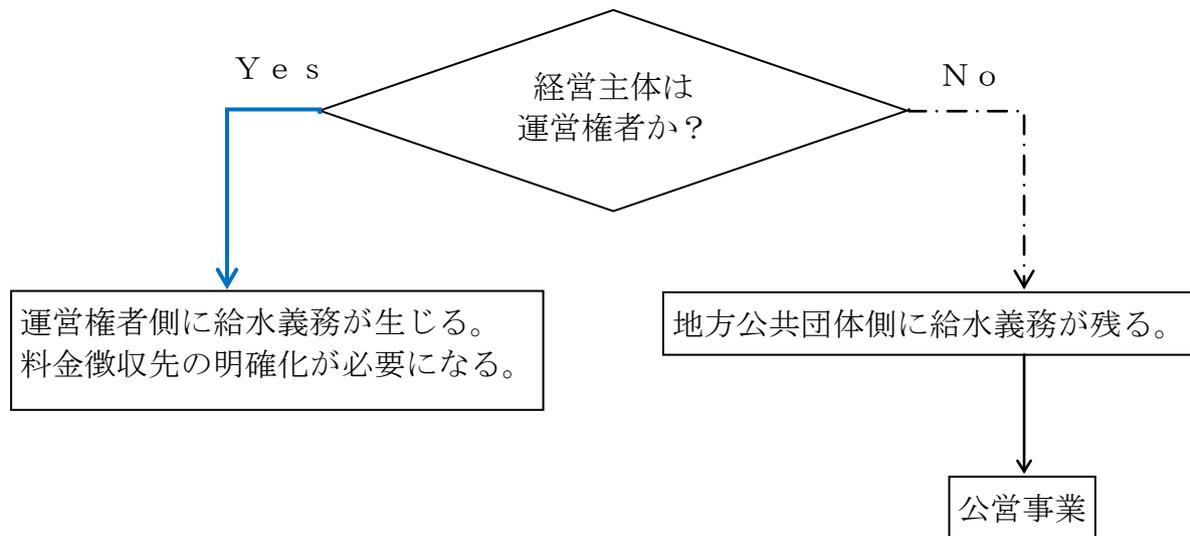
〔参考〕水道法施行規則

第十二条 法第十四条第三項 に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号 に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 二 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 三 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

3.1.3. 給水義務等

1. コンセッション制度の導入により、水道事業の経営主体が事業認可を取得した運営権者となった場合、水道の給水義務は運営権者が負うことになる。
2. 消火用水や地方公共団体が運営した場合に有効無収水となる用途（公衆トイレ用水など）については、料金徴収や支払いを担当する部局等の関係機関と十分に調整を行い、コンセッションの導入検討時に作成する実施方針の中で、料金徴収先等を明確化する必要がある。



〔解説〕

1. について

事業認可を取得した運営権者は、水道法第15条（給水義務）で規定する給水義務を負うこととなる。具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、拒んではならない。
- ・ 当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。

コンセッション導入時においても同様であり、給水申し込みを受けた時は、おおむね以下の理由以外については拒むことはできない。

① 配水管路が未布設の場合

給水区域内であっても、給水申し込みがあった地区の配水管路が未布設である場合には、給水契約を拒否することは正当な理由となりうると考えられる。ただ

し、給水区域内であるため、将来的には当該地区まで配水管路を布設し、給水契約を締結する必要がある。このため、これらの対応について契約書等に記載することが望ましい。

② 給水量・給水圧が不足する場合

多量の給水申込み等により、給水区域全体を賄う給水量が不足する場合や、給水申込みのある地区に給水することで、他地区を含めて給水圧が不足するような場合には、給水契約を拒否することは正当な理由となりうると考えられる。ただし、新規水源の確保や、他系統からの給水など、当該地区に給水するために可能な限りの検討を行ったうえで判断する必要があり、また将来的には当該地区へ給水可能となるように施設整備等を行ったうえで、給水契約を締結する必要がある。このため、これらの対応について契約書等に記載することが望ましい。

2. について

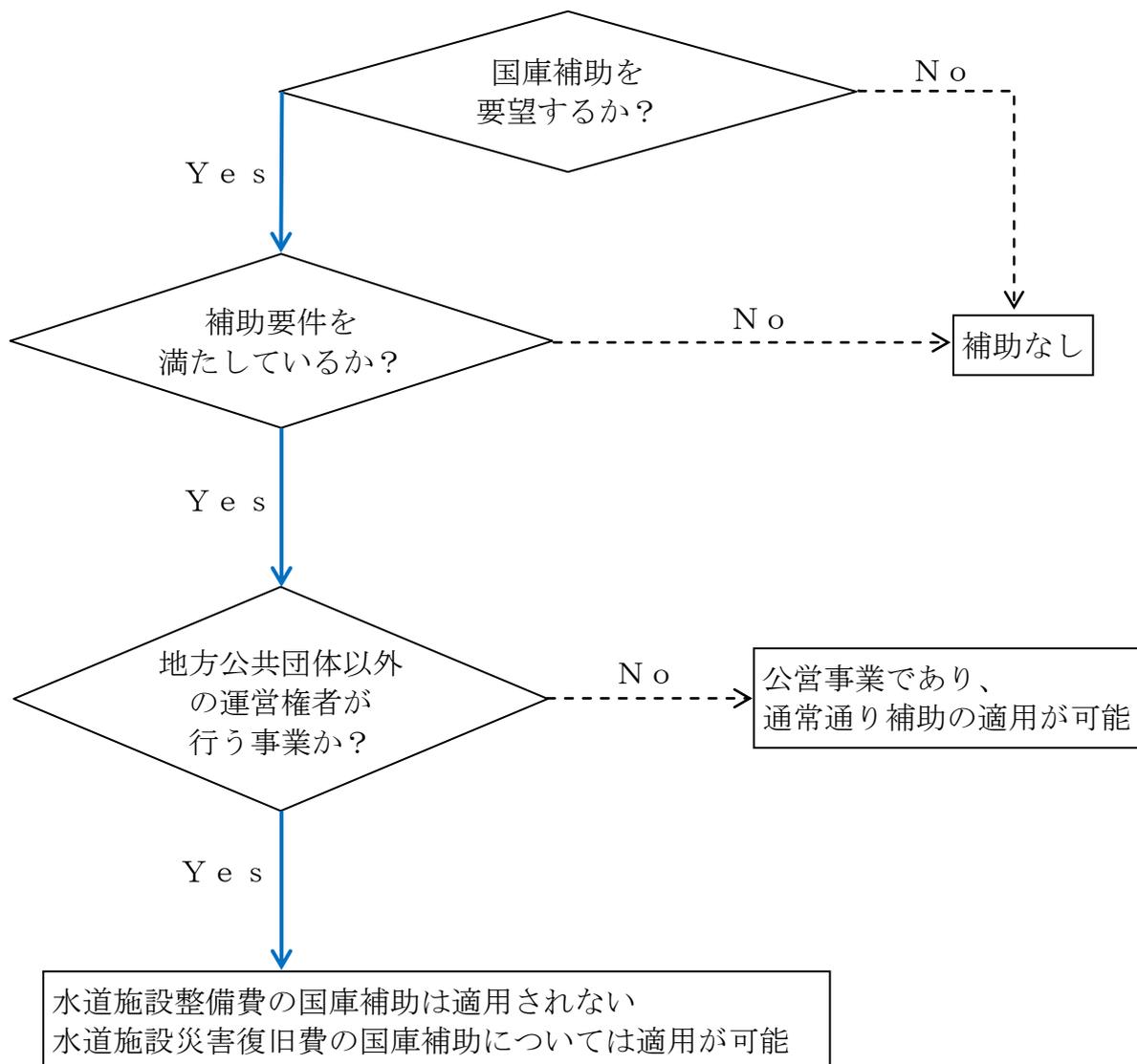
消火用水については、水道施設の技術的基準を定める省令の第7条（配水施設）の9項において、「消火栓の使用時においては、配水管内が正圧に保たれていること」となっており、運営権者はこれを遵守する必要がある。

地方公共団体によっては公衆トイレ用水などが有効無収水量として扱われている場合があるが、公衆トイレ用水などについては、給水メーターの設置等により当該地方公共団体から料金を徴収して運営を行うことは可能と考えられる。

消防用として使用された水などを含めて、有効無収水量に係る料金の徴収や支払いを担当する部局等については、関係機関と十分に協議を行った上で、実施方針に反映させる必要がある。

3.1.4. 国庫補助

1. 簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費に係る国庫補助金については、その対象を地方公共団体が行う水道事業または水道用水供給事業の用に供する施設としており、地方公共団体以外の運営権者が水道事業または水道用水供給事業を経営する場合は適用されない。
2. 一方、水道施設災害復旧費に係る国庫補助金については、その対象を地方公共団体が管理する施設としており、地方公共団体が施設を所有・管理している場合には適用可能である。



〔解説〕

1. について

平常時の水道施設整備に係る国庫補助については、「簡易水道等施設整備費国庫補

第IV編 PFI 導入の検討
3 コンセッション型における検討内容
3.1 コンセッション導入における検討事項

助金交付要綱」「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」に定められている。本要綱によれば、補助金の交付対象は地方公共団体が行う水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設とされていることから、コンセッション方式の導入により事業の経営主体が地方公共団体以外の運営権者となった場合は、当該事業には本要綱に基づく補助金は適用されない。

〔参考〕簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領（抜粋）

第4 事業の計画基準

簡易水道施設

国庫補助の対象となる簡易水道等は、市町村（一部事務組合を含む。）の経営しようとするものに限り、かつ事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。ただし、厚生労働大臣が相当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業については、当該計画を基準とする。（以下略）

〔参考〕水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱（抜粋）

（交付の対象）

第3 この補助金は、地方公共団体（一部事務組合を含む。以下「補助事業者」という。）が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設、水道広域化施設、高度浄水施設等又は水道水源自動監視施設等を整備する場合及びライフライン機能強化等事業を行う場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するとき、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。（以下略）

2. について

災害により被害を受けた水道施設の復旧に係る国庫補助については、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に定められており、本要綱によれば、補助金の交付対象は地方公共団体が管理する水道事業または水道用水供給事業のための施設とされている。コンセッション方式の導入により事業の経営主体が地方公共団体以外の運営権者となった場合であっても、施設所有者である地方公共団体が契約に基づき水道施設の管理業務を運営権者へ委任していると考えられることから、本要綱上、施設の管理主体は地方公共団体であると解し、当該施設の復旧には本要綱に基づく補助金が適用可能である。

第IV編 PFI 導入の検討
3 コンセッション型における検討内容
3.1 コンセッション導入における検討事項

〔参考〕上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（抜粋）

（交付の対象）

2. (2) 災害復旧事業の対象となる施設は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第6条または第26条に基づく厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業または水道用水供給事業経営者のうち、地方公共団体（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67条））第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が管理する水道事業または水道用水供給事業のための施設であって、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備とする。

取水施設（井戸、集水埋きょ、取水ポンプその他取水に必要な施設）

貯水 〃（貯水池、その他貯水に必要な施設）

導水 〃（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）

浄水 〃（浄水池、沈殿地、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）

送水 〃（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）

配水 〃（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）

ただし、需要者に供給するため地方公共団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（消火栓、給水栓を含み、以下「給水装置」という。）並びに事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。

3.1.5. 更新・新規投資

1. コンセッションにより運営権者が行う業務範囲に施設の更新・新規投資・増改築を含める場合には、どこまで運営権の同一性が保たれるかがポイントとなる。水道事業の場合には、水道施設の総体に対して運営権を設定することが前提であることから、施設の更新はもちろん、管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合にも、これらの管路や浄水施設等について設定した運営権を及ぼすことが可能である。
2. 水質基準や施設基準等を満足するために必要となる新規投資や管路の新規布設についても、水道施設の総体に含むと考えられることから、運営権の同一性は保たれると想定できる。
3. 施設等の増改築については、その内容や規模等を事前に予見できる場合とできない場合があるが、各々の場合に応じて必要な契約を定めることが必要である。

〔解説〕

1. について

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」によれば、公共施設等運営事業（以下「運営事業」という。）は管理者等が所有権を有する公共施設等について「運営等」（「運営」及び「維持管理」等）を行うものであり、「建設」及び「改修」は含まれていない。

これは、運営事業を実施する権利である運営権が、公共施設等の所有権から公共施設等を運営し、収益する権利を切り出したみなし物権であり、運営権を設定する時点で存在する「物」について設定するものであるためとされる。

運営事業に含まれない「建設」及び「改修」とは、新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を全面除却し再整備するものを指すとされる。

一方、「維持管理」は、いわゆる新設又は施設等を全面除却し再整備するものを除く資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）を指すとされる。運営事業に「改修」が含まれていないのは、所有権がそもそも消滅する施設等の全面除却を伴う再整備を除外する趣旨である。

建物の増改築の場合、所有権の目的としての同一性は、増改築されたものが従前の建物の構成部分として付加する程度のものか、その程度を超えて別個の建物の建築として見られるべきかによって決せられるとされている。したがって、施設の運営のため必要な一定の範囲において、施設の増改築部分にも既存の運営権を及ぼすことはPFI法上許容されていると解される。

どの程度の増改築について既存の運営権を及ぼさせるかは、具体的には管理者等が

個別に判断すべき事項と考えられるが、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」では、水道施設の総体に運営権を設定した際、「管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能であると考えられる」との記述がある。

水道事業においては、水道施設の総体（図IV-3-1 参照）に対して運営権を設定することが前提であることから、更新はもちろん管路や浄水施設等の増改築等を実施した場合にも、これらの管路や浄水施設等について設定した運営権を及ぼすことが可能である。

2. について（図IV-3-1）

新規投資についても、水質基準の改定や水道法第4条（水質基準）に示される清浄な水の供給を達成するために講ずべき措置及び水道法第5条（施設基準）を満足するために必要となる新規投資に対しては、性能発注事項として運営権者に求められる項目を満足させるために当然必要となるものであることから、水道施設の総体として考えることができ、運営権の同一性は保たれると想定できる。

なお、管路の新規布設などについては、当該部分のみを対象とすれば新規布設となるものの、管路施設総体からみれば施設の増設と捉えることができ、管網として面的あるいは線的な一体施設として初めて機能を発揮するという水道施設の特性を鑑みれば、当該部分についても運営権を及ぼすことが可能と解される。施設の除却についても、例えば需要減少や管路整備等に伴う給水区域の整理等によりポンプ場を廃止する場合、ポンプ場単体としてみれば全面除却と捉えることもできるが、運営権の対象となる水道施設総体として考えた場合には一部施設の除却であり、運営権の同一性は保たれると解される。

3. について

施設等の増改築について、実施方針の策定時に予見できる場合には、対象となる施設等の時期・規模等に係る要求水準を実施方針、要求水準書及び実施契約においてあらかじめ定めるものとする。

一方、実施方針の策定時に増改築を予見できない場合には、対象となる施設等の規模、実施主体、所有権、運営権の設定等について、管理者等と運営権者の間の協議方法、意思決定方法を実施方針、要求水準書及び実施契約において定めることとする。また、運営権終了直近において増改築などを実施した施設に対して、残耐用年数分の減価償却費の取扱い等を明確化させる必要がある。

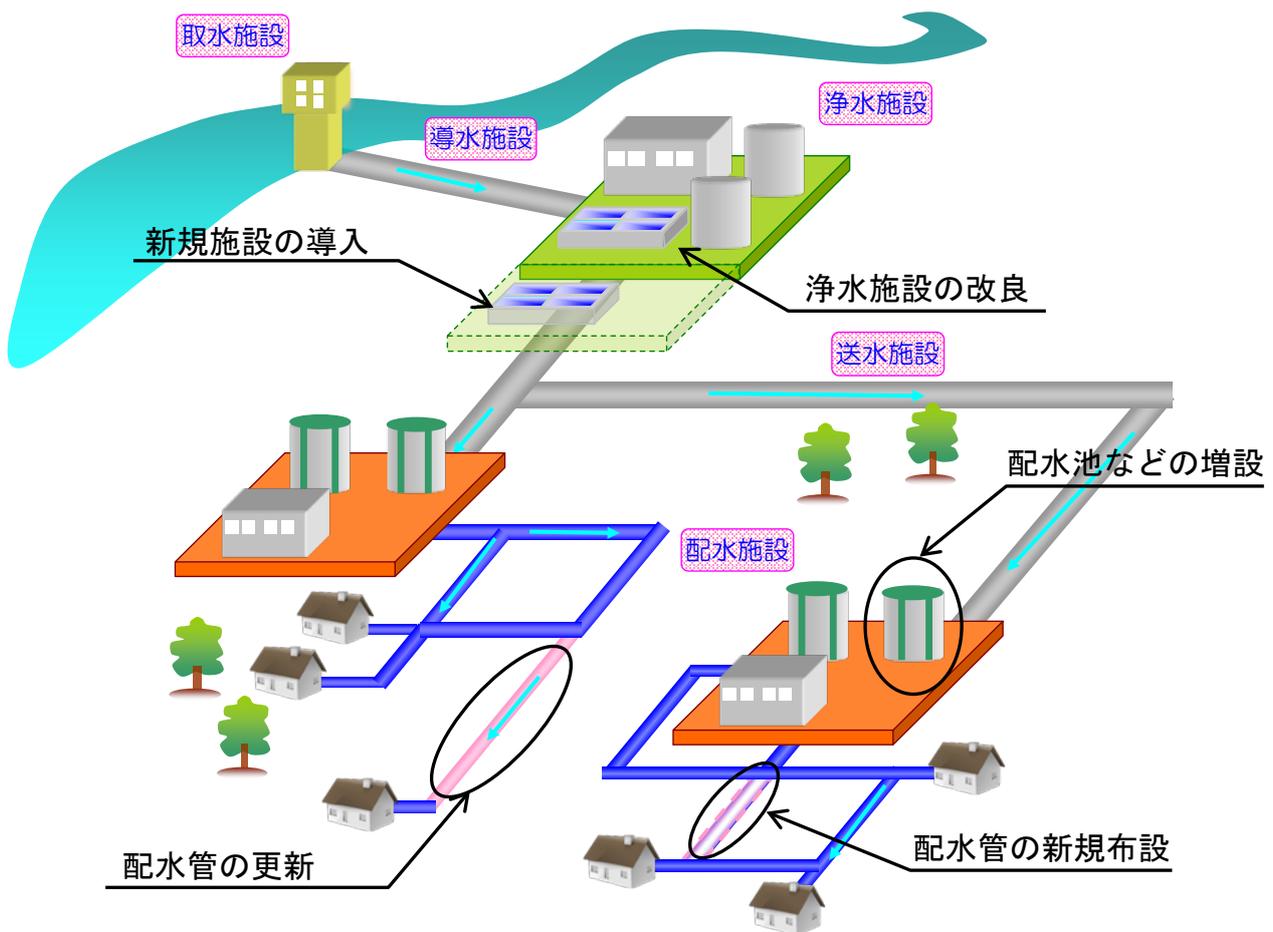
コンセッションは有期の契約であり、運営権対価は一つに定まるものであるが、これら新規投資となる増改築については予測不可能なものもあることから、これらをコンセッションに包含した場合、運営権者に対して過度のコスト負担、リスク分担とな

る可能性があり、実施方針の策定時に合理的な解決策を導くことが困難になる場合も想定できる。

先行検討事例によると、これらの対策として、将来における浄水場の全面更新や高度施設の導入等については、コンセッションから部分的に除外して取扱い、それら単体の施設更新などについては従来型 PFI を併用して事業を進めるとしている。いずれにしても、施設更新事業等の契約、設計、施工管理等を行うためには、一定の組織力を地方公共団体が保持しておく必要があることに留意する必要がある。

【水道施設の総体とは】

水道法に基づき水道水を供給するために必要な、取水から給水に至るまでの全ての施設



図IV-3-1 運営権の設定範囲とする水道施設の総体のイメージ

〔参考〕運営権の設定範囲を水道施設の総体とすることが可能な理由

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」では、「9 設定(1) 設定手続等」において、当該公共施設等の間における①物理的一体性 や②利用上・機能上の一体性 の高さ、③当該施設に関する個別法上の取扱い 等を踏まえ、社会通念上、一つの施設として観念し得る場合、複数の公共施設等に一の運営権を設定可能であるとしている。よって、水道施設の総体が①②③を踏まえ一つの施設として観念し得る理由を、以下に示す。

① 物理的一体性

水道施設の大半は地下に埋設された管路であり、管路により浄水場や配水池などの施設も連結されていることから、水道施設の総体は物理的一体性があるものと考えられる。

② 利用上・機能上の一体性

水道事業は、水源から取水した水を浄水処理することで適正な水質とし、また時にはポンプ場等を経由し適切な水圧で需要者に供給することにより、料金収入を得ている。これらのうち、例えば浄水施設が無ければ適切な水質を確保することが困難となり、また管路やポンプ場が無ければ需要者まで水を送り届けることが困難となることから、水道施設の総体で水道水を供給していると言える。よって、利用上・機能上の観点から、水道施設の総体として一体性を確保する必要があると考えられる。

③ 個別法上の取扱い

前述②に関連する個別法として、水質については水道法第4条（水質基準）に、水圧などを保持するための施設基準については水道法第5条（施設基準）に示されている。例えば水質基準については、浄水処理直後だけでなく、需要者への給水時においてもその基準を満たしておく必要があることから、管路等においても浄水処理後の水道水が劣化等することがないように、水道施設の総体で管理する必要がある。

よって、個別法上の取扱いの観点から、水道施設の総体として一体性を確保する必要があると考えられる。

これらの観点については、個別施設の新設前後においても満たしている必要がある。

①については、新設した施設も既存の施設に接続することとなるため、水道施設の総体は個別施設の新設前後においても物理的一体性があるものと考えられる。

②③については、例えば原水の水質が悪化したため、法律で定められる水質基準を順守するために浄水処理施設を新設する場合においても、新設した浄水処理施設のみでなく管路等を含めた水道施設の総体で管理する必要がある。よって、個別施設の新設前後においても、利用上・機能上の観点及び個別法上の取扱いの観点から、水道施設の総体として一体性を確保する必要があると考えられる。

以上より、水道施設の総体は①②③を踏まえ一つの施設として観念し得るため、運営権の設定範囲を水道施設の総体とすることは可能であると考えられる。

3.1.6. 運営権対価

1. 水道事業は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する事業であることから、公平性・透明性を確保した上で、運営権者が安定的に事業運営を行える適切な運営権対価を設定する必要がある。
2. 運営権対価の算出、予定価格の設定に際しては、将来の事業環境や資産の状態について十分考慮する必要がある。
3. 運営権導入により当該地方公共団体から運営権者に移転するリスクについても可能な限り定量的に算出するとともに、運営権対価に反映することが望ましい。
4. 運営権対価の支払い方法については、現在の企業債残高などに配慮して設定する必要がある。

〔解説〕

1. について

運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の運営を行う権利を運営権者に設定するものである。運営権対価とは、この運営権を運営権者が取得するにあたって支払う金額である。

運営権対価の算出方法は、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの（利益）が基本となる。（VFM の項に算出方法の検討事例を示す）

また、運営権対価の予定価格を算出するにあたっては、民間事業者等から十分意見聴取等を行い、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ価格を決定することが望ましい。

2. について

水道事業の場合、運営権者と管理者等のリスク分担、水道料金の変更等の業務の自由度や収入及び支出に関連する事項が運営権対価の形成に影響を及ぼすと考えられることから、運営権対価の検討にあたっては、以下の内容を精査する必要があると考えられる。

- ① これまでの収入及び支出の実績明細に係るデータ（例）
 - ・ 給水人口
 - ・ 水道料金規定
 - ・ 施設・設備の資産内容
 - ・ 人件費等の運転

- ・ 維持管理費用
- ・ 過去の修繕・増設実績
- ・ 業務委託先 等

② 後の収入及び支出に影響を与えうる事項（例）

- ・ 水需要の予測
- ・ 施設・設備の維持・アセットマネジメントを実施した更新計画
- ・ 総体として考える水道事業全体の概要と今後の見込み
- ・ 近隣地域における水道事業の情報 等

特に水道事業においては、これまで事業のデューデリジェンス^{*}を実施していないものが大半であると想定される。

しかし運営権設定期間における運営権者の現実性のある事業収支を作成するためには、水道事業のデューデリジェンスを考慮したアセットマネジメントを実施することが必要である。なお、十分なアセットマネジメントが実施されない場合には、地方公共団体が想定する運営権者の事業収支や運営権対価等の根拠が明確でなくなるほか、運営権者が当該水道事業の将来予測を十分に行うことができないため、地方公共団体が運営権者を公募しても応募がない可能性、またリスクを見込んだ低い運営権対価しか提示されない可能性があることに留意する必要がある。

3. について

事業に係るリスクについては、事業規模、事業内容、事業期間を踏まえて可能な限り定量的に把握・分析することが重要であり、例えば、水需要や運営コスト等の変動リスク等について整理等を行うことが考えられる。このうち、運営権導入によって当該地方公共団体から運営権者に移転するリスクについても可能な限り定量的に算出して、運営権対価に反映することが望ましい。

その際には、(公社)日本水道協会で扱っている水道賠償責任保険の保険料などを参考にすることも考えられる。

運営権導入時に考慮すべきリスクとしては、以下の項目が考えられる。

またこれらのリスクについて、当該地方公共団体と運営権者のどちらがどこまでのリスクを負うかについては、実施方針等に明記する必要がある。

^{*}運営権者が投資を行う際等に、投資対象の実体やリスクを適正に把握するために事前に行う多面的な調査のこと。投資の可否や金額を決定する際の判断材料とするもので、企業買収や事業譲渡などで実施されている。

第IV編 PFI 導入の検討
 3 コンセッション型における検討内容
 3.1 コンセッション導入における検討事項

表IV-3-1 運営権導入時に考慮すべきリスク

リスクの種類	解説
需要変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初想定よりも水需要が著しく減少した場合のリスク。 ・ 運営権者による負担が原則。
物価変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・運営業務実施に係る薬品代・人件費・資材費等の物価変動に係るリスク。 ・ 運営権者による負担が原則。
水道料金の改定リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な水道料金の改定（値上げ）が地方公共団体の反対等により認められない場合のリスク。 ・ 議会の要望等により、水道料金の値下げを求められた場合の対応も検討が必要。
不可抗力リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害により施設が毀損した場合や水供給が困難となった場合のリスク。 ・ 一定範囲内は運営権者による負担も可能だが、一定範囲超の場合は市負担とすべきであると考えられる。
法令変更リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令変更や水質規制の強化等によって、運営権者の費用が増加するリスク。場合によっては運営権者による水道事業等の実施が困難となることも考えられる。 ・ 運営権者による負担が原則。
税制変更リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権者が負担する税金の税率変更や新税導入による費用増加リスク。 ・ 運営権者による負担が原則。
住民・議会リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や議会の反対等により運営権者による実施が困難となるリスクや必要な議決（混合型での予算等）がなされないリスク。 ・ 地方公共団体が負担することが原則。
瑕疵担保リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が所有する既存施設に瑕疵があった場合のリスク。 ・ 地方公共団体が負担することが原則。
施設の現況リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定段階で地方公共団体が提供した資料と現況が異なった場合のリスク。 ・ 地方公共団体が負担することが原則だが、提供した資料の精度の確保方法の検討が必要。
許認可リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権者が必要とする許認可を取得できない場合のリスク。 ・ 運営権者による負担が原則。
原水水質の変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原水水質が著しく低下したことによる運営権者の費用増加リスク。 ・ 運営権者による負担が原則。
金利変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営期間中の金利変動による運営権者の費用増加リスク。 ・ 運営権者による負担が原則。
要求水準未達リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営・維持管理業務に関する要求水準未達リスク。 ・ 運営権者が負担することが原則。
附帯事業リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生土有効利用事業や再生可能エネルギー事業の採算確保が困難となるリスク。 ・ 運営権者が負担することが原則。
下請事業者管理リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権者が使用する下請事業者の業務履行状況に関するリスク。 ・ 運営権者が負担することが原則。

4. について

運営権対価の支払方法については、PFI法に特段の制約はないことから、一括払いに限らず分割払いも可能である。既存の企業債の残高や返済方法と運営権対価の金額等に応じて、個別に検討する必要があると考えられる。

分割払いの際は、必要に応じて、利息設定の有無及び利率の設定根拠を明示する必要がある。ただし、分割払いの際の利息収入は運営権対価には含まれない。

3.1.7. VFM

1. 水道事業へのコンセッション方式の導入においても、通常の PFI 事業と同様に VFM を検討し、基本的には定量的評価に基づき、「VFM がある」事業について導入することが望ましい。
2. VFM の算出方法としては、当該地方公共団体が自ら事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権者が支払う運営権対価を比較することが考えられる。

〔解説〕

1. について

PFI 事業については、PFI 事業として実施することにより、当該地方公共団体が自ら事業を実施する場合と比較して財政負担が軽減されるかどうか、あるいは公共施設等がより有効に活用されているかといった観点から、効率的かつ効果的に実施できることを検証するために定量的評価を行うこととされている。

水道事業は公営企業会計に基づき実施されている事業であることから、コンセッション方式の導入においても、通常の PFI 事業と同様に VFM を検討し、基本的には定量的評価に基づき、「VFM がある」事業について導入することが望ましい。

ただし、各地方公共団体の個別の事情により異なるが、「VFM がない」と判断される事業であっても、例えば技術系職員の減少や水道施設の管理ノウハウの蓄積・継承における課題が解決されるなど、定性的評価面での効果が見込める場合においてはこの限りではない。

2. について

コンセッション方式における評価方法としては、例えば、当該地方公共団体が事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権者が支払う運営権対価を比較することが考えられる。

ただし、定量的に評価できないリスクが一定程度存在することが考えられることから、定量的評価で VFM がない場合であっても、定性的評価により、総合的に PFI 事業としての実施の適否を判断することも考えられる。

VFM の評価の時期については、特定事業選定時及び事業者選定時を原則とする。

なお、前項の運営権対価や、VFM を算出するにあたっては、次のようなステップで検討していくことが考えられる。

- ① 公共直営時の事業収支の算定
- ② 運営権者が水道事業の主体となって実施した場合の事業収支の算定
- ③ 運営権対価の算出
- ④ VFMの算出

第IV編 PFI 導入の検討
3 コンセッション型における検討内容
3.1 コンセッション導入における検討事項

■公共直営時の損益計算書(イメージ)

(単位:百万円)

	1年目 H〇年	2年目 H〇年	3年目 H〇年	N年目 H〇年
営業収益					
給水収益(需要の減少を考慮)				
その他営業収益				
営業費用					
原水及び浄水費				
人件費				
動力費(物価の上昇を考慮)				
...				
その他				
配水及び給水費				
受託工事費				
総係費				
減価償却費				
営業収支					
営業外収益					
営業外費用					
支払利息					
その他					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
-					
-					
当年度純利益				

①公共直営時の事業収支の算定
 ・地方公共団体が運営する場合の事業収支は、基本計画、アセットマネジメントの検討時等に通常作成しているものを想定している。
 ・ただし、十分なアセットマネジメントを行うことが重要であり、各種リスクを見込んだ収支を算定する必要がある。
 (例えば、将来の水需要減少リスクを予測した給水収益、物価の上昇リスクを見込んだ動力費など)
 ・水道供給等の活動によって得られる営業キャッシュフロー(CF)、設備投資の結果を反映する投資CF、金融機関からの資金調達等の結果を反映する財務CFを合計したCF合計を算定する。
 ・CF合計を現在価値化したものを公共直営時の事業収支とする。

■運営権者の損益計算書(イメージ)

(単位:百万円)

	1年目 H〇年	2年目 H〇年	3年目 H〇年	N年目 H〇年
営業収益					
給水収益(需要の減少を考慮)				
その他営業収益				
営業費用					
原水及び浄水費				
人件費				
動力費(物価の上昇を考慮)【民間の創意工夫による削減を考慮】				
...				
その他				
配水及び給水費				
受託工事費				
総係費【モニタリング費用、アドバイザー費用など】				
減価償却費				
営業収支					
営業外収益					
営業外費用					
支払利息【民間の場合の銀行金利】					
その他					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
当期利益					
【法人税等】					
当期純利益					

②運営権者が水道事業の主体となって運営した場合の事業収支の算定
 ・公共直営時の事業収支をベースとし、民間事業者へのヒアリング等を行い、民間の創意工夫により削減可能な費目・削減額等を考慮したうえで、事業収支を算定する。
 ・このとき、各種リスクに対する調整額は、公共直営時の場合と同等として見込む。
 ・運営権者特有の費目を考慮する。
 (例えば、モニタリング費用、アドバイザー費用など)
 ・民間事業を運営権者とする場合は、民間事業者に係る税制等(法人税、民間の場合の銀行金利等)を考慮して算定する。

■公共直営時のキャッシュフロー表(イメージ)

	1年目 H〇年	2年目 H〇年	3年目 H〇年	N年目 H〇年
営業CF					
当年度純利益				
減価償却費				
その他				
投資CF					
建設改良費				
財務CF					
資金調達				
借入金返済等				
CF合計					
期初現金預金残高				
期末現金預金残高				

現在価値化

公共直営時の事業収支

④VFMの算出

・運営権対価から公共直営時の事業収支を減じたものをVFMとし、その値が正であれば、「VFMがある」とする。

運営権対価

-

公共直営時の事業収支

=

VFM

■運営権者のキャッシュフロー表(イメージ)

	1年目 H〇年	2年目 H〇年	3年目 H〇年	N年目 H〇年
営業CF					
当期純利益				
減価償却費				
その他				
投資CF					
設備投資【民間の創意工夫による削減を考慮】				
財務CF					
資金調達				
借入金返済等				
CF合計					
期初現金預金残高				
期末現金預金残高				

現在価値化

運営権対価

③運営権対価の算出

・営業CF、投資CF、財務CFの合計値を現在価値化したものを踏まえて、運営権対価を算定する。

図IV-3-2 運営権対価・VFMに関する算出方法の検討事例

3.1.8. その他の検討すべき事項

コンセッション導入に際しては、前述 3.1.1～3.1.7 までの検討事項の他に、以下の事項についても留意する必要がある。

1. 指定管理者制度の適用
2. モニタリング等の実施組織
3. 水利権の取り扱い
4. 浄水汚泥の排出主体
5. 省エネルギー・環境対策
6. 災害時等の危機管理対策と対応体制

なお、1.～4.の項目については関係省庁の見解を反映させて記載しているが、事業実施に当たっては関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

〔解説〕

1. について

指定管理者制度とは、地方自治法上の「公の施設」について、地方公共団体から指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度であり、この制度を適用することで、施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限を指定管理者に実施させることが可能となる。ここでいう公の施設とは、地方自治法第 244 条で、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義されており、一般に地方公共団体が有する水道施設はその性質上、公の施設となる。

内閣府のガイドラインでは、運営権に施設の使用許可等の施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限は含まれないとされていることから、コンセッション方式で運営権者に施設の使用許可等を実施させようとする場合には、通常、指定管理者制度の適用が必要である。

しかしながら、水道法では、第 6 条（事業の認可及び経営主体）において、水道事業の経営主体は原則として市町村とされているものの、市町村以外の者（民間事業者を含む）であっても当該市町村の同意を得たうえで厚生労働大臣の認可を得れば、水道事業を営むことができることと規定されており、この場合においては市町村と同様に水道法に基づいて水道事業者の権限（公権力の行使を含む）を行使することが可能となる。

したがって、水道事業におけるコンセッション方式において、指定管理者制度を併用する必要はない。ただし、運営権者が行う水道料金の変更に対し、管理者が「承認」の形で関与する必要があると地方公共団体が判断した場合、指定管理者制度の併用を阻むものではない。

なお、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

2. について

コンセッション導入後において、管理者等は、運営権者が実施する事業の適正を確保するためにモニタリング等を実施する組織を設けることとなるが、この実施組織の位置付けについて考慮する必要がある。

地方公共団体が水道事業を実施する場合、地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業として事業を実施している。コンセッション導入後において地方公共団体が実施する事業へは地方公営企業法が適用されると一般的には考えられるが、個別事例については、運営権事業の内容に応じ個々に判断されるものである。

なお、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

3. について

水道事業者が表流水等を水源としており、水利権を有する場合には、その取り扱いについて留意する必要がある。水利権は、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の規定に基づいて事業者が取得する、河川の流水を占用するための権利であり、コンセッションの導入に際しては、この水利権許可申請の主体が、地方公共団体か運営権者かについて考慮する必要がある。

流水の占用は、取水施設を設置・管理することによりなされており、水利権使用許可申請の一部である河川法第 24 条（土地の占用の許可）は、実際に河川区域に設置されている取水施設に対して占用の許可が与えられるものであることから、水利使用許可は取水施設の所有者である地方公共団体が申請すべきものであると考えられる。

また、河川法第 26 条（工作物の新築等の許可）、河川法第 55 条（河川保全区域における行為の制限）の規定における、工作物の新築・改築・除却に伴う許可申請や、取水量の報告など、水利使用許可に伴って生じる義務についても、水利使用の許可を受けた地方公共団体が行うべきものであると考えられる。

ただし、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、河川管理者と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

4. について

水道事業者が浄水汚泥の発生する浄水場等の施設を有する場合には、汚泥の処理等について留意する必要がある。当該浄水汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃掃法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号（定義）において、産業廃棄物と定義されており、コンセッションの導入に際しては、この浄

水汚泥（産業廃棄物）の排出主体が、地方公共団体か運営権者かについて考慮する必要がある。

排水処理施設でのPFI導入事例では、汚泥の排出コントロールを事業者が実施していることから、民間事業者は浄水場汚泥の収集・運搬を実施しているものとして解釈されるため、排出主体は地方公共団体であるとして実施されている。

ただし、浄水場全体をPFI事業で実施する場合には、汚泥の排出コントロールから収集・運搬まで全ての業務を民間事業者で実施することから、排出主体は民間事業者として取り扱われる。

コンセッションで事業を実施した場合でも、PFI導入事例に倣って考えると、事業の経営主体は原則運営権者であり、汚泥の発生から処分までの管理についても運営権者が行うことから、排出主体は運営権者であり、廃掃法に基づいた対応を運営権者が実施する必要がある。

具体的には、運営権者が廃掃法に示す事業者となり、産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、運営権者は廃掃法第12条（事業者の処理）に基づき政令で定める基準に従って汚泥処理を実施する必要がある。同様に廃掃法第12条第9項に示すように、多量の産業廃棄物を生ずる運営権者については、産業廃棄物の減量に関する計画書を都道府県知事に提出するなど、現在、公共側が実施している活動に対しても運営権者が実施を行うこととなる。なお、当該浄水汚泥の処理を他人に委託する場合には、運営権者は廃掃法第12条第5項及び第6項に基づき、委託基準に従って処理の委託をする必要がある。

一方、汚泥の脱水機などの廃掃法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）に示す施設を設置する場合には、廃掃法第15条（産業廃棄物処理施設）の規定に基づき、設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

このとき設置を行うものは、施設の所有者として解釈できることから、運営権事業に汚泥脱水機など産業廃棄物処理施設の建設を含む場合でも、所有権を有している公共側で設置許可を受ける必要があると考えられる。また、公共側が設置許可を取得した脱水機等を運営権者が使用する場合には、廃掃法第15条の4で準用する第9条の5に定める借り受けの許可が必要と考えられる。

ただし、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、当該浄水汚泥の処理を行おうとする区域を管轄する各自治体の関係部局との十分な協議・調整を行うことが望ましい。

5. について

水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のため多大な電力を要することから、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用向上を図るなど、省エネルギー・環境対策に積極的に取り組むことが求められる。

省エネルギー対策の実例として、高効率機器、ポンプのインバータ制御、ピークカット用蓄電池等が考えられ、再生可能エネルギー対策の実例として、小水力発電、太陽光発電等の導入が考えられる。

このような取組については、必ずしも便益として評価できなかつたり、短期間ではコストパフォーマンスが得られなかつたりするケースも考えられるが、水道事業者においても地球環境の保全、地域環境の保全に貢献することの重要性を鑑み、運営権者の評価、選定の段階において可能な限り配慮、評価することが望まれる。

6. について

例えば、大規模災害の発生時において、自らが運営している水道施設の一部が被災した場合の応急復旧工事の実施、給水が停止した場合の住民への応急給水、災害時に備えた資機材の確保等、また従来地方公共団体が水道事業を実施していた際に行っていた協定等に基づく近隣の水道事業体への応援等について、予め契約書等で明らかにしておく必要がある。

また、取水施設の上流の水源において水質汚染事故が発生し、有害物質が流入した場合において、流域の関係水道事業者と連携し、情報の収集、交換及び共有の体制を整えるとともに、緊急的な水質検査の実施、浄水処理方法の変更や取水、給水の停止等について検討しなければならないが、このような水質汚染事故時の対応等についても、予め契約書等で明らかにしておく必要がある。

〔参考〕公の施設（地方自治法 第十章）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

〔参考〕河川法

(流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(権利の譲渡)

第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(河川保全区域における行為の制限)

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

〔参考〕 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

（定義）

- 第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。
- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（事業者の処理）

- 第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。
- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

第IV編 PFI 導入の検討
3 コンセッション型における検討内容
3.1 コンセッション導入における検討事項

- 1 1 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 1 2 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 1 3 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

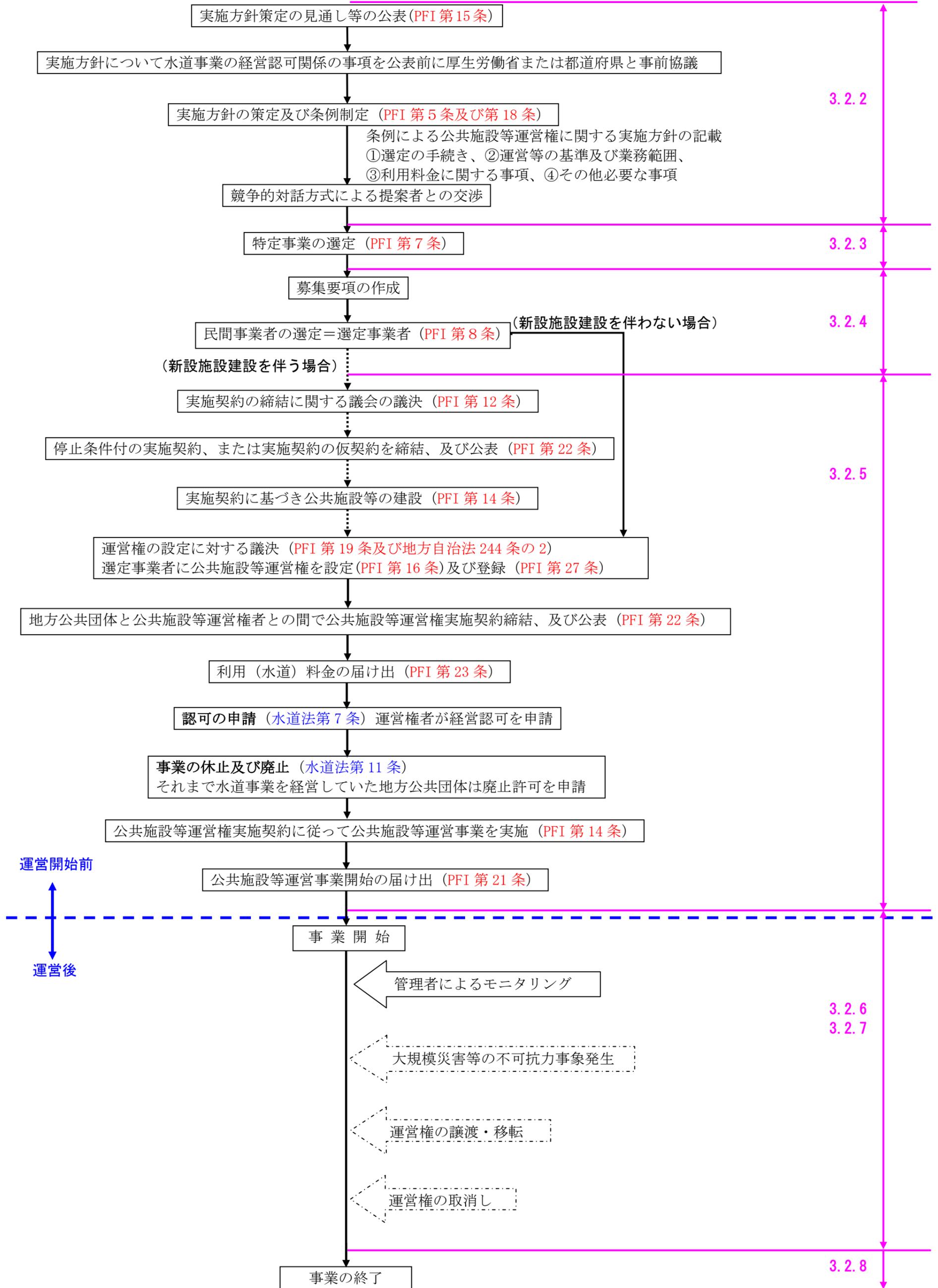
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

3.2. コンセッション型事業の実施における留意事項

3.2.1. 検討内容の概要と進め方

コンセッション型事業における事業の進め方については、2.3.1 に示す従来型 PFI の場合と大きく異なるものではない。

ただし、事業実施のための各段階において、コンセッション型事業特有の留意事項について検討する必要があるため、ここではコンセッション型事業の導入手順（案）を示し、この手順に沿う形で、検討が必要な留意事項をとりまとめた。



図IV-3-3 コンセッション型事業の導入手順（案）

3.2.2. 実施方針の策定、条例の制定及び公表

1. コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17 条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）及び PFI 法第 18 条（実施方針に関する条例）の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。
2. 実施方針は PFI 法第 5 条（実施方針）及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。
3. 実施方針を策定する前に、水道事業の認可権者である厚生労働省または都道府県と、当該実施方針の内容について十分に協議を行うこと。
4. 民間のノウハウや創意工夫を積極的に利用するために、競争的対話方式を活用し、実施方針や要求水準書に反映することが有効であると考えられる。

〔解説〕

1. について

コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17 条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）及び PFI 法第 18 条（実施方針に関する条例）の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。

また実施方針に関する条例には、以下の事項について定める必要がある。ただし、詳細な事項については実施方針にて定めるものとし、条例は実施方針策定時の阻害とならないように、その大枠を定めるものとなる。

1. 民間事業者の選定の手続き
(総合評価落札方式、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約等)
2. 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準（関係法令の順守）
3. 業務の範囲（3.1.5 で記載のとおり、水道施設の総体とすることが前提）
4. 利用料金に関する事項（3.1.2 参照）
5. その他必要な事項

〔参考〕PFI 法第 17 条(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）
- 五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

〔参考〕PFI 法第 18 条（実施方針に関する条例）

第十八条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

2. について

実施方針は PFI 法第 5 条（実施方針）及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。

コンセッション事業における実施方針の目次（案）を以降に示す。

※公共施設等の立地並びに規模及び配置

- ・水道事業の場合、運営権の設定範囲は管路を含む水道施設の総体を前提とするため、施設の立地・配置については、給水区域全体とすることが基本と考えられる。ただし、実施方針を定める際に、運営権の設定範囲を明確に示すためには、施設の立地・配置を給水区域全体と表記するのではなく、丁目番地を表記することが望ましい。この表記については、水道台帳における給水区域の表記方法が参考となる。
- ・また文字表記のみではなく、管路管理図や、認可申請書に添付する「水道施設の位置を明らかにする図面」など、各種図面を添付することが望ましい。

※土地の賃貸借の考え方

- ・運営権には公共施設を利用する権利、権原が含まれるので、公共施設等運営権実施契約の他に、賃貸借権や使用許可は不要である。
- ・但し、運営権者が第三者に公共施設を貸し付ける場合には権原が必要になる。権限については、貸付を実施するもの（不動産など）が地方自治法第 238 条の四（行政財産の管理及び処分）に基づく範囲か地方自治法第 238 条の五（普通財産の管理及び処分）に基づく範囲にあたるかで賃貸借期間に違いが生じる可能性がある。行政財産となるものについては、地方自治法第 238 条の四の 8 項に示すように借地借家法の適用は受けないこととなるが、普通財産となるものについては借地借家法の適用を受ける可能性もあり、賃貸借期間に制限などが発生する場合も考えられることから、これらの種別については関係省庁との協議が必要になると考える。
- ・上記と同様に、場内の空き地に太陽光発電設備、コンビニエンスストア、清涼飲料水の自動販売機等、水道事業以外の副収入を得られるような施設等を設置する場合には、これら借地上の権限を含めて確認が必要になると考えられる。

〔参考〕PFI 法第 5 条（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

〔参考〕地方自治法第238条の四（行政財産の管理及び処分）

- 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

〔参考〕 コンセッション事業における実施方針の目次（案）

第1	特定事業の選定に関する事項
1	事業内容に関する事項
2	特定事業の選定及び公表に関する事項
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項
1	事業者の選定に係る事項（選定の手続き）
2	競争参加資格に関する事項
3	事業者選定のスケジュール等（認可等の時期）
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
1	事業契約に関する基本的な考え方
2	リスク分担の基本的な考え方及び予想されるリスクとその分担
3	対象業務におけるサービスの水準
4	運営権対価（利用料金）
5	実施状況のモニタリング
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
1	運営権の設定（業務内容、業務範囲）
2	公共施設の内容（名称、規模）
3	土地の使用に関する事項
4	更新投資、新規投資等
第5	事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
第6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合
3	融資団と水道局との協議
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
1	法制上及び税制上の措置に関する事項
2	財政上及び金融上の支援に関する事項
3	その他の支援に関する事項

3. について

コンセッション方式により、水道事業の経営主体が地方公共団体から運営権者に移行した場合、契約締結後に運営権者が水道事業の経営認可の申請を行うことになると考えられる。しかし、実施方針に従った契約の締結後に、実施方針の内容の不備等によって民間事業者が行う認可申請において、水道法第8条に基づく認可基準等に合致しない場合には、手続きに時間を要することになる等、事業運営主体のスムーズな移行の妨げとなる。

よって、実施方針を策定する前に、水道事業の認可権者である厚生労働省または都道府県と、当該実施方針の内容について十分に協議を行うことが必要である。

なお、それまで水道事業を運営してきた地方公共団体が、水道法第11条（事業の休止及び廃止）の規定により廃止の許可を申請するための許可権者との協議の中で、廃止後の給水の継続についても説明が必要となるため、当該実施方針の内容の事前協議については、この廃止の許可申請の事前協議と併行して行われるべきである。

4. について

コンセッション方式はこれまで国内の水道事業において導入された事例がなく、導入を検討する上では、契約に関わる事項を事前に特定し、実施に係る具体的な技術や手段をあらかじめ仕様に明記することが難しい部分も生じるものと想定される。

また要求水準書等の作成のため、多面的な観点から幅広い提案を求めるケースも想定できる。

そこで公平性を保ったうえで、民間事業者のノウハウや創意工夫を積極的に活用するために、競争的対話方式の活用が考えられる。

具体的には、地方公共団体等が民間事業者（応募者）と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）し、対話終了後、提案書の提出要請を行うことである。また必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むことが考えられる。

競争的対話方式の活用にあたっての留意点としては、以下の事が挙げられる。

- ・業務量の目安を公表すること。
- ・必要に応じて提案の詳細の確認を行うこと。
- ・対話参加者の提案を他の参加者の提案の改善に利用すること等は不適切であること。
- ・公平性・透明性・競争性の確保を行なうため、学識経験者やコンサルタント等の活用などを実施すること。
- ・対話内容は秘匿を原則とするが、公平性・透明性・競争性確保の観点から必要

があるものについては適切な時期に公表すること。

- ・ 契約締結後、原則として対話の内容を公表すること。

このように、民間事業者と対話や交渉を行い、その結果を実施方針の内容や要求水準書に反映することで、VFM を高めることも可能になると考えられる。

※競争的対話方式の実施に係る基本的な考え方

- ・ 行政刷新会議公共サービス改革分科会が平成 23 年 4 月に取りまとめた「公共サービス改革プログラム」の中では、民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件や事業内容が複雑な案件等の調達において、発注者と競争参加者との間で仕様等について対話や交渉を行うといった契約手法に関する検討の必要性が提言されている。
- ・ 本プログラムを受けて、内閣府公共サービス改革担当事務局では、平成 24 年 3 月に、対話等を活用した契約手続を実施する上での目安を示す「競争的対話方式の実施に係る基本的考え方（案）」を示している。

3.2.3. 特定事業の評価・選定、公表

- | |
|---|
| <p>1. 特定事業の評価は、VFMの有無により評価を行うのが原則であり、VFMが見込めると判断される場合は、当該事業を特定事業として選定し公表する。</p> |
|---|

〔解説〕

1. について

特定事業の評価・選定、公表については、従来型のPFI事業と同様の手順であり、2.3.3に示すとおりである。

なお、コンセッション方式におけるVFM算出の留意点等については、3.1.7に示すとおりである。

3.2.4. 民間事業者の募集、評価、選定

1. コンセッション方式による民間事業者の募集、評価、選定に際しては、従来型の PFI 事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。
2. コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、応募者による情報の精査が不可欠であると考えられる。
3. 事業者の選定については、競争性のある随意契約を用いることができる。

〔解説〕

1. について

民間事業者の募集、評価、選定については、従来型の PFI 事業と同様の手順であり、2.3.4 に示すとおりである。

ただし、評価等項目については、従来型 PFI が施設整備を主な目的としているのに対して、コンセッション方式では水道事業の継続性を確保することが重要になることを踏まえ、2.3.4 に示した従来型の PFI 事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を対象とした評価等項目を追加する必要があると考えられる。

2. について

コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、事業者選定期間中に、応募者が収益の見込額や、事業運営コスト、事業運営上のリスクを把握することを目的として実施される情報の精査（デューデリジェンス）が不可欠であると考えられる。そのため、応募者には詳細な情報を開示する必要があり、各種図面や台帳等の開示が想定されるが、水道事業においては、地方公共団体が自身で行ったアセットマネジメントの情報開示が重要となる。

アセットマネジメントによって、既存施設をこれまで管理してきた地方公共団体による更新・補修の頻度や周期、それに対応した収支の見通しを示すことで、応募者は自らの特徴を生かした、より質の高い提案を行うことができるものと考えられる。

また、これらの開示情報が不十分である場合、応募者は必要なコストや懸念すべきリスクを把握することが困難となり、想定できないリスクに対応する資金を確保するために運営権対価から減額した提案・応募を行うこと、あるいは応募そのものを回避する可能性があることを考慮する必要がある。

3. について

会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する随意契約によることができる場合については、企画競争、公募型プロポーザル等いわゆる競争性のある随意契約によることが考えられる。

競争性のある随意契約を採用する必要が認められない場合、総合評価一般競争入札による事業者選定を行う。この場合においては、PFI 法第 10 条の規定に基づく技術提案制度の活用が可能である。

〔参考〕 会計法第 29 条の 3（公共施設等運営権の設定の時期等）

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第 1 項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが有利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

〔参考〕 PFI 法第 10 条（技術提案）

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3.2.5. 契約上の事務手続き（実施契約の内容）

1. 事業者選定から運営事業の開始に至るまでに、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続きを行う必要がある。
2. 運営事業を行う前提となる施設の新設を契約に含む場合には、停止条件付の実施契約、または実施契約の仮契約を締結し、施設の建設を行う必要がある。
3. 施設の建設後、及び施設の建設を伴わない場合は、あらかじめ議会の議決を得たうえで、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、公共施設等運営権登録簿に登録する。
4. 公共施設等運営権の設定及び登録の後、地方公共団体と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。また、運営権者は、PFI 法の規定により水道料金についてあらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。
5. 運営権者は、水道法の規定により厚生労働省または都道府県に水道事業の経営認可を申請し、それまで水道事業を経営していた地方公共団体は廃止許可を申請する。認可申請後、運営権者は、事業契約に従って事業を実施するが、事業を開始した時は、PFI 法の規定により遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。

〔解説〕

1. について

運営事業を行う事業者を選定してから、実際の運営事業の開始に至るまでには、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続きを行う必要がある。

必要な事務手続きについて、順を追って示す。

2. について

運営事業を行う前提となる施設の新設を契約に含む場合には、PFI 法第 19 条（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定に基づき、運営権の設定や実施契約は施設の建設後に行うこととなる。

ただし、事業者が施設の建設を行うためには何らかの契約を必要とすることから、PFI 法第 22 条（公共施設等運営権実施契約）の規定に基づく実施契約を施設の建設部分のみの契約とするため、停止条件付の実施契約、または実施契約の仮契約として締結、公表し、PFI 法第 14 条（選定事業の実施）の規定に基づき、実施契約の仮契約に従って施設の新設を行う。

なお、上記の契約の際には、PFI 法第 12 条（地方公共団体の議会の議決）の規定

第IV編 PFI 導入の検討
3 コンセッション型における検討内容
3.2 コンセッション型事業の実施における留意事項

に基づき、議会の議決を得たうえで、契約を締結しなければならない。

〔参考〕PFI 法第 19 条（公共施設等運営権の設定の時期等）

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

- 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
 - 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
 - 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項
 - 三 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。
- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

〔参考〕PFI 法第 22 条（公共施設等運営権実施契約）

第二十二条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
 - 二 公共施設等運営事業の継続となった場合における措置に関する事項
 - 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
 - 四 その他内閣府令で定める事項
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

〔参考〕PFI 法第 12 条（地方公共団体の議会の議決）

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

〔参考〕PFI 法第 14 条（選定事業の実施）

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。））。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

- 2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

3. について

施設の建設後、及び施設の建設を伴わない場合は、PFI 法第 19 条（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定に基づき、あらかじめ公共施設等運営権の設定に対する議会の議決を得なければならない。その後、PFI 法第 16 条（公共施設等運営権の設定）の規定に基づき、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、PFI 法第 27 条（登録）の規定に基づき、内閣府に備える公共施設等運営権

登録簿に登録を行う。具体については、公共施設等運営権登録令及び公共施設等運営権登録令施行規則に準ずる。

〔参考〕PFI 法第 16 条（公共施設等運営権の設定）

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

〔参考〕PFI 法第 27 条（登録）

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に登録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

4. について

公共施設等運営権の設定及び登録の後、PFI 法第 22 条（公共施設等運営権実施契約）の規定に基づき、地方公共団体と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。

当該実施契約には、地方公共団体が定める実施方針に加えて、運営権者が自ら示した提案書の内容を踏まえたものとする。

また、運営権者は、水道料金について実施方針に定める範囲内で、かつ自らが提案書に示した料金を、あらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。

〔参考〕PFI 法第 23 条（公共施設等の利用料金）

第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

5. について

運営権者は、水道法第 6 条第 1 項の規定により厚生労働省または都道府県に水道事業の経営認可を申請し、それまで水道事業を運営していた地方公共団体は、水道法第 11 条第 1 項の規定により廃止許可を申請する（3.1.1 参照）。

運営権者による事業の経営認可申請はこれまで事例がなく、各種調整や詳細な検討が必要となることも想定されることから、十分な協議期間を設定しておく必要がある。

認可申請後、運営権者は、PFI 法第 14 条の規定に基づき、事業契約に従って事業

第IV編 PFI 導入の検討
3 コンセッション型における検討内容
3.2 コンセッション型事業の実施における留意事項

を実施する。また PFI 法第 21 条（公共施設等運営事業の開始の義務）の規定に基づき、事業を開始した時は、遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。

〔参考〕 PFI 法第 21 条（公共施設等運営事業の開始の義務）

第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

3.2.6. 事業の実施、モニタリング

1. コンセッション事業におけるモニタリングは、従来型の PFI 事業におけるモニタリング項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。
2. コンセッション事業では、モニタリングを行うための知見や知識を地方公共団体内部に蓄積することが困難になると想定されるため、第三者である専門家等を活用することが有効であると考えられる。

〔解説〕

1. について

PFI 事業は性能発注に基づき運営権者を募集するものであり、モニタリングの必要性については 2.3.6 項に示したとおりである。

コンセッション事業においては、2.3.6 項に示した従来型の PFI 事業における水質管理、施設の施工・維持管理を主眼とした項目に加え、水道事業の持続性の観点から、財務状況やサービス水準を評価対象としたモニタリング項目を追加する必要があると考えられる。追加するモニタリング項目の一例を以下に示す。この他、(公社)日本水道協会作成の「水道施設管理業務評価マニュアル案(平成 25 年 3 月)」を参照し、モニタリング項目の選定、評価を行うことも有効であると考えられる。

また、コンセッション事業においても、特に利用者である給水区域の住民との積極的なコミュニケーションを継続することが必要である。将来にわたり、持続的な水道サービスを提供していく上で、事業規模や料金体系の見直しを行うことも考えられ、こうした状況を利用者に説明し、理解を得ていくことが必要不可欠である。

さらに、施設更新の必要性や更新しない場合の将来の問題点、更新に必要な事業費と資金調達の見通し、更新スケジュール等、地方公共団体が事業を行う場合と同様に分かりやすく工夫しつつ説明する必要がある。

このような住民とのコミュニケーションに関する日常的な取組に関しても、予め契約書等で明らかにしておくとともに、モニタリングにおいて確認することが必要となる。

表IV-3-2 コンセッション事業特有のモニタリング項目の一例

モニタリングの目的	モニタリング項目
健全経営の維持	財務諸表、経営指標
サービス水準の維持・向上	サービス受益者への満足度調査、苦情の状況の確認、サービス提供状況の現地確認等

2. について

モニタリングの最終責任は地方公共団体にあり、公共サービスを満たしているかの測定及びその結果に基づく評価等は、地方公共団体が自ら行う必要があるが、PFI 法第 28 条（指示等）では、「公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」としており、評価のためのデータ収集・解析にあたっては、第三者である専門家等を活用することも考えられる。

コンセッション事業では、事業の主体が運営権者への移行することにより、モニタリングを行うための知見や知識を管理者である地方公共団体内部に蓄積することが困難になると想定されるため、モニタリングデータの収集・解析にあたっては、第三者である専門家等を活用することが有効であると考えられる。

3.2.7. 事業実施期間中の留意事項

1. 事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われるが、大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、地方公共団体と運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。
2. 運営権者が事業の譲渡・移転を行おうとする場合は、地方公共団体の許可及び議決が必要となる。
3. 管理者は、運営権者の契約不履行に対して、一定の期間内に不履行が是正されない場合、契約を解除することができる。ただし、水道サービスを持続的に提供することの重要性等を勘案し、慎重に行うべきである。

〔解説〕

1. について

事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われることが基本であるが、大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、安全な水の安定供給という水道事業本来の目的を達成するため、管理者と運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。

2. について

運営権者が事業の譲渡・移転を行おうとする場合は、PFI 法第 26 条（処分の制限）の規定に基づき、管理者である地方公共団体の許可及び議決が必要となる。

同条の規定では、管理者である地方公共団体は、譲渡・移転先が①欠格事由に該当せず、かつ、②運営権の移転が実施方針に照らして適切である場合には、許可をすることとしており、移転の許可には裁量性がないと解される。運営権の移転に一定の要件を課す場合は、実施方針において、運営権の移転に関する条件を予め規定する必要があり、水道サービスの受益者等関係者の利益に配慮して要件を課す必要がある。

〔参考〕 PFI 法第 26 条（処分の制限）

第二十六条 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。

2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。

二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

3. について

地方公共団体は、運営権者の契約不履行に対して、必要な合議期間を設けて催告し、当該期間内に不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面で通知することにより、PFI 法第 29 条（公共施設等運営権の取消し等）の規定により、契約を解除することができる。ただし、水道サービスを持続的に提供することの重要性等を勘案し、運営権の取消しとなる原因の除去を求めるなど、契約解除以外に取りうる手段の有無を検討した上で慎重に行うべきである。

なお、契約を解除する場合には、水道事業の廃止許可が必要となる点にも留意する必要がある（詳細は 3.1.1 項参照）。

また、当初の運営権者が運営権の取消しとなった場合においても、水道サービスを持続させていくために、代替して事業を行うことが可能なバックアップサービスを運営権者が手配しておくことについて、実施方針に示しておくことも考えられる。

〔参考〕PFI 法第 29 条（公共施設等運営権の取消し等）

第二十九条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。
 - ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。
- 二 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- へ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。
- ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。
- 二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
- 4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

表IV-3-3 運営権の消滅事由と補償

	運営権の消滅事由	補償
公共帰責	運営権放棄（運営権者の同意が必要） （PFI 法第 26 条第 5 項及び第 6 項）	実施契約上のリスク分担
	運営権の取消し （PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号）	PFI 法第 30 条に基づく補償
運営権者 帰責	運営権放棄（運営権者の同意が必要） （PFI 法第 26 条第 5 項及び第 6 項）	実施契約上のリスク分担
	運営権の取消し （PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号）	実施契約上のリスク分担
不可抗力 （天災等）	公共施設等が完全に滅失した場合、 自動的に消滅 （PFI 法第 29 条第 4 項）	実施契約上のリスク分担
	・ 運営権の取消し （PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号）	PFI 法第 30 条に基づく補償
	・ 運営権放棄（運営権者の同意が必要） （PFI 法第 26 条第 5 項及び第 6 項）	実施契約上のリスク分担

〔参考〕 PFI 法第 30 条（公共施設等運営権者に対する補償）

第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者（以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者とが協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。
- 4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。
- 6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設等運営権（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。
- 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

- ・運営権の取り消しに伴う損失の補償は、公共用地補償基準における営業補償の基準に従い行われることになると考えられる。
- ・運営権が取り消された時点において、既に運営権者が支払った運営権対価のうち、残余の事業期間分に対応する分については、運営権者へ支払う必要がある。

表IV-3-4 公共用地補償基準における営業補償の概要

公共用地の取得に伴う損失補償 基準要綱による補償の対象	概 要
◇営業廃止補償の場合	
独立した資産として取引される慣習のある営業の権利その他の営業に関する無形の資産については、その正常な取引価格	いわゆる「のれん」等の営業上の諸利益。
機械器具、農具、漁具、商品、仕掛品等の売却損その他資産に関して通常生ずる損失額	運営権者が設置した施設、利用者のために仕入れたものの残品。
従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当であり、かつ、従業員を継続して雇用する必要転業に通常必要とする期間中の休業手があるものと認められる場合における当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額	運営権者の雇っている従業員。
転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額	運営権者の転業を前提として、転業までの期間中に営業をしていれば得られたと見込まれる収益。
◇営業休止補償の場合	
休業を通常必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課その他の当該期間中においても発生する固定的な経費及び従業員に対する休業手当相当額	運営権者が休業期間中に事務所を維持するために必要な税、光熱費等の基本料金。休業手当。
休業を通常必要とする期間中の収益の減少額	休業期間中に営業を継続していれば得られたと見込まれる収益。
休業することにより、又は営業を行う場所を変更することにより、一時的に顧客を喪失することによって通常生ずる損失額（前号に掲げるものを除く。）	休業・移転により一時的に得意先を失い、これを回復するまでに発生する収益減。
営業を行う場所の移転に伴う輸送の際における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他移転に伴い通常生ずる損失額	営業場所移転を周知するための広告費等。

※ 算出方法については、損失補償基準細則による。

3.2.8. 事業の終了

1. コンセッションによる事業を終了しても、水道事業を継続していくためには、事業終了以降の運営体制について、事業の終了前に検討しておく必要がある。
2. 主に事業期間後半に行った投資で事業期間終了後にもその効果が発生する施設等の整備費用の負担について考慮する必要がある。

[解説]

1. について

コンセッションは有期契約であるため、契約期間に従い事業の終了を迎えるものである。ただし、コンセッションによる事業を終了しても、水道事業は継続していく必要があるため、事業終了以降の運営体制について、事業の終了前に検討しておく必要がある。

再度コンセッション契約を行う場合には、当初と同様にコンセッション事業実施のための実施方針の策定や、特定事業の募集・評価・選定等を行うための組織体制を整備しておく必要がある。

また、地方公共団体が再度事業を行う場合には、経営・維持管理を行う職員の配置など、組織体制を整備しておく必要がある。

なお、再度コンセッション契約を行い運営権者が当初と変更になる場合、または地方公共団体が再度事業を行う場合には、新たに運営を行う主体が事業の経営認可の申請を行い、当初の運営権者は事業の廃止許可の手続きを行う必要がある。

2. について

公共施設等運営権制度を活用した場合の会計処理について、「運営権が設定される施設等の減価償却期間が経済的耐用年数となるのに対して、運営権者における運営権の減価償却期間は実施契約に規定される運営事業の事業期間となる。※」ことが指摘されている。このため、更新投資が必須となる水道施設について、契約期間内に更新投資を行なった費用を回収する場合、償却期間の不足から原価償却費が後半へいくほど大きくなり、水道料金の適正な原価を導くことができなくなるおそれがある。

このようなことから、適正な原価を導くためには、主に事業期間後半に行った投資で事業期間終了後にも、その効果が発生する施設等の整備費用の負担について考慮する必要がある。一例として、残存価値分を新たに選定された運営権者が負担する方法や、管理者等が負担する方法が考えられる。

※ 内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室）：公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告（中間とりまとめ）、平成 25 年 9 月 6 日

4. 民間発案の場合の対応

4.1. 民間提案への対応

1. 民間事業者は PFI 法第 6 条（実施方針の策定の提案）の規定に基づき、水道施設を管理する地方公共団体に対して事業の提案を行うことができる。
2. 提案を受けた地方公共団体は、当該提案について検討を行い、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

【解説】

1. について

平成 23 年 6 月 1 日の PFI 法改正により、民間事業者が PFI 手法を用いた特定事業を実施しようとする場合に、水道施設を管理する地方公共団体に対して、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案できることとなった。

PFI 法改正以前は、地方公共団体の発案に対して民間事業者が応募する形式のみであったが、この法改正により民間事業者の自由な発想・ノウハウを生かした提案が可能となり、PFI 事業への参入意欲促進が期待されている。

なお、民間事業者が提案を行う場合には、以下の書類を揃えて提出する必要がある。

民間提案に必要な書類

通常実施されている可能性調査の項目を踏まえ、以下の内容が基本であると考えられる。

① 特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運營業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ なお、民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

③ 評価の過程及び方法

- ア 支払いに関する評価の過程及び方法、事業の採算性の評価等
- イ サービス水準に関する評価の過程及び方法

出典：PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）

2. について

提案を受けた地方公共団体は、当該提案について事業の意義・必要性、実現可能性等の観点から検討を行い、検討結果がまとまった際には、遅滞なくその結果を当該民間事業者へ通知しなければならないこととなっている。これより、水道施設を管理する地方公共団体は、民間事業者からの提案の受付や評価等を適切に行うため、予め窓口の明確化や検討を行うための組織体制を整備しておく必要がある。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）では、民間提案に対する国等の措置として、以下のような対応方針を示している。

〔参考〕民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）

4. 民間提案に対する措置

国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。
また、国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努めるものとする。
- (2) 国等は、民間提案を受けたときは、当該民間提案の趣旨を踏まえ、当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びPFI事業を活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性等につき検討すること。なお、当該検討は、業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに行うこと。
- (3) 国等は、民間提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該民間提案を取り扱うこと。
- (4) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認めるときは、その旨を、当該民間提案を行った民間事業者へ通知した後、速やかに、実施方針の策定を行うこと。また、民間提案を受けて実施方針を策定する際には、知的財産として保護に値する提案内容の取扱いについて配慮すること。
- (5) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該民間提案を行った民間事業者へ通知すること。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考と供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、公表するものとする。
- (6) 国等は、民間提案の検討に相当の期間を要する場合は、当該民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知すること。

〔参考〕PFI法第6条（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者へ通知しなければならない。